

地上デジタル放送の利活用の在り方と 普及に向けて行政の果たすべき役割

＜平成16年諮問第8号 第6次中間答申＞

平成21年5月25日
情報通信審議会

目次	
第1章 総論	1
1. 基本的な考え方	1
2. 放送のデジタル化の意義	1
3. 第5次中間答申を踏まえた取組	2
4. 第6次中間答申の役割	3
第2章 国民の理解醸成	3
1. 周知広報	3
2. 経済波及効果等	7
第3章 受信側の課題	8
1. 受信機普及	8
2. 受信機器購入等の支援	14
3. 高齢者等サポート	15
4. 受信障害対策共聴施設の対応促進	17
5. 集合住宅共聴施設の対応促進	19
6. 辺地共聴施設の対応促進	20
7. 個別アンテナの改修等促進	21
8. 公共施設のデジタル化	23
第4章 送信側の課題	24
1. 中継局整備促進	24
2. デジタル難視解消	26
3. デジタル混信解消	27
4. 衛星利用による暫定的な難視聴対策	28
5. ケーブルテレビのデジタル化の推進等	29
6. ケーブルテレビのデジアナ変換サービスの暫定的導入の促進	30
7. ケーブルテレビによる地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入の促進	33
第5章 地デジの有効活用	34
1. 公共分野での活用促進	34
2. 字幕放送・解説放送等の推進	36
3. 地デジの特性を活かした番組づくり	37
4. 緊急地震速報の速やかな伝送	38
第6章 アナログ放送終了にあたってのその他の課題	38
1. 悪質商法対策	38
2. 廃棄・リサイクル等	39
3. アナログ放送終了手順	41
4. アナログ放送終了リハーサル	42
5. BSアナログ放送の終了に係る周知広報活動等との連携	43
第7章 推進体制	43
1. 政府の体制強化	43
2. 県単位の推進組織と計画等	44
第8章 アナログ放送終了後の課題	44
1. デジタル放送用周波数の再編（リパック）	44
2. 東京スカイツリーへの送信設備の移転	46

第1章 総論

1. 基本的な考え方

2011年7月24日の地上デジタル放送への完全移行まで、残り800日を切っている。今後、このわずかな期間で、すべての国民がデジタル放送に対応できるような環境を整備するためには、多くの課題がある。しかし、デジタル放送への完全移行は、我が国全体、また国民一人一人が、大きなメリットを享受するために、必ず実現していかななくてはならない。

また、放送分野だけではなく、通信分野でもブロードバンド化が進むとともに、携帯電話等携帯端末での情報のやりとりが一般化している状況や、諸外国においてデジタル放送への完全移行が着々と進められている状況を踏まえれば、アナログ放送からデジタル放送への移行は不可避である。

当審議会では、デジタル放送の利活用を中心に取りまとめた「第1次中間答申」(2004年7月)以降、累次の中間答申でデジタル放送推進に関する提言を行ってきた。第5次中間答申(2008年6月)では、第4次中間答申(2007年8月)で洗い出された課題を踏まえ、デジタル放送に完全移行するために必要と考えられる施策を、完全移行の時期(2011年7月)から逆算して体系的に整理し提言をしたところである。第5次中間答申を踏まえて、関係者は様々な取組を行うとともに、第5次中間答申の提言以後も、当審議会における議論を踏まえて、施策の改善や新たな施策の実施など取組を強化してきた。

このような取組の結果、国民のご理解やデジタル受信機の普及はある程度進んだと考えられるが、これからが正念場である。また、共聴施設のデジタル化対応についても、計画的な対応が必要な時期になっている。

今後は、国民の方々に、デジタル化の意義・方法等についてご理解いただくことは勿論のこと、行動に移していただくための取組が急務となる。

まずは、デジタル放送への完全移行の必要性・意義を再度明確化するとともに、政府、放送事業者、メーカー、販売事業者、地方公共団体、消費者団体など関係者が一層連携して行動することが必要である。アナログ放送終了までに対応すれば良いと考えている方々が多い中で、特に対応方法に関する情報が不足しているためにデジタル未対応の方々に、すみやかに行動を起こしていただけるよう、関係者が一丸となって、必要なあらゆる手段を講じ、広範な働きかけや支援を行っていくことが不可欠である。

以上のような考え方を基本に、本中間答申を提言する。

なお、地上デジタル放送への完全移行に向けて、経済環境等の変化により、本中間答申で想定していないような新たな課題が生じるような場合には、関係者が協力して臨機応変に対応していくことが必要である。

2. 放送のデジタル化の意義

地上デジタルテレビ放送は、平成13(2001)年の電波法改正等により国の政策として導入が決定され、平成15(2003)年12月に三大都市圏で開始された。また、平成18(2006)年12月には、全放送事業者のデジタル親局が開局し、全都道府県でデジタル放送を視聴することが可能となった。

この地上デジタル放送への移行については、アナログテレビ放送を受信していた世帯がデジタルテレビ放送を受信するためには、一定の経済的負担がかかることとなるが、日本が、世界で最先端のICT国家としての高度な情報通信の基盤を構築し、国民一人一人が高度情報通信技術のメリットを享受できるようにするとともに、増大する周波数需要にこたえていくためには、地上放送のデジタル化は不可欠である。

これは、地上デジタル放送への移行による視聴者にとってのメリットであるとともに、国民全体にとってのメリットでもある。

視聴者にとってのデジタル化のメリットとしては、例えば、高画質・高音質によるテレビ番組を見ることができるようになる(大画面でもきれいなハイビジョン映像を楽しむことができる)ことのほか、データ放送や「ワンセグ」、マルチ編成など、アナログテレビ放送では実現困難であった新しいサービス利用が可能となることなどがある。また、電子番組表(EPG)の標準化により今後の放送番組を画面上で確認・予約が可能になることや、字幕放送の標準化により耳の不自由な方が番組を楽しんだり音が出せない場所等で番組を見ることが可能となるなどのメリットもある。

国民全体としてのデジタル化のメリットとしては、例えば、周波数利用の観点からアナログテレビ放送時に使用していた周波数の約 65%に効率化が図られるため、残りの周波数は、周波数ニーズの高まっている他の用途（①需要の増大により周波数の確保が必要となる携帯電話等の「電気通信」、②より安全な道路交通社会の実現に必要な「高度道路交通システム（ITS）」、③安心安全な社会の実現等のためにブロードバンド通信が可能な「自営通信」、④移動体向けのマルチメディア放送等テレビジョン放送以外の「放送」）に用いることが可能となることである。この空き周波数の利用については、現在、ワイヤレスブロードバンド時代を踏まえたシステムの検討が行われている。

なお、諸外国においてもアナログ放送からデジタル放送への移行が進められている。欧米では、2000 年代初頭を中心にデジタルテレビ放送が開始されている。また、アジア諸国でも順次デジタルテレビ放送が開始され又は開始される予定である。既に、オランダ（2006 年終了）、スウェーデン（2007 年終了）、フィンランド（2007 年終了）ドイツ（2008 年終了）などでは、アナログ放送を終了している。アメリカでは、2009 年 1 月にハワイ州でアナログ放送を終了し、同年 6 月には他州でもアナログ放送を終了する予定である。フランス（2011 年終了予定）、イギリス（2012 年終了予定）、韓国（2012 年終了予定）などでも、アナログ放送終了に向けて取り組んでいる。このような状況を踏まえ、我が国でも世界の潮流に取り残されないよう早期に完全デジタル化を行う必要があり、また放送番組の流通（グローバルマーケット）の観点からも意義があると考えられる。

また、我が国で開発された地上デジタル放送に係る技術方式は、一つの放送電波においてハイビジョン放送と「ワンセグ」が同時に実現できることや優れた移動受信特性など、その優位性が国際的にも高く評価されブラジル、ペルーで採択されるとともに、その他南米及びアジア諸国において採用の検討が続いている。現在、官民連携して推進されている国際展開の活動は、我が国の ICT 産業の国際競争力の強化を促し、経済成長を牽引するものとして期待でき意義あるものである。

3. 第 5 次中間答申を踏まえた取組

平成 20(2008)年 6 月の第 5 次中間答申では、「アナログ放送を円滑に終了させるために必要な施策は何か」という観点を中心に、第 4 次中間答申でさらに検討を行うこととされていた事項を含めて、最終段階の残りの期間で実施すべきことをすべて盛り込むこととした。

第 5 次中間答申を踏まえて、総務省では、平成 20(2008)年 7 月に「地上デジタル放送推進総合対策」を策定するとともに、平成 21(2009)年度予算に必要な予算措置を講じている。具体的には、デジタル受信相談体制の充実・強化、高齢者・障害者への働きかけ・サポート、NHK 受信料全額免除世帯への受信機器購入等の支援、辺地共聴施設の改修等支援、都市受信障害施設の改修支援、暫定的な衛星利用による難視聴対策、デジタル中継局の整備支援、デジタル混信対策、ケーブルテレビのデジタル化支援、アナログ放送終了リハーサルの実施などの予算措置を講じ、各施策に取り組んでいる。

特に、具体的な受信者支援を行うための地域における拠点として、総務省では、平成 20(2008)年 10 月に全国 11 か所に「総務省テレビ受信者支援センター」を設置し、平成 21(2009)年 2 月にはその拠点をすべての都道府県、51 か所に拡充したところである。なお、同支援センターの愛称は、公募により「デジサポ」に決定している。

デジサポは、

- ① 「総務省地デジコールセンター」に対して一般の方から寄せられた問い合わせのうち、個別・専門的な案件について相談対応を行ったり、必要な場合に現地調査を行うといった、国民からの問い合わせに対応した活動を行うとともに、
- ② 特に平成 21(2009)年度からは、地上デジタル放送に対応するために必要な情報が届きにくいと考えられる高齢者や障害者等に対するきめ細かな説明会や、デジタル化対応の遅れている共聴施設（特に受信障害対策共聴施設、集合住宅共聴施設）の施設管理者等を訪問し、必要な助言等を行う等の能動的な活動を行う

ための拠点として、地方公共団体や関係事業者、関係団体をはじめ、様々な関係者の協力を得ながら、具体的な活動を開始している。

また、デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議では、第 5 次中間答申を踏まえて、平成 20(2008)年 7 月に、「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプ

ラン 2008」を策定し、各省庁が実施すべき施策を取りまとめるとともに、各省庁では同アクションプランを着実に実行しているところである。具体的には、公共施設のデジタル化、公共施設等による受信障害への対応、廃棄・リサイクル対策、悪質商法等対策、国民視聴者に対する周知広報の充実、デジタル受信機の普及、放送基盤の整備、地上デジタル放送の有効活用などの施策について、関係省庁が役割分担をし、また連携・協力して取り組んでいる。

さらに、地上デジタル推進全国会議では、第 5 次中間答申を踏まえて、平成 20(2008)年 12 月に「デジタル放送推進のための行動計画(第 9 次)」を策定し、政府、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、受信機メーカー、販売事業者、工事業者、地方公共団体など関係者が協力・連携して同計画の実施に取り組んでいる。

4. 第 6 次中間答申の役割

このような状況を踏まえて、本中間答申の審議にあたっては、①第 5 次中間答申で提言した施策の実施状況のフォローアップを行うとともに、②第 5 次中間答申で今後の検討課題となった事項の審議及び③第 5 次中間答申で盛り込まれていない新たな課題の検討も併せて行った。

我が国では、アナログ放送の終了期限を平成 23(2011)年 7 月 24 日と決め、そこから逆算して必要な準備を検討し、あらゆる関係者が共通の目標に向かって取り組んでいるが、そのデッドラインまで残り 800 日を切った。

残された期間で関係者が連携・協力して万全の取組を行い、所期の目標を確実に達成できるように、第 2 章以下では、次のような観点から実施すべき施策等について提言を行っている。

(1) 国民の理解醸成については、アナログ放送終了や終了時期についての認知度は高まっているが、地上デジタルテレビ放送を視聴するための具体的な作業・手続きに関する認知度はまだ低いことから、さらに具体的なデジタル化への対応情報に関する多様な周知広報が必要である。また、経済波及効果の観点からも、「なぜデジタル化に完全移行するのか」について、国民に対して一層丁寧にわかりやすく説明を行うことが求められる。

(2) 受信側の課題については、平成 21(2009)年 3 月末時点における地上デジタル放送対応受信機(デジタル受信機)の世帯普及が目標を下回っていることから、今後、①エコポイントを活用したデジタルテレビ普及促進や②経済的に困窮度が高い世帯等(NHK受信料全額免除世帯)への受信機器購入等支援を実施することにより、当初の目標どおりの普及ができるよう、引き続き、関係者が危機感を持って、緊密に協力・連携して取り組んでいく必要がある。特に、デジタル受信機の普及について、地域間格差が生じていることを踏まえた取組が必要である。また、共聴施設(①辺地共聴施設、②受信障害対策共聴施設及び③集合住宅共聴施設)でアナログ放送を視聴している世帯は、戸建で直接受信をしている世帯よりもデジタル化対応が遅れており、この改善に向けた施策に注力していく必要がある。

(3) 送信側の課題については、平成 21(2009)年 3 月末時点におけるデジタル放送のカバーエリアは約 97%となり、今後も中継局ロードマップに沿ってデジタル中継局整備が予定されていることから、現時点においては、電波カバーエリアの拡大は順調に進んでいると評価できるが、引き続き、デジタル放送が視聴できなくなる地域の解消に向けての取組が必要である。

第 2 章 国民の理解醸成

1. 周知広報

(1) 現状

①周知広報の取組

これまで、総務省、放送事業者、社団法人デジタル放送推進協会(以下「D p a」という。)、販売事業者、地方公共団体等の関係者が協力・連携して、周知広報に取り組んできたところであり、例えば、次のような周知広報を実施している。

総務省では、地上デジタル放送の普及促進とアナログ放送終了周知の両面について、各種パンフレット・チラシ等の作成・配布、地上アナログ放送用受信機(アナログ受信機)

に当該受信機が平成23(2011)年以降は単独での使用が不可能となる旨を告知するシールの貼付、新聞・雑誌への広告掲載、公共施設等でのポスターの掲示、家電販売事業者等の店員を対象とした講習会の開催、住民向け説明会、政府広報を活用した広報コンテンツの作成などの取組を実施している。

放送事業者では、D p a が制作したテレビスポットを年間各社1000本以上放送するとともに、放送番組において、地上デジタル放送のメリットや受信方法等について紹介している。また、昨年7月からアナログ放送の画面右上に「アナログ」というマークを表示（NHKでは昨年7月から常時表示。民放では昨年7月からゴールデン・プライム帯で番組冒頭表示、本年1月から原則常時表示）し、アナログ放送視聴者への注意喚起を行ってきた。民間放送事業者では、昨年5月から各系列局ごとに強化月間を設けて、報道番組や情報番組等を通じた地デジについての周知を多彩に展開するとともに、年間を通して独自企画の積極的な取組を推進している。NHKでは、デジタル放送の様々な疑問に答える番組（「デジタルQ」）を毎週日曜日に放送するとともに、広報番組、定時番組、特集番組等、多様な番組で地デジに関する情報を取り上げていく取組を行っている。

D p a においては、平成20(2008)年度に「”地デジ準備”全国キャラバン&受信説明会」など、各種地デジ関連イベントを実施するとともに、ホームページに分かりやすい受信方法の解説や地上デジタル放送が視聴できるエリアを示した「エリアのめやす」などを掲載している。

受信機メーカーにおいては上記アナログ受信機へのシール貼付に協力すると同時に、社団法人電子情報技術産業協会（以下「JEITA」という。）を通じたパンフレットにおいて地デジ対応を呼びかける活動などを行っている。

地方公共団体では広報誌への掲載等により周知広報を実施している。

販売事業者では、店内での掲示、専用相談窓口の設置、テレビCMなどで周知広報を行っている。

②総務省調査の結果

このような周知広報の取組により、総務省が実施した「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」（平成21(2009)年3月）（参考6）の結果では、地上デジタルテレビ放送を「知っている」と回答した人の割合（認知度）は97.6%（昨年3月調査では93.0%）、地上アナログテレビ放送が終了することについての認知度は97.7%（同92.2%）と3年連続で9割を超えた。また、その具体的な終了時期（「2011年」）を知っていた人の割合は89.6%（同64.7%）であり、1年前から24.9%増加している。一方で、地上デジタルテレビ放送を「知っている」と回答した人の中で、居住地域での地上デジタルテレビ放送の視聴可否が分からない人が1割程度いる状況である。

なお、地上アナログテレビ放送の終了等に関する情報の認知経路は、テレビ（93.2%）が最も多く、次いで新聞（41.6%）、家電量販店の店頭（23.0%）などとなっている。

また、地上デジタルテレビ放送を視聴するための作業・手続きの認知度は、アンテナ改修等が必要な場合があること（47.5%）、デジタルチューナー等と接続すればアナログテレビを引き続き使用可能であること（48.2%）、ブラウン管テレビを廃棄する場合に廃棄料が必要であること（68.0%）などについて、5~7割程度以下に留まっている。

③総務省コールセンターへの相談等の状況

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター（「総務省地デジコールセンター」）では、国民から電話で寄せられる地上デジタルテレビ放送の受信に関する質問・相談に対応している。平成20(2008)年度における相談等の件数は185,871件であり、前年度（99,896件）約1.9倍となった。特に、関東地域では、世帯あたりの相談等件数が多くなっている（最も多い埼玉県では、全世帯の0.511%から相談等があった）。コールセンターの電話番号の入手先は、「放送」（31.7%）が最も多いが、「苦情など相談内容が厳しく、番号入手先の聞き取りができない『不明』」（21.2%）も多くなっている。相談内容としては、「受信方法」が168,450件で最も多く、次いで、放送事業者や販売事業者等の「案内」が77,670件、「受信障害・混信」が60,377件など多くなっている。

図1 月別相談件数

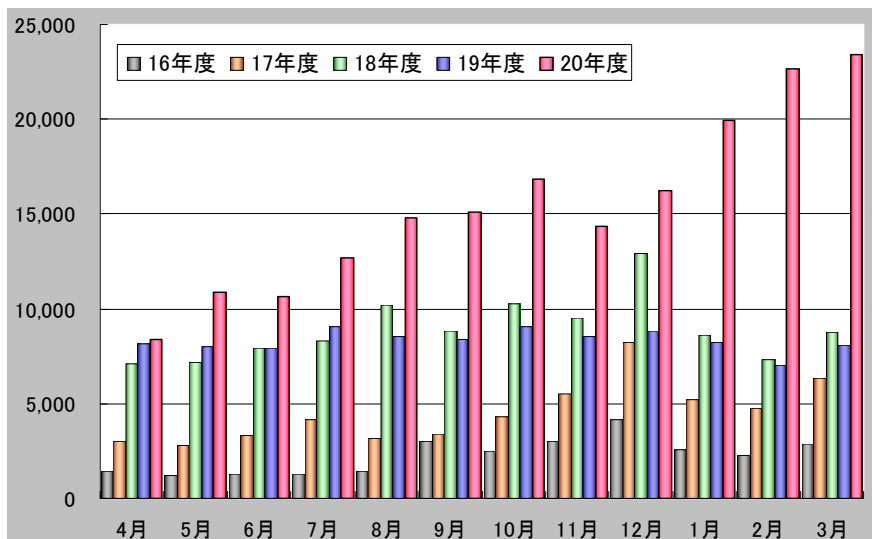


図2 相談件数の推移

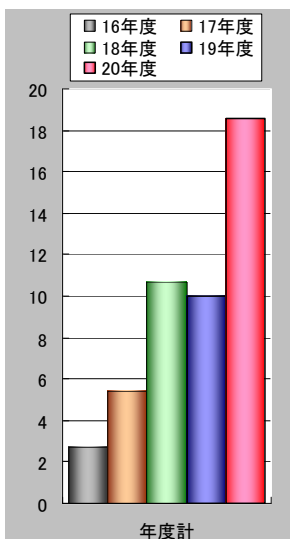
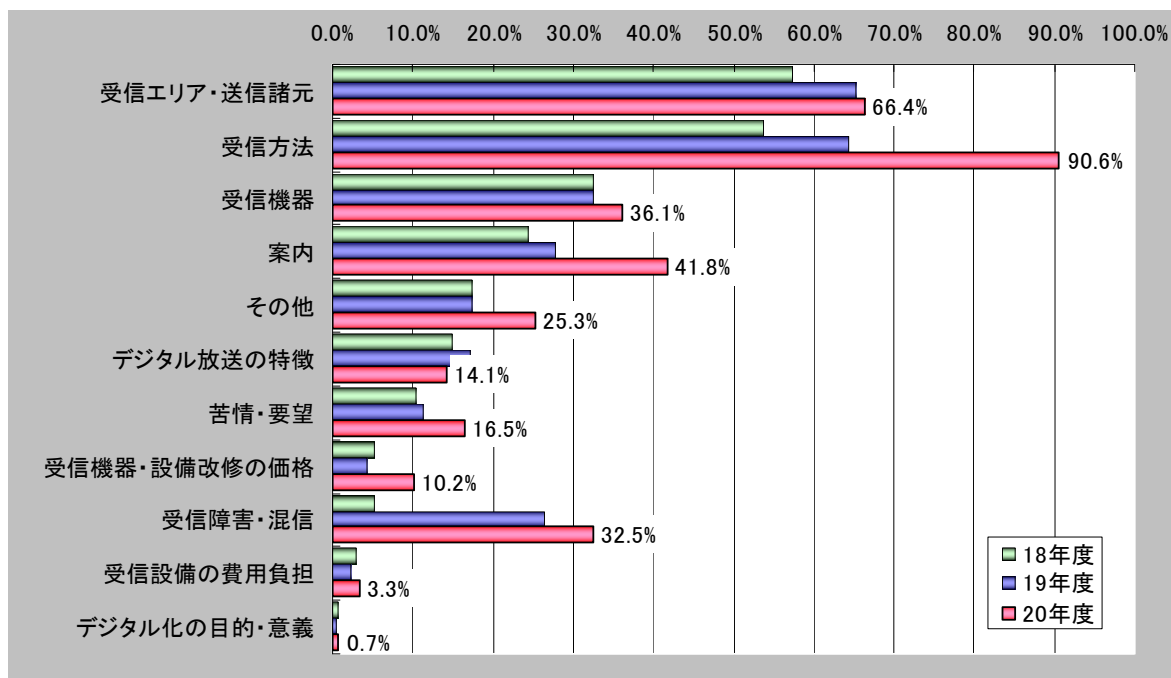


図3 相談内容



(2) 審議会における議論

- 民生委員に限らず広く広報活動に努めていただきたい。
- 広報活動は、伝えるだけではなく、伝えた先の実態をフィードバックすることにより、実態を把握し対策を検討して実行することが重要である。
- 周知のレベルと技術相談の話の中で、ホームビデオ、レコーダーに対してどのような状況になるのか、どのような対応をしたらいいのかということについても、何らかの形で触れた方がよい。
- 受信対応についての広報活動をきめ細かく行う必要がある。
- 安価な方法で地デジに対応した人々は、アナログで見ていたときより視聴環境が悪くなる可能性があることも周知する必要がある。
- 消費者は時間もお金もかけずに、使い勝手も今までのままに対応できたらいいと感じている。そのためにもっとわかりやすい説明、もっと使いやすく設置・設定が易しい機器、もっと負担を軽くできる選択肢が必要である。
- 1月の総務省調査では、地デジの受信機をお持ちで未受信の世帯が5.6%とのことだが、アナログを見ていたことを承知の上でこの状態であったのであれば、こういう方々への広報の仕方も一工夫が必要である。

- 広報・啓発に関してワーキンググループの設置も含め、手段、内容、時期などについて議論する場が必要ではないか。メンバーには、広告宣伝に携わっているプロなどなどを交え、多面的な議論を交わし、有効かつわかりやすく透明性の高いPRを行うべき。
- アナログの周波数を効率化してデジタルで活用するにあたってのビジョンについては、跡地利用に関する方法論であるとか、新しい産業の創出などについて、以前よりは着実に計画が進んでいるので、関係者は、その計画を踏まえて、具体的で説得力のある周知や説明を進めていただきたい。
- 「きめの細かい周知広報と個別訪問が有効」である。デジサポを含めて日本では能動的に、ローラー作戦で行っていくことの徹底が必要である。さらには、ハワイでも有効であったように、地域ごとのコールセンターの設置が有効である。
- どの選択がベストなのかというピンポイントの情報提供がどこまで行われるかということが、この後粛々と進むかどうかにかかってくると思うので、地域の受信実態に即した情報提供が非常に重要になる。
- 全体で周知できる方法論と地域での方法論がそれぞれあり、それぞれのケースで周知内容が変わる部分はあると思う。それがうまく整理されることが大事である。
- アンテナ工事の促進にあたっては、工事情報の提供、受信相談の対応強化・周知徹底及び放送等による周知をするとともに、デジサポを中心として進めなければいけない。
- 簡易アンテナの利用方法について、屋根の上のアンテナだと工事が必要だが、壁面への取り付けやベランダへの取り付けで簡易アンテナが利用できることを周知していく必要がある。また、必ずしも簡易アンテナの設置で受信が保証されるわけではないことを告知していく必要がある。
- ケーブルテレビのデジアナ変換に関して、暫定運用期間・終了時期を国が明確にし、国民に対し周知広報を徹底する必要がある。
- 世帯普及が目標に達していないのは、構造的にデジタル化しにくいセクターが残っているのではないかと。例えば、関東域のVHFアンテナがUHFアンテナに変わっていないという現状もある。また、集合住宅や受信障害対策共聴などの課題もある。これら個別の事例について、例えば1分メモのような形でテレビで放送していくなど、いろいろな方法を考えなければいけない。
- 今後、より一層相談が増えると思うので、地デジコールセンターの強化が必要。また、各地域のデジサポで相談を受けられるような体制整備が必要。
- デジタル放送推進協会のサイトで、「ザ・たっちの地デジのは・て・な？」という動画が、字幕・手話・音声解説付きで提供されている。このようなサイトは視聴覚障害者への情報提供手段として非常に有効であるので、このようなサイトについて一層周知していくべき。
- インターネットを活用した周知広報を強化すべきである。お年寄りにはあまりパソコンを持っていないかも知れないが、子供や孫がそれを見ていて詳しく知っていて教えてあげるということもある。インターネット上での告知については、ユーザーのブログにも張ってもらい、ユーザーの手を借りて広告するような手法も当たり前になっている。このようなことも踏まえて周知広報を行うと効果があると思う。
- 販売の現場で知りたいのはトラブルの事例であり、販売事業者に対し、トラブルの事例を反映したQ&Aをフィードバックをすべきである。

《オブザーバー等の意見》

- 広報・支援をする上で、自治体への対応、町内会レベルの草の根活動的な要素も含めてきめ細かな説明会の実施が必要である。また、高齢者、障害者への対応も、いろいろな組織とDpaが連携して進めていくことが肝要である。
- Dpaの周知広報、普及促進業務と支援センターの受信相談支援業務は、車の両輪のごとく、双方が密接に連携し、一体的に活動して、確実に成果を上げられるようにしなければならない。

(3) 提言

総務省が実施した「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」(平成 21(2009)年 3月時点)の結果を踏まえると、関係者の様々な周知広報の取組の結果、アナログ放送終了

及びその時期は、多くの国民に周知されつつあると評価できる。今後、すべての国民に確実に周知できるよう、放送事業者は、引き続き、テレビスポットや番組を活用した周知の取組を強化すべきである。

また、①デジタル放送を受信するためには、屋外アンテナ又は室内アンテナで直接受信をする方法、共聴施設で共同受信をする方法、ケーブルテレビ等で受信する方法などの方法があること、②地域や住居形態等により選択できる受信方法が限られていること、③アナログ受信機をデジタル受信機を置換すればデジタル放送が視聴できる場合もあるがアンテナや屋内配線の工事が必要な場合もあること、④共同受信施設でデジタル放送を受信するために工事が必要な場合には関係者の合意等のために相当の期間を要すること、⑤デジタル放送を視聴するためにはアナログテレビにデジタル対応録画機やデジタルチューナーを取り付ける方法もあること、⑥どのような受信方法等を選択するかにより必要な経費が相当程度異なること、⑦アナログ放送終了の直前には工事が集中し希望する時期に工事ができない可能性があることなど、国民がデジタル放送に対応するために必要な情報を的確に伝えていくべきである。

このような情報を国民に正確に伝え、採り得る選択肢を理解していただくことが重要であり、今後、スポットや番組において一層具体的なデジタル化への対応のために必要な放送を行うとともに、放送以外の手段による周知広報も必要である。そこで、全国 51 か所に設置した総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）が中心となり、地方公共団体や地元販売事業者等と協力して広報誌への掲載やポスターの掲出などにより周知広報の徹底を図るとともに、ダイレクトメールによるお知らせや説明会・戸別訪問、インターネットの活用など多様な周知広報手段を用いるべきである。

なお、デジタル放送推進協会等のサイトでは、デジタル放送に関する有意義な情報提供が行われている¹ところであり、このようなサイトを有効活用することも、国民への周知広報手段の 1 つとして効果的であると考えられる。

2. 経済波及効果等

(1) 現状

デジタル放送への完全移行は、①高画質・高音質等の放送サービスの高度化や②電波の有効利用が主な目的である。しかし、これら以外に、例えば、デジタル放送への移行による経済効果などの効果が期待できる。

地上デジタル放送への完全移行の経済効果については、デジタル放送が開始される前の平成 10(1998)年 10 月に「地上デジタル放送懇談会」（旧郵政省の懇談会）が、その効果を 212 兆円と推計している。

その後、平成 13(2001)年の電波法改正等により、平成 23(2011)年 7 月にデジタル放送に完全移行することが決定し、平成 15(2003)年からは三大都市圏で、平成 18(2006)年からは全都道府県でデジタル放送が開始された。

そこで、デジタル放送開始後の状況を踏まえて、あらためて、地上デジタル放送への完全移行を実施することにより、どの程度の経済効果、経済波及効果、雇用誘発効果等が見込めるのか等について、客観的な推計を行うために、総務省では「地上デジタル放送への移行に伴う経済効果等に関する研究会」（座長：三友 仁志 早稲田大学国際学術院 大学院アジア太平洋研究科教授）を開催し検討を行い、その結果を取りまとめ、本年 5 月に公表した（参考 7 参照）。

(2) 審議会における議論

- 停波後の全体額とされている数字は、ほとんど放送事業収入と受信料収入のようだが、アナログ放送が続いていても、事業収入や受信料はあつただろうから、それが経済効果とは納得できない。これを効果と呼ぶのはちょっと違うではないか。
- 非常に長期的な予測なので困難は伴うものと思うが、日本は少子高齢化で、これから人口が急激に減少して行くということも踏まえて、経済波及効果を試算した方が良いのではないか。
- 研究会に参加した立場で申し上げるが、試算は極めて抑制的に行われた。これだけの

¹ デジタル放送推進協会のサイト (<http://www.dpa.or.jp/>) では、放送エリアのめやすやよくあるご質問への回答のほか、字幕・手話・音声解説付きの地デジの受信方法紹介動画などを掲載している。

国の大きな施策であるにもかかわらず、この10年間、こういった試算すら行われてこなかったということが重要。

- 鳥取県の日南町で、お年寄りが自宅でケーブルテレビでお買い物ができるサービスの実験が今年始まっている。こういうサービスを推進していきたいと考えているが、このようなサービスも経済波及効果と考えて良いのではないか。

《オブザーバー等の意見》

- 「効果」と言うべきか、「産業規模」と言うべきかというのはあるかもしれないが、実際にこれだけの事業規模があるので、現実に行われている部分もその計算のベースには必要であり、そここのところを入れているが、あくまでも全体という形と純増という形で分けて明示している。
- 放送事業収入や受信料の取扱いについては、平成10年の、既に行われているものも参考にして、なるべく定義を変えないようにしている。
- ケーブルテレビは、今回の経済波及効果の推測では対象になっていないが、ケーブルテレビでのサービスについて、地上波デジタルがそこで再送信されているということであれば、そのような効果も経済波及効果に含まれると思う。

(3) 提言

地上デジタル放送への移行に伴う経済効果を定量的に推計すべき、という当審議会における提案を踏まえて、総務省では「地上デジタル放送への移行に伴う経済効果等に関する研究会」を設置し、同研究会から取りまとめ結果が当審議会に報告されたところである。同研究会では、直接効果²と経済波及効果³のそれぞれについて、純増分⁴との全体分⁵を推計しているところ、直接効果の全体額が約101兆円（うち純増分約27.8兆円）、経済波及効果の全体額が約249兆円（うち純増分約69.2兆円）等の取りまとめを行っている。なお、このうち、アナログ放送で利用している周波数（アナログ放送跡地）で、新たなサービスを展開することによる経済効果の全体額は24.7兆円（うち純増分10.8兆円）となっている。

同研究会の取りまとめ結果から、地上デジタル放送への完全移行は、経済効果の観点からも意義があると評価できる。

このような経済効果の推計結果を踏まえ、政府、放送局、メーカー、販売事業者、地方自治体等の関係者が、「なぜデジタル化に完全移行するのか」について、国民に対して一層丁寧にわかりやすく説明を行うことが求められる。

なお、同研究会における試算は、一定の仮定に基づくものであり、経済波及効果だけが誇張して周知されることのないよう留意することが必要である。

また、昨年来の世界的な景気低迷の影響については算入していないことにも留意する必要がある。

第3章 受信側の課題

1. 受信機普及

(1) 現状

①出荷台数及び普及世帯数

デジタル放送受信機⁶の出荷台数は、平成21(2009)年3月末現在では4,969万台（JETA、日本ケーブルラボ調べ）であり、これは、普及目標の「4,900万台」を若干上回

² 地上デジタル放送への移行に伴って直接的に発生する設備投資やサービス・事業の経済効果（売上）。

³ 直接効果が他の産業へ波及する効果であり、本研究会では、他産業への生産波及（1次波及）と所得増加によって喚起された消費による各産業への生産波及（2次波及）の合計として推計。

⁴ 経済効果にはテレビ受信機の販売等のようにアナログ放送時代から存在するものもあるが、経済効果のうちデジタル化によって市場規模が増加した「純増分」のこと。

⁵ アナログ放送時代から存在するものも含めてデジタル化による経済効果の「全体額」のこと。

⁶ 本中間答申では、デジタルチューナーを搭載したテレビ、パソコン、チューナー、デジタルレコーダ、ケーブルテレビ用STBを、「デジタル放送受信機」とし、デジタル放送受信機に、デジタル放送用アンテナを加えたものを「デジタル放送受信機器」としている。また、車載用地上デジタル放送受信機は、265万台（平成21(2009)年3月末現在）であり、ワンセグ対応携帯電話は、5,315万台（平成21(2009)年3月末現在）であるが、本中間答申では「デジタル放送受信機」には含めていない。

っている状況である。

また、「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」（平成 21(2009)年 3 月）（参考 6）においては、平成 21(2009)年 3 月時点の世帯普及率について 60.7%との結果であった。これは我が国の全世帯数（約 5,000 万世帯）に対して約 3,035 万世帯に相当し、普及目標の「3,100 万世帯」（62%）を少し下回っているところである。

なお、デジタルテレビとアナログテレビの出荷比率については、平成 20(2008)年度では、カラーテレビの約 98%が、デジタルテレビとなっている（J E I T A 調べ）。

（デジタル放送受信機普及の推移）

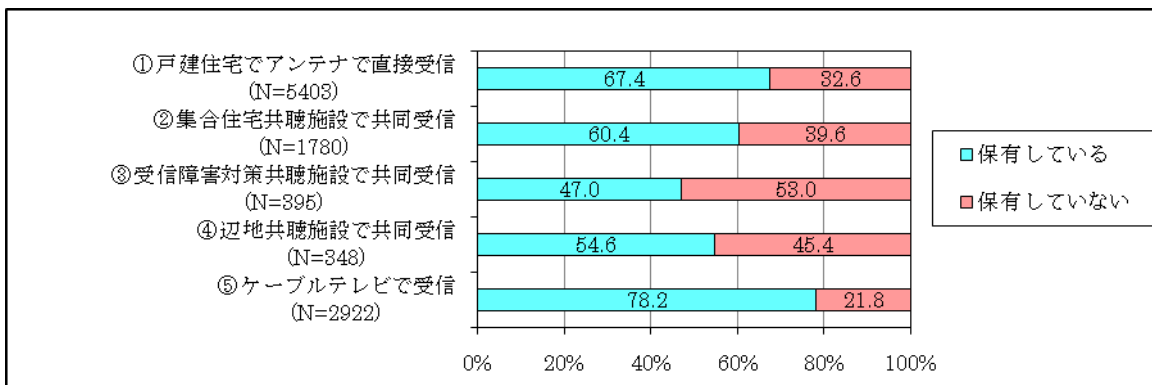
	平成 17 年度以前	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
出荷台数	約 404 万台	約 595 万台	約 1,038 万台	約 1,370 万台	約 1,563 万台
累積出荷台数	約 404 万台	約 999 万台	約 2,037 万台	約 3,407 万台	約 4,969 万台

②受信方法別の世帯普及率と視聴可否状況

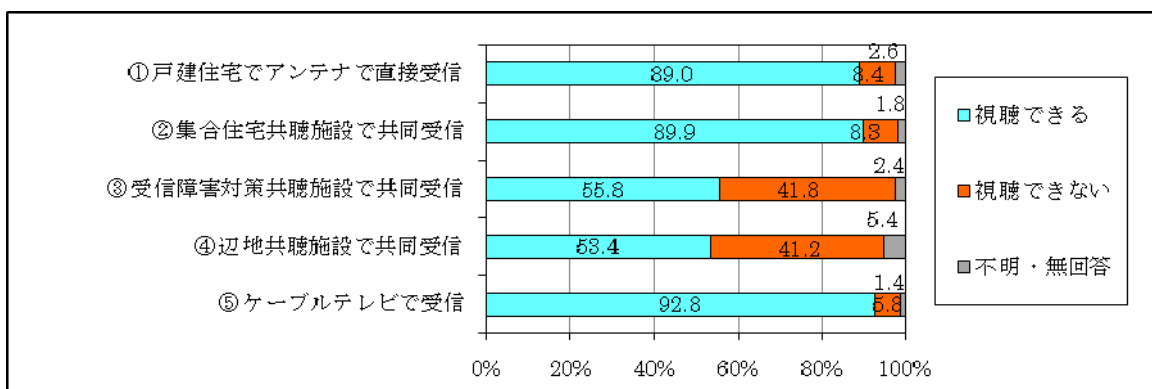
「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」（平成 21(2009)年 3 月）（参考 6）の結果において、地上放送の受信方法別にデジタル放送受信機の世帯普及率を見てみると、①戸建住宅でのアンテナ直接受信、②集合住宅共聴施設で共同受信、③受信障害対策共聴施設で共同受信、④辺地共聴施設で共同受信、⑤ケーブルテレビで受信という各受信方法により普及率は大きく異なっている。

また、デジタル放送受信機を保有している世帯での視聴可否の状況については、受信障害対策共聴施設や辺地共聴施設による共同受信では、デジタル放送受信機を保有していてもデジタル放送を視聴できない世帯が 4 割程度あることから、これら施設の改修を推進する取組やきめ細かな周知広報活動を展開していく必要がある。

<受信方法別の世帯普及率>



<デジタル放送受信機を保有している世帯での視聴可否の状況>



③地方別の世帯普及率

「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」（平成 21(2009)年 3 月）（参考 6）の結果において、地方ブロック別・都道府県別にデジタル放送受信機の世帯普及率をしてみる

としては、いわゆる「カーナビ」と一体となったものなど自動車内で視聴するための車載用地上デジタル放送受信機の普及も進みつつある。特に市販品のカーナビ製品等についてはアナログ放送にしか対応していない機種の出荷はなくなりつつある状況にある。また、新車販売時に標準搭載されているいわゆる純正カーナビについては、現在でもアナログ放送にしか対応していないものの出荷が見受けられるものの、これらについては購入者は必要に応じて地上デジタル放送が視聴できるチューナーをオプションで選択し、装着することができる。なお、新車販売時においては、地上デジタル放送への移行に伴うアナログ放送終了及びその時期に関し、購入者に対して適宜周知を図ってきている。

⑤デジタル放送におけるコンテンツの保護方式の見直し

地上デジタル放送の円滑な移行、コンテンツの流通促進、及び視聴者の利便性の確保等の観点から、現在、地上デジタル放送等におけるコンテンツ保護のルールの特措措置（エンフォースメント）の在り方について、情報通信審議会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」において検討が進められている。

(2) 審議会における議論

- 世帯数を目標値まで回復するために、いろいろな施策を考えていかななくてはならない。
- 普及台数が目標を上回っているのに普及世帯数が目標を下回っているということは、世帯数を広げるための施策をきちんと行っていく必要があるということであり、そのための対応を行い、世帯普及率を上げていくことが必要。
- 高機能イコール複雑化は、これまでだれにでも使いやすい家電であったテレビの魅力を増すものではなく、むしろマイナスとなっている面が大きいことがわかる。
- 普及率の数値目標ばかりが取り上げられているが、どうしたら消費者が無理なく地デジに対応できるか、だれも地デジの政策で不幸にならないというところに重点を置くべき。また必要があれば停波の延期を含めた柔軟な方針変更も視野に入れるべき。停波ということ自体が自己目的化すると、きめ細かな対応ができないままに、普及率の数値アップこそ政策の成功であると認識される懸念がある。消費者目線で地デジ移行の政策を推進してもらいたい。
- 停波の日が決まっていてそれに対しての普及目標を立てるにあたり重要なことは、綿密な調査をすることである。実態を把握してこそゴールへの到達が実現するので、今後とも、いろいろな方に、調査を行っていただきたい。
- 世帯数の目標がポイント数として少し下回っており、きめの細かいデータが必要という点であるが、地デジ普及の目標カーブから実績がずれ込んだ際、このズレをどのように修正して行くかが最終的なデッドラインを決めて実施している場合には大変重要になってくる。普及カーブの目標達成とも関連するが、新しい商品が普及していく際に、どのように台数をカウントするかも1つの課題である。
- 様々な普及の促進政策が動き出すのが21年度予算であり、この目標と実績のカーブのずれをどう分析して、どういう対応でこの目標カーブに実績カーブを乗せていくかは、今後の計画の非常に本質的な部分である。
- どういった形で普及をしているのかの実態を把握しておくことは、今後の残りの部分を詰めていくための戦略にも関係してくるので、調査の中でそのような統計情報も貴重である。
- それぞれの普及目標に非常に無理があっても、条件を満たしていないのに、ここにきてこれを引き上げるためにどうにかして国民に買わせようという政策を考えるというのは、好ましいと思わない。何が何でも目標まで普及させるという、ほとんど不可能に近いことを考えるよりも無理なくできる方法も考え始めるべきである。
- 多くが高齢世帯や一人暮らし世帯で、これから地デジのサポーターが一生懸命説明会をしても、「では私はどうするの」となったときのきめ細かいサポートがどこまでできるのかをもう少し考えていただきたい。
- 当審議会でも議論されていた施策が21年度に行われる中で、普及世帯の数字をどのように目標に合わせていくかだが、無理に目標に合わせていくべきではない。その施策がどのように影響を及ぼすかをしっかりと正確に把握をしていくことが非常に大事になってくる。本当の課題を明らかにすることが大事であり、使いやすさについての課題も何が

ネックになっているのかを、様々な形で調べ、それらへの対応策も含めて必要であるので、できるだけきめ細かく調査を進めていただきたい。

- 普及台数、排出台数は移行の議論のベースの数字であり、把握しておくことは大事なことである。
- 普及世帯数と受信機の販売台数というのがどういう関係になっているのかというのがないと、2つの数字の間を行ったり来たりして、どこまで進んでいるのかよくわからないという感じがする。円滑なアナログ停波のために、デジタル放送が視聴できる世帯数をきちんと増やしていくということについて絞っていくべき。
- 販売の現場の実感だと、残存しているテレビのうち、半分をチューナーで見るという動きにはなかなかならないのではないか。その前提というののもかなり無理が出てきているのではないか。
- 簡易なチューナー、使い易い機器の開発・流通・普及の促進について以下を要望する。
 - ・ 5千円以下の簡易なチューナー流通の早期実現に向けて、さらに関係機関との密接な連携を図ること。
 - ・ 高齢者等にも使いやすい簡易なりモコンの普及に向け、メーカー等への働きかけを行うこと。
- 今のアナログテレビでいいという方は、必ず一定程度いると思うが、やはり地デジが必要な政策だということをきちんと説明した上で、個別の様々な対応策の位置づけを、明確にしていく必要がある。
- 全体的に平均的に50%を超えたとか超えないとかいう議論が今まで多い中で、ここは受信世帯ごとに普及率がどうなっているかということが、今後の普及の状況を見る上で大変重要だと思う。NHKや総務省ではいろんな普及率の調査をしているようだが、できるだけ具体的なデータを出していただくことが重要だと思う。さらに、地域によって普及率が違っていると思うので、具体的な数字の把握が必要である。最終的に期日が迫れば迫るほど、本当にアナログをとめられるのかどうかというような、大きな議論が出てくるのではないかと思うが、そういう場合に備えた実態の把握というのが、大変重要になる。
- 浸透度調査については、基準を明確化して定点観測することが重要。
- 戸建・個別受信世帯のうち、67.4%に地上デジタル放送受信機が普及しているというのは、高い数字だと思う。事前に電話をし、地デジのアンケートに協力するか否かを確認するという調査方法から、未対応で知識のない人は断る傾向があると推測されるので、結果にバイアスがかかることも考えられる。
- 浸透度調査は、例えば半年毎は厳しいと思うが、サンプル数を増やして地域別にセグメンテーションできるようにすべき。今回の浸透度調査と同じレベルの調査だけでも半年毎に実施すべき。
- 本年1月の世帯普及率49.1%という数字がひとり歩きしているので、本年3月の世帯普及率の調査結果が正しい数字であるということの説得力を持たせるべき。本年1月の調査は簡易な調査であったはずなので、そのような点を明確して説明していくべきではないか。
- 簡易チューナーの価格については需給のバランスが重要であり、直近でメーカー発表の市場販売想定価格が10,000円となっている状況を踏まえると、第4次中間答申の目標を達成することは困難ではないか。また、簡易チューナーについて「5000円以下」など単に廉価な価格だけを目指すべきではない。

《オブザーバー等の意見》

- 昨年度、Dpaとしての普及活動を続けてきたが、北京オリンピック時点で世帯普及率5割を超えるという目標は実現できなかった。平成23(2011)年7月24日のアナログ放送終了の実現に目途が立ったと言える状況ではない。平成21(2009)年の普及目標、世帯普及率80%、4,000万世帯を達成するためには、新たな具体的施策が必要である。
- 受信インフラということで考えた場合に、5,000万世帯できちんと見れるということは非常に重要だと思う。JETAとして可能なものは総務省とも連携して対応できればと思う。

(3) 提言

地上デジタル放送受信機の普及世帯及び出荷台数は、全国ベースで見ると、出荷台数は目標どおりの普及が達成できていると評価できるものの、普及世帯数が目標を下回っている。今後、2011年7月の地上デジタル放送への完全移行に向けて、すべての世帯でデジタル放送が受信できる環境を整備することが重要であり、特に、これから2年間の世帯普及目標がこれまでよりも高く設定されている（普及目標カーブが急勾配となっている）ことを踏まえて、世帯普及の推進に向けて一層の取組強化が必要である。

そこで、デジタルテレビなどのデジタル受信機については、これまで低廉化・多様化が進んできたところであるが、その普及に向けてさらなる取組の強化が期待される。特に、デジタルテレビについては、高音質・高画質、データ放送、電子番組表などデジタル放送のメリットを十分に享受することができることから、メーカー等において、積極的に普及促進に努めている。しかし、デジタル受信機の低廉化・多様化が進んでいる中で、デジタル受信機の早期購入を推進するためには、視聴者に、早期購入したいというインセンティブを持っていただくことが重要である。このような観点からも、放送事業者において地デジの特性を活かした番組づくりに、早期かつ積極的に取り組むべきである（第5章「3」参照）。

また、今後、NHK受信料全額免除世帯への受信機器購入等支援⁷（「2」参照）や平成21(2009)年度補正予算案に盛り込まれているエコポイントを活用したデジタルテレビの購入支援（参考8参照）などを着実に実施することにより、デジタル受信機の普及を促進することが必要である。

さらに、簡易チューナーについては、平成19年8月の第4次中間答申において、「例えば、簡易なチューナー等に必要な機能がどのようなものであるかを関係者が検討すること等を通じて、2年以内に5000円以下の簡易なチューナー等を視聴者が望めば入手できるような環境を整えるようにすることが望まれる」という提言をしている。平成21年度に開始予定の受信機器購入等支援における簡易チューナーの調達においてもなるべく低廉な価格で調達することが望まれる。第4次中間答申で提言した内容の実現に向けて、一層、簡易チューナーが普及しやすい環境を整備すべきである。

また、今後は、受信形態別、地域別に普及状況を確認し対策を講じていく必要がある。デジタル受信機の普及が遅れている受信形態（受信障害対策共聴施設、辺地共聴施設及び集合住宅共聴施設）については、主として共聴施設のデジタル化対応が遅れていることが原因であると考えられることから、これらの共聴施設のデジタル化対応を促進する手段を速やかに講じるべきである。受信障害対策共聴施設のデジタル化対応については、共聴施設の改修、ケーブルテレビへの加入、デジタル化によって個別受信が可能となった地域での個別アンテナ化といったデジタル移行の選択肢があることから、こうした選択肢を関係者に周知し、地域に応じた効率的な手法によりデジタル化を促進する必要がある。デジタル受信機普及の地域間格差については、様々な理由があると考えられるが、例えば、デジタル受信機の普及割合が高いケーブルテレビの普及率も影響していると考えられる。特に普及率が低い地域については、残された期間で、すべてのご家庭でデジタル化対応をしていただくために、他地域よりもさらに取組を強化する必要がある。

なお、デジタル受信機については、第5次中間答申でも指摘したとおり、今後、高齢者を含めてデジタル放送の視聴者の裾野を広げていくため、使いやすい機器の普及が必要である。これまで、いくつかのメーカーから使用頻度の高い機能に限定しボタンを大きくした簡易なリモコン等が提供され、一部ではそのようなリモコンを高齢者等向けに受信機に同梱するなどの取組がなされており、また、JEITAではこれら取組の促進や周知啓発、情報提供などが行われている。デジタル受信機の一層の普及促進の観点から、これら取組のほか、高齢者をはじめとして誰もが簡易なリモコンを入手し、利用しやすいよう、必要に応じてオプション等で利用可能なことの購入者への周知等を含め、更なる取組が望まれる。他方、データ放送などのサービスを、今後、高齢者の生活支援等にむしる積極的に活用していく観点からは、これら機能に関連するリモコンのボタン配置や画面表示等に工夫を凝らしたできる限り使いやすい受信機や分かりやすい取扱説明書等の準備など、高齢者

⁷ NHK受信料全額免除世帯のうち、公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所者が対象。（潜在的対象者は最大約260万世帯と推計される）

等がデータ放送などのサービスを利用しやすいよう配慮がなされるべきである。

車載用地上デジタル放送受信機については、自動車内に限って利用されるものではあるが、アナログ放送にしか対応していない製品の利用者において、地上デジタル放送への完全移行に際してできる限り混乱が生じないように、関係業界等において適切に対応していくことが求められる。

2. 受信機器購入等の支援

(1) 現状

第5次中間答申では、『生活保護世帯』に対し、簡易なチューナーを1台ずつ無償給付等することが適当であって、NHKとの受信契約を確認した上で支援を行う必要がある、支援方法は「現物給付」を基本に、具体的検討を行うべき」と提言したところである。

その後、平成21(2009)年度政府予算案の取りまとめに伴う検討の中で、支援対象は「NHK受信料全額免除世帯（公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所者）」に拡大することとされた。

当審議会では、第5次中間答申において、「国において、経済的に困窮度の高い世帯に対する支援を平成21(2009)年度から実施できるよう、具体的な支援の仕組み、方法等を検討するよう提言する」としたことを踏まえ、平成20(2008)年8月に、「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」の下に、専門的な観点から検討を行う「施策の実施方法に関する検討ワーキンググループ」（座長：大山 永昭 東京工業大学 大学院理工学研究科付属像情報工学研究施設 教授。以下施策検討WG）を設置し、受信機器購入等の支援の実施方法に係る検討を行った。具体的には、支援措置の周知及び申込手続、支援の内容（給付又は貸与）・方法、個人情報保護のために必要な措置等について検討を行い、その結果を取りまとめて、平成21(2009)年3月に最終報告を公表した。最終報告においては、支援の申込受付期間を停波後一定期間まで（例えば1か月程度）とすること、テレビや自治体の広報等を通じた幅広い情報提供（周知広報）を行うこと、チューナーは貸与でなく給付とすること、各世帯に訪問してチューナーを設置することを原則とすること、支援実施法人に適正な個人情報管理を義務付けることなどの提言を行った。

(2) 審議会における議論

- 支援を必要とする方たちは、経済的弱者であり、かつ技術的弱者である可能性が高い。技術的弱者に対する支援に関してはまた別の広報を参照してサービスを受けてくださいというのは大変効率も悪いし税金の使い方としても無駄である。縦割りにしないで、柔軟に広い視野で全体の構想を練るべき。
- 全体として非常に厳しい文言で誓約等を求め、そのような書類を出さなければ支援しないとする理由がよく分からない。また技術的支援は申請をすればいいという姿勢ではなく、このような場合にはやはり丁寧に、きちんと設置までして確認をして回ることが必要ではないか。そのようにしてこそ、むしろ無駄な出費のない事業のやり方になるのではないか。
- 生活保護世帯に対しては、地デジ以外にもいろいろな支援策や行政上の措置が他省庁関係も含めればあると思う。それらと比較して前例がないからということではなく、地デジ自体前例がないことをやっているのだから、是非大胆で柔軟な、積極的な施策をもっと進めていただきたい。
- 生活保護受給世帯以外の、例えば障害者を構成員とする住民税非課税世帯や、社会福祉事業施設入所者に対して、どのように支援制度の情報提供をするかが大きな課題。自治体では、障害者のいる非課税世帯や社会福祉事業施設入所者についての具体的な情報を持っていないというのが実情である。生活保護受給世帯に対しては、地域の福祉事務所などを通じてそれなりのきめの細かい情報提供が可能であるとしても、それ以外の世帯に対しては、個々の世帯に対する効果的な情報提供の方策を講じる必要があるのではないか。
- 既に地デジ対応をした人は支援の対象外になるのであれば、どのようなタイミングでお知らせしていくかは非常に大切なことなのかと思う。
- 受信機器購入等の支援について以下を要望する。
 - ・ 支援対象世帯が「NHK受信料全額免除世帯（災害被災者を除く）」に拡大された

ことから、対象世帯への情報提供が確実に行われるよう効果的な周知広報活動を実施すること。

- ・ 支援対象世帯の把握等にあたっては、個人情報の保護に充分配慮するとともに、関係機関との緊密な連携の下で対応すること。
- ・ 現行のアナログ放送時に視聴していた放送が引き続き視聴可能となるよう、特殊な電波事情やアナログ放送受信の態様に配慮した機器の給付やアンテナ工事、及びケーブルテレビへの加入についても、支援の対象とすること。
- ・ アナログテレビのリサイクル等に要する費用負担の軽減措置を講じることにより、デジタル受信機への買換えを支援するとともに、廃棄物処理が適切に行われるよう対策を講じること。
- ・ 地方自治体に協力を求める場合には、十分な協議を行い理解と合意を得るとともに、制度や財源の裏付けを確実に整備すること。

(3) 提言

経済的に困窮度が高い世帯等へのデジタル対応受信機器購入等の支援の具体的実施方法については、当審議会「施策の実施方法に関する検討ワーキンググループ」において別添1のとおり取りまとめたところであり、当審議会としては、別添1の方法で実施することが妥当であると考え。特に、潜在的対象世帯への情報提供が確実に行われるようにするための幅広い周知広報が行われると同時に、個人情報の保護に留意して支援を実施する必要がある。

3. 高齢者等サポート

(1) 現状

デジタル化対応の必要性等については、テレビスポットや各種パンフレット等様々な媒体を通じて周知広報・働きかけ等を行ってきているところであるが、高齢者や障害者等については、正確な情報が十分に行き渡らなかったり、デジタル機器類への苦手意識により、情報の内容を理解していただけなかったりして、デジタル化対応が遅れがちになるものと懸念される。

このため、高齢者や障害者等については、一般的な周知広報に加えて特別なサポートが必要である。

「総務省テレビ受信者支援センター」(デジサポ)において、特にデジタル化対応が遅れがちになると懸念される高齢者や障害者等に対しては、デジタル化の必要性や個別の対応方法、詐欺被害防止のための情報等をきめ細かく説明し、働きかけを行うため全国で説明会や戸別訪問を実施することとしている。

具体的には、地方公共団体をはじめとする地域の関係機関や団体の協力を得ながら、自治会や町内会レベルのコミュニティを単位とし、地域で日常的に集会施設として利用されているような会場において説明会を開催する。また、説明会に参加することが難しい、主に65歳以上の高齢者等を対象として、希望者からの申込みによる戸別訪問を実施する。

さらに、各地での説明会の開催に先行して、地域の全世帯に対してデジタル放送に関する周知や説明会の日程に関する情報を掲載したパンフレットを郵送により配付することを予定している。

このほか、地上デジタル放送国民運動推進本部(本部長:総務大臣)の下に設置された「デジタル・サポート推進部会」(部会長:間部社団法人デジタル放送推進協会理事長)において、きめ細かな説明会、戸別訪問等のサポート活動の実施方法の具体化や、地上デジタル放送の良さを広めるための地域イベント等の自主的な取組の推進について検討を行っている。

いずれにしても、すべての世帯において、デジタル放送に対応していただけるようにするためには、放送や広報誌等による周知だけではなく、国民が国民に対して周知・説明を行っていただけるような仕組みが必要であり、このような活動に多くの国民に参加していただくことが重要である。

(2) 審議会における議論

○ デジサポについて、個別訪問をどんどん実施していただければ大変ありがたい。高齢

- 者と限らなくても一般の主婦でも多分、わからない、買ったけど使えないという人は出てくると思うので、町内会とか自治会を通じたきめ細かな説明会は大変必要だと思う。
- いろいろな疑問点の共有化をすべきであるといったご意見が過去に出たので、デジサポで共有化し対策に生かせるようにしていただくことが大事。
 - デジサポと地方公共団体との協力関係の構築が必須である。その場合には、デジサポを中心に国が責任を持って協力体制を構築すべき。
 - デジサポでは、地域に対応した答えをしてくれる方、人の話をちゃんと聞いてこの人は何を聞きたいのかを理解してくれる方が必要であり、相談対応のスキルをきっちり養成するシステムをつくるべき。
 - 総務省テレビ受信者支援センターについて以下を要望する。
 - ・ 地域住民にきめ細かく丁寧に対応するというセンター設置の主旨から、世帯数や面積に加え、離島を有する場合や特殊な電波事情など、地方自治体の状況に応じて複数の拠点の設置を検討すること。
 - ・ 地域の実情及び地元自治体の整備計画等に応じた受信者支援をきめ細かく丁寧に行うための要員の確保等、十分な体制を整備するとともに、周知広報活動を積極的かつ主体的に展開すること。また、住民から自治体に問い合わせがあった場合に、支援センターに(地デジコールセンターを経由せず)直接に引き継ぎができる仕組みを講じること。
 - ・ 受信障害対策共聴施設については、施設毎に改修方法や費用負担が異なり、混乱が生じることが想定される。施設管理者による早期のデジタル化改修を促進するとともに、施設管理者からの相談、当事者間の協議が難航した場合の相談等へのきめ細かな対応や、調整・調停等が行える体制とすること。
 - ・ センターの本格的な活動に伴い、地方自治体に協力を求める場合には、十分な協議を行い理解と合意を得るとともに、制度や財源の裏付けを確実に整備すること。
 - 高齢者・障害者等への働きかけ、サポートについて以下を要望する。
 - ・ 支援対象世帯の把握や訪問にあたっては、個人情報保護及び悪徳商法対策に充分配慮するとともに、関係機関との緊密な連携のもとで対応すること。
 - ・ 地方自治体に協力を求める場合には、十分な協議を行い理解と合意を得るとともに、制度や財源の裏付けを確実に整備すること。
 - 高齢者等に対して説明会や個別訪問でチューナー等の設置方法を説明しても、その後、実際にデジタル対応する際には、悪質商法の被害に会ってしまうおそれもあるので、希望者には、デジタル受信機を販売するなど、高齢者等に最終的なところまでサポートできる体制や方法が必要ではないか。

(3) 提言

高齢者や障害者等については、正確な情報が十分に行き渡らなかつたり、デジタル機器への苦手意識により、情報の内容を理解していただけなかつたりして、デジタル化対応が遅れがちになるものと懸念されることから、一般的な周知広報に加えて特別なサポートが必要である。

このため、国及びデジサポは、引き続き、高齢者等に対してデジタル化の必要性や対応方法、詐欺被害防止のための情報等をきめ細かく説明し、働きかけを行うため、全国できめ細かく説明会や戸別訪問を実施していくべきである。その際、受信機等の販売店舗の紹介要請等、一般的な説明・助言にとどまらない具体的な対応を求められる場面も想定されるが、販売活動との混同を生じない形でどのような対応が可能であるか検討を行うべきである。また、デジタル化未対応の高齢者等に必要な情報を効果的・効率的に提供していくためには、地方公共団体や地域の関係機関・団体の協力が必要不可欠である。このため、国及びデジサポは、高齢者等への働きかけに当たって引き続き協力を得られるよう、地方公共団体や地域の関係機関・団体に対しても必要な情報提供等を行っていくべきである。

さらに、国及びデジサポは、すべての国民が2011年までにデジタル放送へ移行できるよう、今年度の説明会等を実施する過程で得られた経験やノウハウも活かしつつ、今後とも高齢者・障害者をはじめとする国民の方々に対する適切な情報提供等の支援方策について検討を進め、必要な機材の配備等を含め、説明方法や対応方法の改善等必要な対応をとるべきである。

併せて、上記「デジタル・サポート推進部会」などにおける検討も踏まえて、地域にお

ける福祉団体やボランティア活動との連携等、高齢者等にも必要な情報が伝わりやすい環境づくりに努め、デジサポを核として国民が国民に働きかけるような体制をつくる等、国民的広がりをもった運動とするべきである。

高齢者等へのサポートは、平成 23(2011)年 7 月の地上デジタル放送への完全移行の実現に向けて重要かつ不可欠な施策であることから、平成 22(2010)年度においてもより一層強化・継続して実施することが重要である。

4. 受信障害対策共聴施設の対応促進

(1) 現状

受信障害対策共聴施設は、全国に約 5 万施設（約 606 万世帯）（廃止済み施設を除く。）設置されており、そのうち、約 5,600 施設（約 122 万世帯）についてデジタル化対応が確認されている。すなわち、デジタル化対応率は施設の約 11%（世帯対応率は約 20%）に留まっており、今後対応の加速化が必要である。（平成 21（2009）年 3 月時点）

受信障害対策共聴施設のデジタル化については、利用者個人としての対応で足りるものではなく、施設管理者と利用者を当事者とする協議により、その方法・費用負担等について関係者全体として検討・決定がなされるのが原則である。このような受信障害対策共聴施設のデジタル化については、①受信障害の状況把握（地上デジタル放送では 9 割程度の世帯で受信障害が解消される可能性がある。）や改修等デジタル化対応の必要性について、施設管理者や当該施設を利用する視聴者の認識が不足していること、②デジタル化対応の具体的方法や選択肢について、施設管理者や利用者が十分な情報を持ち合わせていない場合があること、③デジタル化に伴い原因者の特定が困難であること、④マンション管理組合等が施設管理者の場合、改修や費用負担に係る意志決定までに時間を要すること、⑤通常のデジタル化に要する費用負担を超え、多額の改修費用を要する場合があることから、対応が遅れている。

このため、第 5 次中間答申における提言（施設改修の必要性等の周知広報、施設改修への支援の検討等）を踏まえ、国としても総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）を中心として、以下の取組を平成 21 年度から開始したところである。

具体的には、地上デジタル放送への完全移行に向けて、限られた期間の中で完全デジタル化を実現するため、デジサポが全国の受信障害対策共聴施設の管理者を訪問し、施設の状況確認やデジタル化対応に関する説明・助言等を開始している。この管理者訪問に際して、施設が集中している都市部の施設を中心に事前に簡易な受信調査を実施し、その結果を施設管理者に提示して施設ごとの状況に即した助言等を行うこととしている。また、訪問の結果、当事者間協議や具体的対応の促進のためデジサポが必要と判断する場合には、個別に受信調査を実施し、その結果を管理者に提示することとしている。

更に、受信障害対策共聴施設のデジタル化対応のための改修に対する支援として、改修費用の負担が著しく過重（世帯当たり 35,000 円）な場合に、必要経費の一部を支援する措置を開始しており、これら取組を通じて、受信障害対策共聴施設のデジタル化対応の促進を図っているところである。

なお、受信障害対策共聴施設のデジタル化促進にあたっては、これまでも施設管理者への国のパンフレット配布や管理者訪問による施設状況の把握・デジタル化の必要性の周知等について、多くの関係事業者の協力を受け実施している状況である。

また、公益事業者による受信障害への対応については、「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」に基づき、総務省・総合通信局が、関係省庁の協力を得て、所管の電力、鉄道等大規模な施設を用いて公益性の高い事業を行う者に対して、そうした公益事業固有の施設に関する共聴施設や受信障害の現状等の把握、適切な周知広報等の働きかけを行っているところである。

(2) 審議会における議論

- 受信障害対策共聴施設は、施設ごとに改修方法、費用負担の方法が異なり混乱が起こることも懸念されるので、きめ細かな対応をお願いをしたい。
- 受信障害対策共聴施設の改修の支援について、早期に実態を把握していただき、説明会などを通じて施設管理者に対して、改修に向けた働きかけを行っていただきたい。ケーブルテレビによる巻取りなどについても支援制度の対象とするなど、柔軟な対応をい

ただきたい。資金が不足している管理組合については、無利子で融資できる制度を創設するなどの対策をお願いしたい。都道府県域を越えて受信障害対策共聴施設を所有するような大規模施設所有者に対しては、特に適切な対応を行うよう指導いただきたい。

- 受信障害対策共聴施設の改修の支援について以下を要望する。
 - ・ 都市受信障害対策共聴施設の実態を早期に把握し、施設管理者及び受信者を対象とした説明会を開催するなど、きめ細かな対応を行うとともに、受信調査の実施や施設改修の早期実施に向けた働きかけを施設管理者に対して行うこと。
 - ・ デジタル化改修の代替手法であるCATV加入による共聴施設の巻取りについても支援対象とするなど、受信障害対策共聴施設の実態に即した柔軟な対応が可能な制度とすること。
 - ・ デジタル化改修のための資金が不足している受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設の管理組合等に対しては、無利子融資制度の創設など、有利な融資制度を創設すること。
 - ・ 都道府県域を越えて多くの受信障害対策共聴施設を所有する大規模施設所有者に対しては、安易に施設を廃止することなく、早期の調査実施及び施設改修等の適切な対応が行われるよう指導すること。
- 受信障害対策共聴と集合住宅共聴の両方を合わせると全世帯の3分の1を占めるにもかかわらず、デジタル化がしにくい部分。集合体そのもの、組織全体がデジタルに移行しないとデジタルの恩恵を受けられない方たちが既に生まれてしまっているという、非常に深刻な問題がある。デジサポの活動に期待をするが、例えばこの議論に参加していない住宅業界への周知といった問題もある。そのようなところにご理解・ご協力をいただく必要があるのではないかと考えている。

《オブザーバー等の意見》

- 共同受信施設のデジタル化、特に都市部での受信障害対策共聴施設への対応、働きかけということがこれから大きな仕事、非常に困難なターゲットであるが、そこをしっかりとやっていくということが重要な課題となってくると考えている。

(3) 提言

国やデジサポ、放送事業者はもとより、地方公共団体や不動産管理会社・関連団体等、幅広い関係者が現状認識等を共有できるようにするため、受信障害対策共聴施設のデジタル化の現状等に関する情報の公開・開示を進めるとともに、受信障害対策共聴施設の具体的なデジタル化の進捗目標を明確化するため、2011年7月までの地域ごとの進捗目標を含む受信障害対策共聴施設のデジタル化に関するロードマップを早期に作成すべきである。

また、受信障害対策共聴施設のデジタル化に関して、関係者が果たすことのできる役割を認識し、それぞれの立場で具体的取組を行うことが期待される。さらに、デジサポを中心とした共聴施設管理者に対する働きかけを効果的・効率的に行うことができるようにするため、そのような関係者の取組を踏まえて得られたデジタル化に係る情報については、可能な限りデジサポに集約するよう関係者が協力することが求められる。

そこで、限られた期間の中での地上デジタル放送への完全移行を確実なものにするため、受信障害対策共聴施設のデジタル化に関する情報集約・共有方法、施設のデジタル化対応の方向性、関係者の役割や具体的取組等について、集合住宅共聴施設に係る場合と合わせて「共聴施設デジタル化緊急対策」(仮称)として早急に取りまとめるべきである。それに加え、受信障害対策共聴施設のデジタル化対応促進のためには、すべての関係者間が緊密な連携を図り対応することが極めて重要となることから、デジタル化の進捗状況等に係る情報交換や必要な取組に関する検討等を行う体制として、共聴施設デジタル化に特化した関係者の推進体制を早期に整備すべきである。

なお、受信障害対策共聴施設のデジタル化に関する国による支援については、平成21(2009)年度予算において、改修に対する支援措置が講じられているが、更に支援を強化するため、受信調査の拡充、施設の新設の場合やケーブルテレビへの移行の場合に対する支援、更に当事者間協議が難航した場合に第三者が相談対応やあっせん・調停等を行う簡易な紛争処理機能の整備が平成21(2009)年度補正予算案に盛り込まれているところであり、これらを早急に実施することが必要である。

更に、平成 21(2009)年度から開始している施設管理者訪問活動や施設改修への支援制度等の取組及び平成 21(2009)年度補正予算案に盛り込まれている取組をはじめ、受信障害対策共聴施設のデジタル化対応の促進のための取組については、23(2011)年 7 月の地上デジタル放送への完全移行の実現に向けて、今後も一層強化・継続して実施することが重要である。

5. 集合住宅共聴施設の対応促進

(1) 現状

集合住宅共聴施設については、全国に約 200 万施設(約 1,900 万世帯)設置されており、デジタル化対応率(改修不要な集合住宅や既に改修が終了した施設の割合)は 7 割程度⁸と推定されるが、このうち、小規模な施設、老朽化した施設等については、住民の費用負担が過重となる場合があること等からデジタル化が進みにくいと考えられる。

そこで、現在、集合住宅共聴施設のデジタル化促進のため、総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)が全国の集合住宅管理会社等を訪問し、施設の状況確認やデジタル化対応に関する説明・助言等を開始しているところである。

また、小規模な施設や老朽化した施設等、施設改修に要する住民の費用負担が著しく過重な場合においてもデジタル化を促進するため、平成 21(2009)年度補正予算案において、集合住宅共聴施設の改修に対する支援措置が盛り込まれているところである。

(2) 審議会における議論

○ 受信障害対策共聴と集合住宅共聴の両方を合わせると全世帯の 3 分の 1 を占めるにもかかわらず、デジタル化がしにくい部分。集合体そのもの、組織全体がデジタルに移行しないとデジタルの恩恵を受けられない方たちが既に生まれてしまっているという、非常に深刻な問題がある。デジサポの活動に期待をするが、例えばこの議論に参加していない住宅業界への周知といった問題もある。そのようなところにご理解・ご協力をいただく必要があるのではないか。[再掲]

(3) 提言

国やデジサポ、放送事業者はもとより、地方公共団体や不動産管理会社・関連団体等、幅広い関係者が現状認識等を共有できるようにするため、集合住宅共聴施設のデジタル化の現状等に関する情報の公開・開示を進めるとともに、集合住宅共聴施設の具体的なデジタル化の進捗目標を明確化するため、平成 23(2011)年 7 月までの地域ごとの進捗目標を含む集合住宅共聴施設のデジタル化に関するロードマップを早期に作成すべきである。

また、集合住宅共聴施設のデジタル化に関して、関係者が果たすことのできる役割を認識し、それぞれの立場で具体的取組を行うことが期待される。さらに、デジサポを中心とした不動産管理会社に対する働きかけを効果的・効率的に行うことができるようにするため、そのような関係者の取組を踏まえて得られたデジタル化に係る情報については、可能な限りデジサポに集約するよう関係者が協力することが求められる。

そこで、限られた期間の中での地上デジタル放送への完全移行を確実なものにするため、集合住宅共聴施設のデジタル化に関する情報集約・共有方法、施設のデジタル化対応の方向性、関係者の役割や具体的取組等について、受信障害対策共聴施設の場合と合わせて「共聴施設デジタル化緊急対策」(仮称)として早急に取りまとめるべきである。それに加え、集合住宅共聴施設のデジタル化対応促進のためには、すべての関係者間が緊密な連携を図り対応することが極めて重要となることから、デジタル化の進捗状況等に係る情報交換や必要な取組に関する検討等を行う体制として、これら共聴施設デジタル化に特化した関係者の推進体制を早期に整備すべきである。

特に、集合住宅共聴施設については、受信障害対策共聴施設よりもデジタル化対応すべき施設数が相当多いことから、限られた時間のなかでデジタル化対応を実現するためにも、特に対策の必要性の高い地域に重点を置いた取組(例えば UHF アンテナが設置されておらず、UHF アンテナ設置等の対策の必要性が高い集合住宅が集中していると考えられる

⁸ 全国の 4 階建て以上の集合住宅 2.3 万棟を対象に(社)日本CATV技術協会が実施した調査結果。(平成 21(2009)年 3 月)

関東地域等に重点を置いたデジサポ等による周知・働きかけ等の取組)を行い、その結果をその後の活動に活用する等、的確な現状分析に基づく効率的・効果的な対応を図る必要がある。

更に、平成 21(2009)年度から開始している集合住宅管理者等への訪問活動及び平成 21(2009)年度補正予算案に盛り込まれている施設改修に対する支援措置をはじめ、集合住宅共聴施設のデジタル化対応の促進のための取組については、平成 23(2011)年 7 月の地上デジタル放送への完全移行の実現に向けて、今後も一層強化・継続して実施することが重要である。

6. 辺地共聴施設の対応促進

(1) 現状

山間部等における地理的要因によるテレビの難視聴解消を目的とした「辺地共聴施設」は、全国に約 2 万施設(約 136 万世帯)設置されている。この辺地共聴施設はNHKが設置する「NHK共聴」とそれ以外の「自主共聴」があり、平成 21(2009)年 3 月末現在で、NHK共聴は約 7,800 施設(約 55 万世帯)、自主共聴は約 12,000 施設(約 81 万世帯)となっている。

総務省では、辺地共聴施設の改修を計画的に促進するため、平成 20(2008)年 9 月末現在として辺地共聴施設デジタル化ロードマップを作成するとともに、デジタル化の目標を設定し、地上デジタル推進全国会議の「デジタル放送推進のための行動計画(第 9 次)」において公表(同年 12 月)している。また、同ロードマップは平成 21(2009)年 3 月末現在として、この 5 月に更新している。

これによれば、平成 21(2009)年 3 月末現在で、NHK共聴は約 3,400 施設とほぼ半数が対応している一方、自主共聴は約 3,100 施設でありまだ 3 割弱の対応となっている。しかしながら、平成 21(2009)年度末には自主共聴で約 6 割のデジタル対応が予定されており、今後計画どおりに改修等が進めば、第 9 次行動計画で設定した目標(自主共聴:約 58%、全体:約 64%)を達成することとなる。

辺地共聴施設のデジタル対応について、NHK共聴はNHKが責任を持って取り組んでいる。一方、自主共聴についてはデジタル対応を促進すべく総務省において、住民負担が過大となる場合には必要経費の一部を支援(補助率 1/2)する措置を講じている。特に平成 21(2009)年度からは、アナログ放送の電波が届いている地域であったものが、デジタル放送の電波が届かなくなる地域となった場合の共聴施設の整備に対し、補助率を 1/2 から 2/3 に拡充するとともに、補助金下限額についても 50 万円に引き下げる見直しを行っている。さらに平成 21(2009)年度補正予算案においては、施設のデジタル対応に当たり、受信点の大幅な移設に伴う伝送路整備費の一部を全額補助する拡充措置が盛り込まれているところである。

この国の支援に加え、NHKにおいても、NHKの放送の難視聴地域に設置される自主共聴のデジタル対応等について独自に助成制度や技術支援制度を設けている。

(2) 審議会における議論

- 辺地共聴施設について、平成 21(2009)年度予算で新たな難視聴地域について補助率を 3 分の 2 とする制度を創設していただいたことはありがたいが、地方公共団体としては新たな難視聴地域にどう電波を届けるかという責任の主体は放送事業者だと思う。地方公共団体である市町村が事業主体の中にも含まれており、市町村が新たな難視聴についての解決主体としてクローズアップされたのかと思うと同時に、事業主体に辺地共聴施設の設置者とあり、放送事業者と自治体が協議した上、放送事業者が辺地共聴施設を設置することも当然含まれているのだと思っている。
- 有線共聴施設の場合は各世帯当たりの費用が 3 万 5,000 円を超える場合が補助対象ということで、都市部も辺地も、各個人の負担は 3 万 5,000 円程度が妥当ということだが、共聴施設を地デジ化するに当たって 3 万 5,000 円以上に様々な費用がかかりそうだという意見が現地から出ており問題意識を持っている。
- 辺地共聴施設の改修等の支援について以下を要望する。
 - ・ 「新たな難視聴地域」は本来、国及び放送事業者の責務により解消すべきであり、新たな共同受信施設の設置については、対象世帯及び地方自治体の負担を求めない制度

に拡充すること。

- ・ 地上デジタル放送への完全移行までに確実かつ迅速な改修が可能となるよう、デジタル化に伴い必要となる事業及び経費について幅広く補助対象とするとともに、補助金下限については撤廃すること。
 - ・ 送信環境の大幅な変化により、受信点の大規模移設が必要となる「デジタル化困難共聴施設」や小規模施設については、対象世帯の負担が過重にならないよう支援制度を拡充すること。
 - ・ 市町村別ロードマップにおいて「アナログも難視」と推定されているが、実態はアナログ放送を視聴している地域において共聴施設を新設する場合には、「新たな難視地域」と同様の取扱いとすること。
 - ・ 地方自治体がCATV整備により難視聴地域の解消を図る場合には、地域情報通信基盤整備推進交付金の交付率のかさ上げ等、支援制度を拡充すること。
 - ・ 共聴施設の設置者が共聴施設組合である場合は、地方自治体の関与を必要としない申請手続とすること。
 - ・ 辺地共聴施設を廃止し、CATVによる巻き取りや光ファイバーを整備して行う再送信についても国庫補助及びNHK支援の対象とすること。
 - ・ NHKの独自支援については、工事着手前の支援額の算定、工事完了後の速やかな支払い、申請手続の簡素化などの見直しを行うこと。
- 国策として推進されている地上放送のデジタル化に伴い、地元関係者（共聴組合、地方公共団体等）は辺地共聴施設のデジタル化改修を余儀なくされ、相応の対応を行っていることから、今後辺地共聴施設のデジタル化対応を確実なものとするためには、支援制度の拡充や柔軟な運用が不可欠である。

(3) 提言

平成 22 (2010) 年末までに、対応可能なすべての自主共聴施設がデジタル対応を終えることができるよう、国においては、辺地共聴施設デジタル化ロードマップの策定等引き続き施設のデジタル対応の計画的な実施に対する取組を進めるとともに、共聴施設の新設又は改修が一層円滑に進むよう、平成 21 (2009) 年度補正予算案に盛り込まれた支援策を継続するなど支援措置の充実を図るべきである。

このような国の取組と併せ、共聴施設のデジタル対応を確実なものとするためには、地元関係者（共聴組合、地方公共団体等）の積極的な対応が必要である。

また、NHKにおいても、NHKの放送が受信できなくなる地域での自主共聴施設の新設を行う場合、又は、NHKの難視聴地域に設置されている既存の自主共聴施設のデジタル対応に対し、NHKのあまねく普及義務を踏まえ、国とは別に独自の支援措置を創設し相応の負担を行いその役割を果たしている。今後NHKは、この自主共聴に対する支援制度を継続するとともに、NHK共聴のすべてが平成 22 (2010) 年末までにデジタル対応が行われるよう、引き続き計画的改修に取り組むべきである。

7. 個別アンテナの改修等促進

(1) 現状

地上デジタル放送を受信するため、これまでVHF帯の個別アンテナのみで受信している世帯は、UHFアンテナへ交換又は追加工事が必要になる。特に南関東地域では、ほぼ全域において東京タワーからの放送をVHFアンテナで受信しており、アンテナ工事を要する規模は全国一である。

また、UHFアンテナであっても、デジタル放送局の設置場所がアナログ放送局と異なる地域においては、アンテナの方向調整が必要になる場合がある。

さらに、アナログ放送と地上デジタル放送を混合受信する場合、地域によってはアンテナ工事と併せて混合器等の交換工事も必要になる場合がある。

このため、これまで一般視聴者を対象に、地上デジタル放送普及のための周知広報の中で、アンテナ工事の必要性について周知が行われてきており、また、家電販売事業者等への情報提供・技術講習等が行われてきている。

一方、今後、個別アンテナの工事を要する世帯数は、これまでアンテナで個別受信している世帯（約 2,000 万世帯）のうち工事未了世帯（約 400 万世帯）と、受信障害対策共聴世帯

(約 620 万世帯)のうち、アンテナでの個別受信への移行世帯(約 430 万世帯)の合計約 830 万世帯と推計されている。

このアンテナ工事を平成 23(2011)年のアナログ放送終了までに完了させるためには、約 33,000 人の工事従事者が必要と試算されており、アンテナ工事が各年で分散して行われれば現存の工事従事者により対応可能と見込まれているが、アナログ放送終了段階で工事が集中すると、工事のマンパワー不足が生じることが懸念される。

(2) 審議会における議論

- 簡易アンテナについては、そのメリット、デメリットをきちんと説明していただき、それを消費者側が理解をするということが大前提だとは思いますが、「受信保証するものではない旨告知する」ということでは、買ってみて試してみないとわからないということになるので、それはまずいのではないかと。
- デジサポで、簡易アンテナについてここは大丈夫、ここは駄目とかという判断を示していただくとか、例えば簡易アンテナを貸してくれてお試しができるとか、そのようなことが必要ではないかと。
- 中電界・弱電界地区では室内アンテナ受信は結構きついが、強電界地区は可能性があると思うので、その地区を示すことはできると思う。室内アンテナの場合は屋内でどこにアンテナを置くかによって変わるので、室内アンテナはこのように試してみてくださいということ、きちんと整理していく方が良く思う。
- 室内アンテナの設置場所によって、映りが決まる。家の中のどこに置くかで、室内アンテナは映るかどうかが決まる。例えば携帯電話を買って家に帰った際にうまくつながる部屋とつながらない部屋とがあり得るわけで、それに対応するためにこれまでも携帯キャリアの方は大変努力をしてくれている。そういった努力と経験が生きる場面もあるはずだ。それも踏まえ、安定して受信できる環境を実現するためには、固定のアンテナが非常に大事な意味を持つと思う。技術が進歩して、室内アンテナなどでの受信環境が安定していくことは事実だが、やはりアンテナ工事の周知広報に関しては、気を遣ったプロセスが必要だと思ふ。
- アンテナ工事については、販売事業者も悩みを抱えている課題であり、アンテナ工事を斡旋する制度についてはぜひ実施すべき。

(3) 提言

個別アンテナ改修等については、デジタル受信機の普及に付随するものであるが、テレビの購入だけでなくアンテナ改修等工事まで必要な地域があるとの認識が視聴者に十分浸透しているとは言えない状況にある。また、工事を伴うためできる限り早期の対応が望まれる。このため、全国地上デジタル放送推進協議会においてその促進策について検討が進められているが、幅広い関係者が協力し、特に以下の事項について早期に具体化し実施されるべきである。

① 地域ごとのアンテナ工事内容等の把握・情報提供

これまでの一般的な周知広報に加え、地域ごとの受信環境に即したアンテナ工事内容等を把握し、デジサポによる説明会、自治体広報などにより、視聴者へ詳細かつ的確な地域情報を提供していくことが必要である。

併せて、相談窓口の対応強化及び周知徹底、都道府県ごとに設置されたデジサポにおける受信相談対応の機能強化が必要である。

また、工事対象世帯が多い地域に対しては、放送による周知が望まれる。

② 地域ごとの工事の斡旋的制度等の検討

一定の期間に集中してアンテナ工事を促進させることで、工事の効率化、工事費の低廉化、悪質商法等の未然防止が期待できることから、アンテナ工事の斡旋的な制度を設けること等を検討すべきである。

③ 簡易アンテナの活用促進

地上デジタル放送の安定受信には、アンテナの屋外設置が最適である。このことを踏まえた上で、簡易アンテナの設置可能な環境条件、メリット、デメリットなどを分かりやすく示すとともに、デジサポによる住民説明会などにおいて、これらの周知も行われるなどにより、その活用促進を図ることが望まれる。

8. 公共施設のデジタル化

(1) 現状

国については、平成 20(2008)年 7 月に「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」で定めた「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」(参考 9 参照)を踏まえ、平成 22(2010)年 12 月末までにデジタル化改修が完了することを目標として、取組を実施中。具体的には、各府省庁において、デジタル化対応計画を策定し、同計画に基づきデジタル化改修を実施している(参考 10 参照)。

地方公共団体については、アクションプラン 2008 を踏まえ、同月に総務省から地方公共団体に対し、平成 22(2010)年 12 月末までにデジタル化改修が完了することを目標として、施設のデジタル化改修状況の速やかな把握、デジタル化改修の計画策定、同計画の達成状況の確認・公表等に取り組むことを要請。各地方公共団体では、要請の趣旨を踏まえつつ、デジタル化対応計画を策定し、同計画に基づきデジタル化改修を実施している(参考 11 参照)。

(2) 審議会における議論

- 札幌市の公共施設では、これから相当数のテレビについてデジタル化の対応を進めていく必要がある。自治体で一番テレビが多いのは市立学校であり、札幌市の場合は小学校、中学校合わせて 300 校あり、そこに 7,500 台のテレビがあるが、大きな予算を伴うということでデジタル化対応のめどが立っていない。また、学校ではテレビ放送を見たり、ビデオ教材を見るためにテレビを使用しているが、それ以外にもパソコンやビデオカメラなどを使用して実物教材を拡大して見せたり、校内自主放送を行うという形で様々な活用がなされている。特に校内自主放送については、朝礼において校長先生が映像を通じて子供たちに語りかける、あるいは全校集会でもテレビの使用が一般化しているという状況であり、学校現場では不可欠の役割を果たしている。この校内放送設備については、アナログの設備は今後製造されないの、仮にデジタル機器への更新ということになると、1 校当たり数百万の費用が見込まれている。一方、校内 LAN を利用したパソコンによる校内自主放送という方式もあるが、札幌市では既にすべての学校で LAN 整備が行われているが、その場合でもやはり一定程度の費用、1 校当たり 100 万弱かかるのではないかと見込まれている。現場の実情を踏まえ、補助対象事業の拡充も含めご検討いただきたい。
- 国において各省庁所管施設のデジタル化改修計画が策定されているが、小中学校、高校などの学校や病院などの改修状況が含まれていないようなので、これらの改修状況を把握しフォローアップすることが大切である。
- 公共施設における地上放送のデジタル化への対応について以下を要望する。
 - ・地上デジタル放送への完全移行までに、地域住民の生活と密接に関連する公共施設の円滑なデジタル化改修を完了するため、関係省庁による財政措置を含めた支援を拡充すること。

(3) 提言

公共施設のデジタル化により、国民にデジタル化のメリット、意義を身近に実感していただく絶好の機会を提供できること、国などの公的主体が積極的にデジタル化に取り組むことは、民間等の取組を促すことにもつながると考えられること、また、公共施設に設置されたテレビについては、国民・利用者にとって災害等の緊急時の情報入手手段、連絡手段として重要な役割を果たすものも多いこと等から、早期かつ確実なデジタル化に向け、これまで以上に精力的に取り組む必要がある。

国及び地方公共団体は、アクションプラン 2008 の趣旨を踏まえ、引き続き、改修計画を着実に実施する。また、平成 21(2009)年度補正予算案に特別な支援が盛り込まれている学校や社会福祉施設等の公共施設については、この支援策を活用して、また、庁舎等その他の公共施設についても、同補正予算案に盛り込まれた「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」等も活用しつつ、すみやかにデジタル化対応を行うことが望ましい。また、総務省は、各省庁等に対して、デジタル化が着実に実施されるよう引き続き働きかけを行うべきである。

なお、公共施設のデジタル化にあたっては、適宜、進捗状況を取りまとめ・公表するこ

とが望ましい。

第4章 送信側の課題

1. 中継局整備促進

(1) 現状

①中継局の整備状況

地上デジタル放送は、平成 15(2003)年の三大広域圏の親局開局以降、平成 18(2006)年 12月までに全都道府県全放送局の親局が開局した。以降、全国でデジタル中継局の整備が計画的に進められ、平成 21(2009)年 3月末までに 4,387局(NHK 1,559局、民放 2,828局)のデジタル局(親局・中継局)が開設されている。これにより、同 3月末時点で、全国の地上デジタルテレビ放送の電波カバー率はおよそ 97%となっている。

中継局の整備計画は、視聴者がデジタル放送を視聴できる時期にかかわる重要な情報であることから、全国地上デジタル放送推進協議会において中継局ロードマップとして取りまとめ公表してきたところである。平成 20(2008)年 12月からは、技術検討等により設置判断未定の中継局について判断が明らかになり次第ロードマップに反映すべく、3か月ごとに更新することとし、総務省HPを通じて公表している。

平成 21(2009)年 3月末現在の中継局ロードマップによると、平成 22(2010)年末までの中継局の整備局総数は、NHKと民放の合計で、11,336局(NHK 4,318局、民放 7,018局)整備する計画となっている。

また、視聴者がデジタル化対応するための情報のひとつとして、現在受信しているアナログ中継局に対応したデジタル中継局がわかる「アナログ・デジタル対比表」を平成 20(2008)年 6月 30日に公表している。

②民間放送事業者の中継局整備に対する公的措置

民間放送事業者の中継局整備に対する公的支援について、第5次中間答申では、

- ・ デジタル中継局整備については、民間放送事業者がこれを自助努力により整備していくことが基本であり、公表されたデジタル中継局ロードマップを着実に実行できるよう、各放送事業者が責任を持って取り組むことが必要である。特に、一部放送事業者が自力で建設が困難としている中継局については、国の支援措置も活用しつつ、平成 22(2010)年末までに確実に整備できるよう取り組むことが重要である。

との提言が行われた。

本提言に基づき、現在、民間放送事業者の中継局整備について、以下のような公的支援措置が講じられている。

- ・ 金融面・税制面における措置
- ・ 国税(特別償却)の3年間の段階的縮減による延長(平成 21(2009)年度まで)、地方税(固定資産税・不動産取得税の課税標準の特例措置)の延長(平成 22(2010)年度まで)
- ・ 地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)
- ・ 地方公共団体が地方債により原資を調達し、(財)地域総合整備財団(ふるさと財団)を通じ民間事業者に対して長期の無利子融資を行うもの。原則設備投資等に係る借入額の 20%以内とされている。
- ・ 利子補給
- ・ 特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づき独立行政法人情報通信研究機構が行う「地域通信・放送開発事業」として、金融機関によるデジタル中継局整備に係る資金の貸付に対し利子補給金を支給することにより、間接的に放送事業者の金利負担の軽減を図るもの。
- ・ 予算措置(デジタルテレビ中継局整備事業等)
- ・ 平成 19(2007)年度以降、国が、自力建設を困難とする中継局整備に対して整備費用の一部を補助(平成 19(2007)年度:1/3 又は 1/4、平成 20(2008)年度~:1/2)している。
- ・ 平成 20(2008)年度補正予算においては、これまでアナログ放送を行っていなかった地域に、新たにデジタル中継局を整備する一般放送事業者に対し、当該整備に支援(補助率 1/2)を講じている。

- ・平成 21(2009)年度補正予算案においては、平成 20(2008)年度補正予算で認められたデジタル中継局の新設に対する支援が対象を拡充し盛り込まれるとともに、デジタル難視聴対策のためのデジタル中継局の新設に対する支援措置(補助率 2/3)が盛り込まれている。

また、同補正予算案においては、外海離島である東京都小笠原村並びに沖縄県南・北大東村における本土又は本島間との海底ケーブル敷設に係る予算も盛り込まれており、デジタルテレビ放送の信号の伝送が可能な海底ケーブル敷設が具体化したことにより、当該地区における地上デジタル放送のサービスの実現に向け大きく前進している。

(2) 審議会における議論

○ デジタル中継局の整備促進について以下を要望する。

- ・「自力建設困難」とされる中継局や新たな難視を解消するための中継局の新設について、国と放送事業者の責務による着実な整備が進むよう、補助率や対象地域について支援制度の拡充を図り、地方自治体に負担を求めない制度に改善すること。また、景気後退の影響を受け、整備計画が滞ることがないように所要額の確保に万全を期すこと。
- ・暫定的な衛星利用による難視聴対策終了後のデジタル中継局の整備についても、活用可能な制度に拡充すること。

(3) 提言

①中継局ロードマップの着実な実施

デジタル中継局整備は、放送事業者がこれを自助努力により整備していくことが基本であり、今後、アナログ放送が終了する前年となる平成 22(2010)末までの約 1 年半の期間内に、中継局ロードマップによる中継局整備等を着実に達成するよう、各放送事業者が責任を持って取り組むことが必要である。特に、一部放送事業者が自力で建設が困難としている中継局については、国の支援措置も活用しつつ、平成 22(2010)年末までに確実に整備できるよう取り組むことが重要である。

また、アナログ放送時に住民サービスのためのインフラ整備としてアナログ中継局整備に一定の役割を担ってきた地方公共団体にとっては、引き続き、可能な範囲でデジタル中継局整備に一定の役割を担うことも期待される。

なお、ロードマップによると、平成 22(2010)年内に小規模な中継局の整備が多数予定されているところであるが、工事集中によりロードマップの達成が不確実なものとならないよう、放送事業者全体の取組としての計画的な整備に引き続き留意が必要である。

さらには、デジタル放送の一層の普及という観点から、情報格差是正やデジタル難視聴解消のための新たなデジタル中継局の整備についても、国の支援措置を踏まえ、周波数事情等の技術的条件や工事キャパシティ、経営事情等を考慮しつつ、放送事業者において取り組むべきである。

②課題がある局所への対応

中継局整備に代えて、共聴施設やケーブルテレビで対応することとしている地区については、当該地区に提供されているアナログ放送が終了する際、それに代わるデジタル中継局による電波カバーが行われないことから、放送事業者が責任を持って当該共聴施設等の代替手法による受信を確実なものとする等アナログ放送終了時にデジタル電波カバーを行わないことによる混乱が生ずることがないように、地元地方公共団体等との間でも必要な協議を行う等それぞれの地域に応じた準備を整えておくべきである。その際、放送事業者等関係者は当該地区の状況について、総務省が設置した「総務省テレビ受信者支援センター」に情報提供し、支援センターにおける受信者対応に備えておくべきである。

また、外海離島である東京都小笠原村並びに沖縄県南・北大東村については、国の支援を前提に、地元地方公共団体による海底ケーブル敷設が具体化しつつある状況から、今後、島内におけるデジタル放送サービスの実現方策について、地元地方公共団体を中心に、国や放送事業者が連携した検討を行い、早期に結論を得るべきである。

③今後の中継局ロードマップの在り方について

現在公表している「中継局ロードマップ」では、設置判断未定の中継局について、可能な限り整備の要不要を示しているが、未だそのような中継局が残存していることから、本年（平成 21(2009)年）9 月末までにはすべて判断を明らかにし、中継局ロードマップに示すべきである。

また、3 か月ごとに更新する中継局ロードマップについては、引き続き、当該更新されたデジタル中継局の放送エリアに該当する地方公共団体等に逐次更新された情報を提供すべきである。

このほか、放送事業者は、デジタル中継局の開局情報について、当該中継局の放送区域となる地域住民に対して積極的に周知するよう取り組むべきである。

2. デジタル難視解消

(1) 現状

①「地上デジタル放送難視地区対策計画」

市町村別ロードマップに示される「新たな難視世帯」に対し、平成 19(2007)年までに中継局が開局した地域を対象に、放送事業者において受信実態調査を実施し、新たな難視地区の特定が行われている。また、徳島県及び佐賀県におけるデジタル放送の区域外波の受信状況についても、総務省予算によりデジサボにおいて調査が実施されている。

「デジタル化困難共聴世帯」については、計算機シミュレーションにより受信点移設の範囲の精査、及び受信点移設に伴う費用の試算が行われ、デジタル化困難共聴の絞り込みが行われている。

放送事業者では、現在、「新たな難視世帯」及び「デジタル化困難共聴世帯」のある地区に対し、対策計画案を検討しており、その結果を受けて、受信実態等の調査結果とあわせ地元地方公共団体等関係者との調整を、総合通信局とともに行うこととしている。本年（平成 21(2009)年）8 月には「地上デジタル放送難視地区対策計画」として初版を策定・公表する予定としている。

なお、平成 20(2008)年以降開局した中継局に係る受信実態調査についてはデジサボにおいて随時実施していくこととしており、その結果を受けて、「地上デジタル放送難視地区対策計画」を定期的に更新していく予定としている。

②デジタル難視対策の支援措置

国においては以下の支援措置を講じている。

- ・ 共聴施設の新設に対する支援(平成 21(2009)年度から補助率 2/3 に拡充)
- ・ 平成 21(2009)年度補正予算案において、共聴施設の受信点移設に伴う伝送路施設整備の一部を全額補助
- ・ 平成 21(2009)年度補正予算案において、デジタル難視聴解消のためのデジタル中継局の整備に対し支援(補助率 2/3)

また、NHKにおいては、共聴新設に対し、NHKのデジタル放送が難視聴である等の一定の条件の下、独自の財政的支援等を行っている。

(2) 審議会における議論

- 難視聴地域への対応は「本来、誰がやるべきか」というような「べき論」を飛び越えてやらなければいけないことも起こるだろう。
- 地デジ難視地区対策計画（仮称）の策定・公表について以下を要望する。
 - ・ 平成 21(2009)年 8 月に策定される対策計画について、その概要をできるだけ早期に示すこと。
 - ・ 対策計画の策定にあたっては、地元地方自治体等関係者との調整を実施した上で、策定・公表し、計画の確実な実施による難視聴世帯の解消を図ること。また、対策計画は随時見直し、難視聴世帯の早期解消に努めること。
 - ・ 地デジ難視地区は、本来、国及び放送事業者の責務により解消すべきであり、対策計画の策定については、可能な限り、中継局によることとし、計画の実施にあたっては対象世帯及び地方自治体に負担を求めないこと。
 - ・ 対象世帯に対しては、国及び放送事業者の責務として、対象となった理由や地上系

デジタル放送への移行時期などについて、十分な説明を行い、同意を得ること。

(3) 提言

放送事業者及び総務省は、本年（平成 21(2009)年）8 月までに「地上デジタル放送難視地区対策計画」を策定・公表すべく鋭意取り組むこととし、対策計画の策定・公表に当たっては、デジタル放送の受信状況の詳細な情報提供も大きな目的の一つであることに鑑み、地元で難視状況等を分かりやすく説明できるようにするため地図等の資料を含め提供すべきである。また、デジタル電波の未発射地域にあつては、電波が発射され次第、同様の対策計画が策定できるよう事前に必要な準備を進め、すべての地域について平成 22(2010)年末までに速やかに対策計画を策定すべきである。

このように策定した対策計画に基づき、平成 23(2011)年春までに、難視世帯ができるだけ少なくなるよう対策を実施すべきであり、放送事業者及び総務省は、地元地方公共団体等の理解と協力を得て、最大限の努力を行うべきである。

また、対策計画の策定・実施に資するため、国としては、平成 21(2009)年度補正予算案に盛り込んだ難視聴対策用デジタル中継局整備支援や共聴対策の場合の地元負担の軽減について継続した支援措置とする等、新たな難視対策等のための支援策の充実を一層図るべきである。NHKにおいても共聴新設に対する支援等を継続実施するべきである。

放送事業者は、これらの支援措置を踏まえ、中継局整備による対策など送信側対策を基本として検討し対策を講じるべきである。送信側対策が講ぜられない地域については、受信側対策により難視聴解消を行うより手段がないこととなるため、地元地方公共団体等関係者の共通認識の下、アナログ放送終了前までに、共聴新設等による代替措置が早期に講じられるべきである。

3. デジタル混信解消

(1) 現状

他の電波からの混信のために地上デジタル放送を良好に視聴できない受信障害（デジタル混信）は既に一部の地域で発生しており、今後、中継局整備や受信機の普及が進展するにつれて拡大する可能性があることから、国及び放送事業者の緊密な協力関係のもと、発生実態を把握しつつ、対策を進める必要がある。

特に、最近では、山岳反射によるマルチパス現象や日本海で発生するラジオダクト現象（気象条件によってまれに発生する電波の異常伝搬現象）によってデジタル混信が発生しており、これらの現象は事前のシミュレーションでは予見が困難なものであることから、発生した場合は機動的に対応できるようにする必要がある。

デジタル混信が大規模に発生している例としては、新潟県・秋田県の親局間で主に春から夏の期間、月数回程度、散発的に発生している受信障害や韓国からの放送波が北九州市や島根県太田市等に到達することで発生している受信障害が挙げられるが、これらはいずれも海上のラジオダクト現象が原因となっている。

受信障害に対応するため、混信を解消することを目的として補完的な中継局を置局する者又は共聴施設を設置する者に対して、国がその整備費用の一部を補助する公的支援措置（補助率：1/2）が昨年度から講じられているところであるが、今年度からは、放送局施設の改修工事（チャンネル切替工事等、補助率：2/3）及び受信者施設の改修工事（高性能アンテナ取替工事等、補助率：10/10）の支援策が新たに追加されている。

また、中継局が整備途上であること等に起因し、本来向けるべきではない方向に視聴者が受信アンテナを向けてしまっている場合に一部地域において受信障害（「過渡的混信現象」）が発生することが懸念されている。この場合の受信障害は、アンテナを最適な中継局の方向に向ける等の調整によって解消が可能である。

(2) 審議会における議論

- デジタル混信は全国各地で発生しており、放送事業者としては対策計画の策定作業等の活動を各地域で進めているが、2011 年 7 月の地上デジタル放送の完全実施に向けてこのデジタル混信の解決は重要課題であり、国とともに活動を強化していきたい。

(3) 提言

総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）は昨年度、計算機シミュレーションに基づいてデジタル混信の発生が予測される地区（約 850 地区）において測定車を用いた実測調査を実施したが、今年度も引き続き必要な地区において実測調査を進め、受信障害が発生している地区の洗い出し作業を進めるべきである。また、デジサポは、デジタル混信による受信不良地区での訪問調査や受信方法の助言等、受信者に対するきめ細かい丁寧な対応を今後も引き続き行う必要がある。

全国地上デジタル放送推進協議会の地域協議会は、平成 20(2008)年 6 月の第 5 次中間答申においても提言されているとおり、実測調査の結果や受信者からの申告等に基づきデジタル混信による受信障害が確認されているすべての地区について、本年 8 月までに対策計画を確実に立案するとともに、すみやかに対策を実行する必要がある。

この際、デジタル混信の現象は、一般視聴者には理解しづらいものであるため、国と地域の放送事業者等が連携して対策計画を地域の地方公共団体等に説明することで、混信によりデジタル放送を良好に受信できない方に理解をいただくことで、早期の受信者対策に結びつけることが求められる。

また、対策計画の立案に際しては、地域の放送事業者は国による公的支援措置を十分に活用するとともに、デジサポとの連携を十分に図る必要がある。

なお、地上デジタルテレビ放送の完全実施に向けて混信問題の解決は重要課題であり、

① 混信による受信障害が特に大規模に発生している地域での対策

② チャンネル変更による混信対策を実施することで連鎖的に他の地域に二次的な混信障害を与えてしまう地域での対策

等を中心に放送事業者及び国は今後も取組を一層強化していくべきである。

4. 衛星利用による暫定的な難視聴対策

(1) 現状

放送事業者は、アナログ放送において放送の電波によりカバーしている地域を、自助努力により 100%カバーすることを基本として、デジタル中継局整備に取り組んでいる。また、中継局整備のほか、ケーブルテレビ事業者や I P 再送信事業者などの努力により、ケーブルテレビや I P 再送信などの手段により地上デジタル放送を視聴することができる地域が拡大しつつある。さらに、辺地共聴施設等については、国、NHK、地方公共団体、視聴者等が改修に向けて積極的に取り組んでいるところである。

しかし、これらの取組にもかかわらず、平成 23(2011)年の全面移行の際、アナログテレビ放送が視聴できている方で、同年 7 月 24 日までに、地上系の放送基盤によりデジタルテレビ放送が送り届けられない方々に対し、テレビ放送サービスの途絶が生ずることのないよう、これまで当審議会では全国地上デジタル放送推進協議会からの検討報告も踏まえ、衛星利用による暫定的な難視聴対策の実施に向けた取組の具体的推進について提言してきた。

国においては、平成 21(2009)年度予算に、「暫定的難視聴対策事業」として対策の実施に必要な所要経費を予算措置している。また、これに先立ち、放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の一部変更を行い、制度的準備を整えた。

NHK 及び関東広域圏を放送対象地域とする民放 5 社にあっては、D p a に対し、同協会が暫定的難視聴対策事業を実施することを前提に、地上デジタルテレビ放送の再送信同意を行うこととしており、また、暫定的難視聴対策事業に使用される放送衛星局 (17 c h) については、平成 20(2008)年 11 月、(株)放送衛星システム (B-SAT) が受託放送事業者として予備免許を得、平成 21(2009)年 3 月、委託放送業務の認定を D p a が受けている等、事業実施のための準備が関係者により進められているところである。

(2) 審議会における議論

○ 暫定的な衛星利用による難視聴対策について以下を要望する。

- ・ 完全移行後に全くテレビを見られない状況はあってはならないことから、対象世帯の把握にあたっては「アナログも難視」に分類されている世帯の視聴実態も確認したうえで対策を講じること。
- ・ 辺地共聴施設のデジタル化に要する費用が多額で改修実施の目処が立たないなどの

特別の事由も考慮し、難視聴対策区域（ホワイトリスト）の設定を行うこと。

- ・ 地上系の放送基盤が整備されるまでの間、身近な生活情報や、緊急・災害情報、政見放送など生活に密着した情報が、対象世帯へ提供される手法を検討した上で、対策を講じること。

(3) 提言

全国地上デジタル放送推進協議会が取りまとめた暫定的難視聴対策事業の運用の基本的考えは別添 2 のとおりであり、当審議会としてはこれにより実施することが適当であると考える。

なお、第 5 次中間答申でも言及したとおり、この事業の利用者となるデジタル難視聴世帯については、最小化されるべく地上系基盤による難視聴対策を進めていくことが基本であり、また、仮にこの事業の利用対象となった地区（ホワイトリスト地区）については、別添 2 に示された平成 27(2015)年 3 月末に暫定的難視聴対策が終了することを踏まえ、地上系放送基盤による恒久的対策が確実に実施されるよう総務省・放送事業者を中心とした継続的な検討・実施体制を確保すべきである。

また、暫定的難視聴対策事業の実施にあたっては、事業の利用対象となった地区へのきめ細かい対応が必要であることから、例えば、暫定的難視聴対策事業に関する問い合わせ対応、利用申請書類の備え置き、対象世帯への周知などについて、地方公共団体、デジサポ等関係者との密接な協力関係を確保する必要がある。

5. ケーブルテレビのデジタル化の推進等

(1) 現状

ケーブルテレビの加入世帯数は、平成 21(2009)年 3 月末現在、約 2,300 万世帯（世帯普及率は 44.0%）であり、このうち、ケーブルテレビによる地上デジタル放送の視聴可能世帯数は約 2,250 万世帯に達している⁹。これは、「デジタル放送推進のための行動計画（第 9 次）」の中で設定された平成 21(2009)年 9 月末までに 2,240 万世帯で地上デジタル放送を視聴可能とするという「当面の普及目標」を上回るものである。また、ケーブルテレビ施設の整備については、デジタル化対応を進める上で地域情報通信基盤整備推進交付金が有効に活用されている中で、平成 22(2010)年末時点における地上デジタル放送への対応を未定としている事業者に対し、平成 20(2008)年 11 月、今後の対応方針を明確にするよう総務省において働きかけを行ったところである。平成 21(2009)年 4 月 1 日現在、ケーブルテレビ施設 689 施設中 581 施設（84.3%）において、ヘッドエンド設備のデジタル化が対応済みであり、ヘッドエンド設備のデジタル化対応が完了していない 108 施設のうち、地域住民の理解が得られていないなどの理由により、デジタル化対応に向けた具体的な計画が明確となっていないものが 4 施設（3.7%）のみであるなど、これまで順調に推移している。

一方、ケーブルテレビ事業者による営業活動については、総務省のコールセンター等にケーブルテレビ事業者が加入の勧誘を行う際の丁寧な説明を求める意見等が寄せられていること等を踏まえ、総務省において、平成 20(2008)年 12 月、各ケーブルテレビ事業者に対し、ケーブルテレビ業界が策定した営業活動や広告表示に関する統一的な基準の遵守を一層徹底することなど、視聴者等に誤解を生じることのない適切な営業活動を行うために必要な取組を行うよう要請した。また、(社)日本ケーブルテレビ連盟では、統一的な窓口で苦情等に対応しているほか、ケーブルテレビの営業活動に携わるすべての者が契約前に契約に係る重要事項を適切に説明できるよう「重要事項説明書の業界標準」を策定（本年 4 月）するなどケーブルテレビ事業者による適切な営業活動に向けた取組を実施している。

(2) 審議会における議論

- ケーブルテレビの営業に関する相談について、どこまでが行き過ぎた営業で、どこからがそうでないか線引きが難しいが、ケーブルテレビ業界として適切な対応が必要である。
- ケーブルテレビの営業については、利用者が地上デジタル放送をよくご存じであることを前提として行ったために相談事例に結びついたものもあると思うが、行き過ぎた面

⁹ 数値はいずれも平成 21(2009)年 5 月 25 日現在の速報値。

がなかったとは言えない。(社)日本ケーブルテレビ連盟で議論をし、営業活動に関するガイドラインを策定した。また、特に高齢者には重要事項説明の実施と親族の了解をあわせてもらうことで、問題に対処している。改善の方向で最大の努力をしている。

(3) 提言

① ケーブルテレビのデジタル化の計画的かつ適切な推進

ケーブルテレビは、地上デジタル放送への対応に加え、ブロードバンド環境の整備も併せて実現可能とするものであり、地域住民の生活向上や地域経済の活性化につながる情報通信基盤としての役割が期待されるものである。これまでケーブルテレビのデジタル化は、順調に推移しているところではあるが、地上アナログ放送終了までのできるだけ早期にすべてのケーブルテレビ施設についてデジタル化対応を完了するよう、地域情報通信基盤整備推進交付金等も活用しつつ、引き続きデジタル化を着実に推進することが適当である。

また、受信障害対策共聴施設や集合住宅共聴施設におけるデジタル化改修、又はアンテナ対応で過大な負担を要する場合において、既契約者以外の国民に対しても、地上デジタル放送への対応としてケーブルテレビが有効な手段となり得るものであるという選択肢を積極的に提示していく等、地上デジタル放送への移行に一層大きな役割を果たしていくことが望まれる。

② ケーブルテレビ視聴者等への適切な情報提供

第5次中間答申において、「積極的に取り組むべき」と提言した事項(①地上デジタル放送再送信サービスの開始時期、内容、提供条件に関する周知等、②ケーブルテレビによる地上デジタル放送の視聴可能エリア、加入費等の提供条件、工事費の目安などの情報の充実等、③個別アンテナによる直接受信の可能性など視聴者等が合理的な比較考慮を行うために必要な情報の提供等)に引き続き取り組むことに加え、ケーブルテレビ事業者による営業活動については、総務省のコールセンター等に、「高齢者への勧誘の際の説明が不十分」、「違約金を含む料金やサービスメニューに関する説明が不十分」、「広告内容が紛らわしい」といった苦情・相談が寄せられていることを重視し、引き続き、ケーブルテレビ業界が策定した営業活動や広告表示に関する統一的な基準の遵守を一層徹底すること、営業活動に携わるすべての者が契約前に契約に係る重要事項を適切に説明できるようにすること、受信者からの苦情・相談に誠実かつ迅速に対応すること等、適切な営業活動を行うために必要な取組が着実に進められることが必要である。

6. ケーブルテレビのデジアナ変換サービスの暫定的導入の促進

(1) 現状

暫定的措置としてケーブルテレビのヘッドエンドにおいて地上デジタル放送をアナログ方式に変換して送信するサービス(デジアナ変換サービス(以下「デジアナ変換」という。))については、当審議会が第5次中間答申の中で「ケーブルテレビ業界として、条件整備に向けた課題等を整理すべき」と提言したことを踏まえ、(社)日本ケーブルテレビ連盟において検討が進められた。その結果、①デジアナ変換の導入に関する国民的コンセンサスの形成、②暫定的な運用期間、導入に当たっての制約、③導入のための支援措置といったデジアナ変換の暫定的導入のための課題が整理されたほか、さらに検討を深めていくべき制度的な課題、技術的な課題、運用上の課題が取りまとめられた。

また、本年3月、石川県珠洲市で、同市を業務区域とするケーブルテレビ事業者の加入者(約4,000世帯)を対象に、デジアナ変換の有効性の検証や課題整理・データ収集を目的として、デジアナ変換の実証実験が実施された。加入者を対象に行われたアンケート調査の結果(回答数894件)では、以下のように地上アナログ放送停波後においてもアナログテレビでデジアナ変換を視聴することに多くの期待が寄せられた。

- ・ アナログテレビでデジアナ映像を視聴できることについては、良いとする回答が69%を占めた(非常に良い(34%)、どちらかと言うと良い(35%)、特に何とも思わない(25%)、その他(6%))
- ・ 平成23(2011)年7月以降もアナログテレビを継続使用する予定については、ある(37%)、

ない (28%)、わからない (35%)

- ・ 平成 23 (2011) 年 7 月以降、デジアナ変換をアナログテレビで視聴するかについては、視聴したい (44%)、視聴したくない (17%)、わからない (39%)
- ・ デジアナ変換の画面については、違和感は特になし (33%)、多少違和感はあるが問題なし (28%)、画面が小さいと感じる (34%)、その他 (5%)

また、主婦連合会の「平成 20 (2008) 年度 地上デジタル放送に関するアンケート調査報告書」においても、「地球温暖化が大きな問題となっています。地デジ化で大量の廃テレビが出ます。あなたは、新しいテレビへの買い換えについてどう思いますか？」という質問に対して、「できるだけ安いチューナーを普及させ、まだ使えるテレビを捨てないで使えるだけ使うべき」(49%) という回答がほぼ半数を占めている。

(2) 審議会における議論

- デジアナ変換の終了時期については、衛星による暫定的難視聴対策事業の終了時に合わせるということが理解を得られやすいのではないかという意見もケーブルテレビ業界内にあり、平成 23 (2011) 年 7 月から 3 年程度衛星と同じにすると 3 年何カ月ということになるというのが業界の一般的な声である。
- ケーブルテレビのデジアナ変換は、困難なケーブルテレビ事業者も想定されるため、周知広報の中で、実施事業者はどこなのか、周知広報する必要がある。周知広報が大切であり、いつまでやるのか、どこでやるのか等々、デジタルの普及の障害にならないような周知広報を、対象の事業者の方も含めて徹底してやっていただきたい。
- デジアナ変換の実施に関する情報については、住民だけではなくて、販売店やメーカーの方などへも適時情報をご提供することが必要だと考えている。
- ケーブルテレビに入っている方がどういう形でどのタイミングで自宅のテレビを買い換えるのか、あるいはケーブルテレビのデジアナ変換でどれぐらいの期間、現在使っているテレビを利用し続けることができるのか、各戸のテレビを管理している方が具体的なイメージをきちんと把握していることが非常に大事である。
- デジアナ変換再送信は、ケーブルテレビを通じての視聴者が手持ちのアナログテレビを通じても地デジを視聴できる仕組みとして、暫定的導入の意味は大きいと思われるが、導入にあたっては「暫定措置であることへの国民的理解の醸成」及び「デジタル受信機の普及に水を差さない周知の在り方とサービス開始時期」に、特に留意する必要がある。また、「導入の是非は最終的には各事業者が個別の状況に基づき判断」とされているが、事業者ごとに判断がまちまちであると、視聴者の混乱を招く。2300 万世帯に及ぶケーブル経由の視聴者が公平にその恩恵に浴することができるよう、導入するからには可能な限り事業者もれなく実施すべきであり、行政としてもそれを可能とする施策を講じるべきである。
- デジアナ変換が、あくまで、暫定的に、一定期間の措置であることについては、関係者共通の理解をもつべき。そのために、国を中心に関連事項を確認し、必要な措置を取るべきである。また、デジアナ変換の実施を原則とし、デジアナ変換ができないケーブルテレビ事業者は例外とするべきである。なお、地域事情から、先行実施する事業者が出ることは理解できるが、その場合の遵守すべき事項もできるだけ早く整理すべきである。さらに、技術的課題の検討、条件整理の時期を明確にすべきではないか。

(3) 提言

① デジアナ変換の導入に関する国民的理解醸成

ケーブルテレビでもデジタル放送のメリットを享受するためには、ケーブルテレビによって地上デジタル放送の再送信が行われることが基本であるが、こうした地上デジタル放送の再送信と併せて行われるデジアナ変換は、

- ・ 使用可能なアナログ受信機を地上アナログ放送停波後においても廃棄せずに継続して使用したいという視聴者の要望への対応、
- ・ 2 台目、3 台目を含むアナログ受信機の買い換え等に要する視聴者の負担の平準化、
- ・ アナログ受信機の廃棄・リサイクルの平準化

等に寄与することが期待される。また、ケーブルテレビについては、ケーブルテレビ事

業者が送信側で一括してデジアナ変換をして信号を送るという手段を取り得ることから、視聴者による個々のアナログ受信機への簡易チューナーの取付けに対する代替的な選択肢となり得ることや電波とは異なり事業者自らが帯域の利用方法を決定できることなどから、平成 23 (2011) 年 7 月の地上デジタル放送への移行や、地上アナログ放送の終了のための環境を整備する観点から、視聴者がアナログ受信機をデジタル受信機に置き換えるのに必要な時間を提供する緊急避難的措置として導入を促進することが適当である。その際、デジタル受信機の普及に影響を及ぼさないように、こうしたデジアナ変換の導入の目的を国民、関係者にしっかり周知広報を行うことで、導入に関する国民の理解を醸成することが必要である。

② 暫定的な運用期間、導入に当たっての判断

一方で、デジアナ変換は、

- ・ ハイビジョン画質や 5.1 チャンネルサラウンドの高音質による放送が視聴できない、データ放送、マルチ編成、字幕・文字スーパーにも対応していないなど、機能的な制約があり、視聴者が地上デジタル放送の本来のメリットを享受できるものではないこと
- ・ 地上デジタル放送のパススルー方式、トランスモジュレーション方式による伝送に加えて、デジアナ変換して伝送するために帯域を三重に占有することから、事業者にとって多チャンネル化やハイビジョン化への支障となる懸念があること

等があるため、デジアナ変換を「暫定的措置」と位置付け、その運用期間と終了時期を国であらかじめ明確に定める必要がある。また、平成 23 (2011) 年 7 月以前にデジアナ変換を開始する事業者も想定されることから、開始時期についても、各事業者で決定するか、ケーブルテレビ業界である程度統一するかを検討する必要がある。

このため、平成 21 (2009) 年度中には、総務省において運用期間を明らかにしつつ、各ケーブルテレビ事業者に対してデジアナ変換の暫定的導入を要請するとともに、ケーブルテレビの視聴者、デジタル受信機の製造業界、販売業界、消費者団体等の関係者に要請に関する周知広報を行うことが適当である。この際、デジアナ変換については、

- ・ デジアナ変換を地上アナログ放送停波前に導入する場合は、強電界地域では飛び込み混信障害のおそれがあるため、地上アナログ放送を再送信している VHF 帯のチャンネルとは別チャンネルによる再送信とせざるを得ないが、空きチャンネルのないケーブルテレビ事業者は導入が困難となる可能性があること、
- ・ ケーブルテレビを通じて地上デジタル放送波を視聴するための簡易チューナー等を視聴者へ提供する等の代替措置があること

等から、デジアナ変換の導入の是非は最終的には各事業者がそれぞれの状況に基づき判断する必要があるが、地上デジタル放送への移行等の環境の整備に資するものであるため、各事業者においてデジアナ変換の導入に向けて検討することが適当である。一方、帯域や混信等の物理的条件によりデジアナ変換を導入することができない事業者においては、加入者の意向等も踏まえつつ、アナログ受信機保有世帯への対応について、検討することが適当である。

③ 導入のための支援の検討

デジアナ変換を実施しても、視聴者からの料金徴収方法に有効な手段がないため、暫定的な運用期間のうちにケーブルテレビ事業者が導入費用を回収することは困難であると考えられる。また、共聴施設のデジタル化を加速するためにはケーブルテレビによる共聴施設の巻取りを促進することが有効であるが、共聴施設の視聴世帯にはアナログ受信機の保有世帯が特に多いため、そうした世帯の同意も取得しつつ巻取りを促進するためにもデジアナ変換の提供が必要である。したがって、できる限り多くのケーブルテレビ事業者がデジアナ変換を実施できるように、導入を支援するための措置を国において検討すべきである。

④ 今後の主な検討課題

(社) 日本ケーブルテレビ連盟が整理した以下のような制度的な課題、技術的な課題、運用上の課題について、引き続き、同連盟をはじめ総務省、放送事業者、(社) 日本 C A T V 技術協会等が連携して検討を深め、「デジタル放送推進のための行動計画 (第 10 次)」の

策定、本年度中のデジアナ変換の暫定的導入に関するケーブルテレビ事業者への要請の際に、検討結果を公表することが適当である。

- ・ 再送信同意について、放送事業者との間で、デジアナ変換に関する円滑な同意プロセスの検討が必要であり、第5次中間答申で提言したように、当該放送事業者は、自己の放送対象地域内において、ケーブルテレビ事業者がデジアナ変換による再送信を行おうとする場合には、速やかに再送信同意をすることが望まれる。
- ・ 混信障害については、地上アナログ放送終了前の地上アナログ放送の強電界地域における当該放送波による飛び込み混信障害に加え、地上アナログ放送停波後の空き周波数帯を利用するマルチメディア放送等の送信所の近隣の強電界地域では当該電波による飛び込み混信障害の可能性がある。このため、送信点の場所や出力の情報等をもとに混信障害の防除策の検討、デジアナ変換の実施の可否を検討していく必要がある。
- ・ また、デジアナ変換は地上アナログ放送の視聴時と比べても、映像がレターボックスとなること、字幕放送（アナログ放送）ができないこと、EPG機能（Gガイド）が使用できないこと、コピーガード信号が付加されるため録画がコピーワンスとなることなど機能上の制約があるため、デジアナ変換ではこうした制約が避けられないことをその開始前に視聴者へ丁寧に説明することが必要である。

7. ケーブルテレビによる地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入の促進

(1) 現状

ケーブルテレビ事業者による「地上デジタル放送のみの再送信サービス」については、第5次中間答申の中で「地上デジタル放送のみの再送信サービスを導入・提供していくことが必要」と提言され、また、「デジタル放送推進のための行動計画（第9次）」において「ケーブルテレビ業界として、同サービスの早期導入を推進する」との方向性が示されたことを踏まえ、平成20(2008)年12月、総務省から、各ケーブルテレビ事業者に対し、その早期導入に向け、視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等を検討するよう要請した。併せて、導入に際して、報道発表等の方法により、広く同サービスに関する情報提供に取り組むよう要請した。

総務省が実施した調査では、平成20(2008)年12月末現在、地上デジタル放送のみの再送信サービスを提供しているケーブルテレビ事業者は532事業者中218事業者であり、その月額利用料については、0円に設定している事業者が9事業者(4.1%)、1円から500円までが23事業者(10.6%)、501円から1,000円までが97事業者(44.5%)となっており、月額1,000円までの利用料金を設定している事業者が129社(59.2%)を占め、1,001円から1,500円までが34事業者(15.6%)、1,501円から2,000円までが37事業者(17.0%)などとなっている。

(2) 提言

「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の提供の是非や提供条件等については、各ケーブルテレビ事業者が経営戦略に基づき独自に判断・決定すべきものではあるが、同サービスは視聴者からの要望が多く、地上デジタル放送への円滑な移行に資するものであるため、引き続き、各事業者において、その早期導入に向け、視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等を速やかに検討するとともに、導入の際、国民に広く同サービスに関する情報提供を行うことが適当である。

また、「地上デジタル放送のみの再送信サービス」に関する周知広報については、総務省において、引き続き提供状況を定期的に調査・公表することに加え、地上デジタル放送に関して作成・配付している各種パンフレット・チラシ等を活用した情報提供を行うことが適当である。

8. IP再送信

(1) 現状

第3次中間答申を踏まえて、NHKと地上テレビジョン放送事業者が、地上デジタルテレビ放送のIPマルチキャスト放送による放送の同時再送信（以下「IP同時再送信」という。）等に関する技術・運用条件を審査する任意の機関として、地上デジタル放送補完再送信審査会を、平成18(2006)年10月に設置している。IP再送信を希望する電気通信役

務利用放送事業者は、地上テレビジョン放送事業者への再送信同意申請書に、参考資料として I P 再送信方式に関する審査会の判定書と審査申請書類の写しを添えて同意申請を行うことができることとされている。

このような手続きを経て、平成 20 (2008) 年 5 月 9 日から、東京都において、地上デジタル放送の I P 同時再送信が開始され、5 月 23 日から、大阪府においても開始された。続いて、平成 21 (2009) 年 3 月 24 日から、神奈川県・愛知県において開始され、5 月 26 日には埼玉県・千葉県、8 月には兵庫県・京都府で、開始される予定である。さらに、平成 21 (2009) 年度中に、北海道・宮城県・新潟県・福岡県・静岡県・広島県・栃木県・群馬県・茨城県での開始が計画されている¹⁰。

また、I P T V 受信機とサービスに関する技術仕様の標準化を進めている一般社団法人 I P T V フォーラムにおいて、平成 20 (2008) 年 9 月に、地上デジタル放送 I P 再送信運用規定 (1.0 版) が策定・公表されているところであり、今後も引き続き I P T V に関する仕様策定等の活動を行っていくなど、I P T V サービスの一層の普及促進に寄与するものと期待されている。

総務省では、昨年 12 月に、役務利用放送協議会に対して、I P 同時再送信サービスについて、①平成 22 (2010) 年末までに条件不利地域を含むできるだけ広いエリアで提供すること、②エリアごとのサービス提供時期 (ロードマップ) を早期に公表すること、の二つを推進することの要請を行ったところである。

(2) 審議会における議論

- 総務省から役務利用放送協議会に対して、I P 再送信サービスをできるだけ広いエリアで提供することを要請しているが、ここで特に条件不利益地域を含むと明示された意味を踏まえ、この後についてのフォローをしていただきたい。
- そもそもこの審議会での I P 再送信の議論については、条件不利地域のことが発端だったと思うので、この点については条件不利地域解消のために何らかの貢献あるいは効果のあるような進め方をしていただきたい。
- この I P 再送信サービスは地デジだけのサービスということを考えているのかを明確にした方がよい。
- I P 再送信サービスは、基本的には有料の多チャンネル放送、あるいはビデオ・オン・デマンドがメインの商品として考えているが、サービスのメニューとしては、地デジのみのサービスも用意している。

(3) 提言

これまでの累次の中間答申でも、I P 同時再送信については、地上波中継局の補完措置として、条件不利地域における地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための有効な手段として位置づけられてきたところであり、さらに都市部における地上デジタル放送の視聴方法の選択肢にも活用されることで、地上デジタル放送の一層の普及・促進に資することが期待されてきたところである。今後、I P 同時再送信サービスの提供エリアが条件不利地域に拡大されるためには、通信事業者による一層のインフラ整備が必要であり、さらに視聴者に利用しやすい条件で平成 22 年末までにできるだけ広いサービスエリアで視聴者に利用しやすい条件で提供されるよう、国は、引き続き、電気通信役務利用放送事業者に働きかけを行うべきである。また、併せて、実施時期を示したロードマップの公表についても、国は、引き続き、電気通信役務利用放送事業者に働きかけていくべきである。

第 5 章 地デジの有効活用

1. 公共分野での活用促進

(1) 現状

第 1 次中間答申において、放送の「デジタル化によって初めて可能となる高度なサービスの開発・普及を進めることが、地上放送のデジタル全面移行に向け、重点的に推進する

¹⁰ 平成 21 (2009) 年 5 月現在、I P 再送信が提供されているのは、NTT 東日本及び NTT 西日本の NGN が提供されているエリアの一部に限られている。なお、NTT グループでは、NGN のサービスエリアについて、平成 22 (2010) 年度まで (東日本エリアでは本年度末まで) に、現行の光アクセスサービスエリアにまで拡大することが予定されている。

施策」と指摘され、「高度サービスを公共分野に導入した場合の機能や効用を具体的に目に見える形で実証する実験を実施」することが提言された。

第2次中間答申では、デジタル放送における高度なサービスの利便性を可能な限り目に見える形で示す観点から、これに関する「実証実験において検証すべき技術的課題、運用上の課題、必要なシステム等」について整理された。

第1次中間答申及び第2次中間答申を受け、総務省では、平成17(2005)年度及び平成18(2006)年度において、地上デジタル放送の既存インフラ再送信、携帯端末向け放送、データ放送、サーバー型放送等の高度なサービスを、防災や医療等の公共分野に導入した場合の効用を、具体的に目に見える形で実証するとともに、こうしたサービスの実用化と普及を図る際の課題や解決方策を明確化することを目的に、実証的な調査研究が行われた。平成19(2007)年3月には、総務省から「地上デジタル放送の公共分野における利活用に関する調査研究」報告書が公表され、①地上デジタル放送の公共分野における利活用については、実証実験での先行事例をベンチマークとして、各地域における既存システムの特徴や参加プレーヤー(地方公共団体等行政機関、放送局、報道機関等)のニーズを踏まえ、その特徴を活かした経済性の高い仕組みを構築することが重要であること、②一方で、急激に普及したブロードバンドとの連携は必須であり、放送との相互補完をより密接にするための記述言語の統合や通信と放送が互いに起動し合える仕組み等を開発することについての課題が明確になったこと、③世界に先駆けて、通信と放送の高度な連携技術を開発していくことの可能性が示されたこと、とされた。

さらに、平成19(2007)年9月に内閣官房に設置された「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」において、公共分野における地上デジタル放送の有効活用について検討が行われている。

自治体による活用に関しては、NHKの岐阜局と京都局では、平成19(2007)年5月から河川災害の情報を地域住民にほぼリアルタイムで届けるデータ放送を実施している。自治体等の情報を共通のデータフォーマットで自治体と地元放送局が共有し、各放送局が自由に編集して放送する環境を構築している。

(2) 審議会における議論

○ 今後、地デジ受信世帯を政策的に拡大していくためには、地域特性に応じた複数のモデルコミュニティにおいて悉皆的に受信体制及び必要となる経済的及び技術的支援の実態を調査することが必要と考える。また、その過程で、地デジ放送の双方向性を活用した過疎地域における遠隔医療サービス、防災情報の提供など、地デジ放送が電波帯の有効活用、映像の鮮明化だけでなく、生活上の切実な課題にも役立つものとなり得ることをモデル的に実証していくことができれば、さらに望ましい。

(3) 提言

第5次中間答申でも指摘したとおり、平成17(2005)年度及び平成18(2006)年度に実施した実証実験(データ放送、携帯端末向け放送、サーバー型放送を公共分野に活用するための実証実験)により、地上デジタル放送の特性を活かして公共性の高い情報を提供することの有用性(防災、教育、保健・医療・福祉の各公共分野において、幅広い住民に対し、輻輳を生じさせることなく、高品質あるいは大量の情報を確実に送り届けることができる等の有用性)は実証されている。

平成20(2008)年7月の「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」(デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議策定)では、「防災分野(総務省・国土交通省)、教育分野(文部科学省)、医療分野(厚生労働省)、電子政府・電子自治体(全省庁)において、有効活用に向けた取組を推進する」こととされており、現在、関係省庁において取組が進められているところであるが、さらにこの取組を強化すべきである。

また、将来のわが国を担う子供達が最先端の授業を受けられるよう、政府の平成21(2009)年度補正予算案に盛り込まれている学校等のデジタル化支援事業を早急かつ着実に実施し、学校等において、地上デジタル放送において放送される教育コンテンツの活用など地上デジタル放送が十分に活用できる環境を整備することにより、学校等における地上デジタル放送の利活用を促進していくことが重要である。

2. 字幕放送・解説放送等の推進

(1) 現状

平成 19(2007)年度の字幕付与可能な放送時間¹¹に占める字幕放送時間の割合は、NHK（総合）で 100%、民放キー5 局平均で 89.0%となり（総放送時間に占める字幕放送時間の割合は、NHK（総合）で 44.6%、民放キー5 局平均で 39.5%）、放送法における努力義務規定の趣旨を踏まえて順調に字幕放送の拡充が進められている。総務省は、平成 19(2007)年 3 月に公表した「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」報告書において、平成 20（2008）年度以降の視聴覚障害者向け放送の普及拡大に向けて、平成 29(2017)年度までの新たな字幕・解説放送の行政指針の策定などが提言されたことを踏まえ、平成 19(2007)年 10 月 30 日に「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定した。

同指針では、目標期間を平成 20(2008)年度～平成 29(2017)年度（技術動向等を踏まえて、策定から 5 年後を目途に見直しを行う。）とした。平成 9(1997)年策定の行政指針からの主な改正点としては、字幕放送について、字幕付与可能な放送番組の定義を拡大し、新たに、①複数人が同時に会話を行う場合以外の生放送番組、②手話により音声を説明している放送番組、③大部分が歌唱の音楽番組、を字幕付与可能な放送番組に含めることとした。また、新たに放送する放送番組だけでなく再放送番組も含め、さらに、データ放送やオープンキャプションにより番組の大部分を説明している場合を字幕放送に含めることとし、平成 29(2017)年度までに、対象の放送番組のすべてに字幕が付与されることを目標とした。解説放送については、平成 19(2007)年度の総放送時間に占める解説放送時間の割合は、NHK（総合）で 3.7%、NHK（教育）で 8.7%、民放キー5 局平均で 0.5%となっており、その普及拡大に向けて新たに指針を策定し、平成 29(2017)年度までに、対象の放送番組の 10%（NHK 総合、民放キー5 局等）、15%（NHK 教育）に解説が付与されることを目標とした。

手話放送については、平成 19(2007)年度の総放送時間に占める手話放送時間の割合は NHK（教育）で 2.4%、民放キー5 局平均で 0.1%となっている。

(2) 審議会における議論

- 今まで直接テレビをあまり楽しむことができなかつた人たちが字幕で楽しむことができるとか、あるいは字幕が決して聴覚の障害の人たちだけのものではなくて、音声が出しにくいところや何か音を出しているところで仕事をしている人たちにとっては大きな情報提供のツールになるなどのプラス面を強調していくべき。
- 字幕に関するアンケートをとるときには、字幕は決して聴覚の障害の方だけではなくて、非常に幅広い状況の方々に対するサービスであるという説明をした上でアンケートをとらないと正確な数字は出ないので、これからアンケートをとるときに要注意ポイントである。
- 字幕の重要性について、本当に字幕を必要としている方たちのためという点に加えて、新しいビジネスの可能性等についても以前指摘をしていただいている。そういう観点からも、字幕の扱いに関して、今後考えていくことが大切である。

(3) 提言

第 5 次中間答申でも指摘したとおり、字幕放送は、聴覚障害者が放送を通じて情報を入力する上で必要な手段であるだけでなく、デジタル放送受信機においては、字幕放送受信機能が標準装備されており、すべての国民にとって利用可能なサービスとして重要なものとなっている。この点は、デジタル放送の大きな利便の一つである。放送事業者において、平成 19（2007）年 10 月に総務省が策定した「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を踏まえた取組が行われているところであるが、国においては、ユニバーサルな情報発信手段である字幕放送の一層の拡充に向けて、字幕番組制作促進のための助成制度を拡充するとともに、放送事業者においても、同指針を踏まえて一層積極的に取り組むべきである。

また、CMへの字幕付与については、平成 20(2008)年にサイマル放送時のテレビCM素材搬入基準の変更により、CMに字幕を付与することが可能となったところであり、その

¹¹ 生放送番組など技術的に字幕を付与することができない放送番組等を除く午前 7 時から午後 12 時までの新たに放送する放送番組の時間数

実現に向けて関係者間で検討が行われているところであるが、早急に実施・普及するよう一層の取組が必要である。

視覚障害者にとって有用な解説放送についても、その拡充に向けて、国においては、解説番組制作促進のための助成制度を拡充するとともに、放送事業者においても、同指針を踏まえて一層積極的に取り組むべきである。

手話放送については、その実施に向けて、技術的課題、研究開発の可能性、諸外国の状況などを考慮しつつ検討をしていくことが求められるところであり、引き続き諸外国の状況等を情報収集していくことが望まれる。

いずれにしても、字幕放送等は、障害者だけのために行うという認識で取り組むべきではない。例えば、字幕放送等は、音声が出しにくい場所や音声が届きにくい場所でテレビを視聴する場合には健常者にとっても有効であり、また、映像の検索に字幕データを使う技術が実用化されるなど、その利用の幅が広がっている。したがって、字幕放送等の普及にあたっては、障害者への配慮という観点に加えて、様々な利活用の場面を想定し、ビジネススペースでも一層普及が進むよう、関係者が連携して取り組むべきである。

3. 地デジの特性を活かした番組づくり

(1) 現状

地上デジタル放送の特性は、ハイビジョンの高画質、5.1chサラウンド等による高音質、番組と連動したデータ放送などのほか、字幕放送や解説放送などの高齢者・障害者にやさしい放送サービスの充実を図ることができることや同一チャンネルで複数の番組を送信することができる機能があることなどである。

平成20(2008)年12月に地上デジタル推進全国会議が策定した「デジタル放送推進のための行動計画(第9次)」では、放送事業者は、

- ① 撮影から編集・制作までをすべてハイビジョンで行う「ピュアハイビジョン番組」一層充実させる。
- ② 標準画質で複数の番組を放送するマルチ編成の放送は、視聴者にとってデジタル放送のメリットを明確に実感しやすいものであることから、マルチ編成の放送時間の拡充に努める。
- ③ ハイビジョン放送とともに、よりデジタル放送番組の豊かさを視聴者に提供するために、5.1chサラウンドによる高音質番組の充実も図る。
- ④ データ放送を充実させるとともに、字幕放送や解説放送などの高齢者・障害者にやさしい放送サービスの充実を図る。
- ⑤ サイマル放送の枠組みが変更されたことを踏まえて、アナログテレビ放送とは異なる特色あるデジタルテレビ放送の番組提供に取り組む。

こととされており、これを踏まえた取組が行われているところである。

(2) 提言

第5次中間答申でも提言したとおり、アナログ放送の視聴者にデジタルテレビを購入していただくなどのデジタル放送対応をしていただくためには、視聴者が「デジタルテレビ等の初期費用を負担してでもデジタル放送を視聴したい」と思うような番組づくりが不可欠である。

このような観点から、放送事業者は、「デジタル放送推進のための行動計画(第9次)」で実施することとされた取組をさらに強化し、高画質・高音質というデジタル放送の特性を活かしたより良い番組づくりや、マルチ編成が可能なものについては積極的にマルチ編成を行うなどの取組を積極的に行うことが期待される。

マルチ編成については、既に一部の放送事業者において実施しているところであり、今後は、まだ実施していない放送事業者が既に実施している放送事業者の経験・ノウハウを参考にできるよう、放送事業者間の情報共有を図ることが望ましいと考えられる。

なお、この「地デジの特性を活かした番組づくり」については、放送事業者にとっても経営上の課題であり、放送事業者の自主的・積極的な取組を期待したい。

4. 緊急地震速報の速やかな伝送

(1) 現状

地上デジタル放送では高精細なハイビジョン映像等の大量のデジタル情報を効率的、安定的に伝送するため、情報圧縮などのデジタル信号処理を行うことから、地上アナログ放送に比べ、放送番組の送信から受信までの間に一定の遅延が生じている。

平成 19(2007)年 10 月から、気象庁により「緊急地震速報」の一般向けの提供が開始されたことを受け、放送事業者は同速報を伝送する際、その表示を放送番組の映像に重ね合わせ、一体の映像（スーパーインポーズ）として伝送する方法により放送しているため、「緊急地震速報」も映像情報として情報圧縮などのデジタル信号処理を受け、地上デジタル放送の場合には地上アナログ放送に比べて速報伝達に一定の遅延が生じているところである。

このような状況を受け、地上デジタル放送による「緊急地震速報」の視聴者への伝達に際して遅延低減を図るため、総務省の要請により、民間規格の策定等を行っている社団法人電波産業会（以下「ARIB」という。）及びD p aにおいて、「緊急地震速報」の速やかな伝送等に向けてデジタル放送の伝送遅延の影響を極力回避する技術的手法について検討が行われている。

(2) 審議会における議論

○ 総務省からの要請を受けて、放送の民間規格の策定を行っているARIB及びD p aにおいて、緊急地震速報の速やかな伝送等に向けた技術的手法の検討が実施されている。基幹放送としての地上テレビ放送は、多くの方々にとって重要な情報源であり、緊急地震速報についてもできる限り速やかに視聴者へお伝えすることが望まれるため、今回の技術的手法の検討結果の取りまとめ後は、その早期運用に向け、関係者が連携して取り組んでいくことが重要。

(3) 提言

地上放送メディアは、今や国民生活において欠かせない情報源として災害情報の提供等に極めて重要な役割を果たすものであり、地上デジタル放送等のデジタル放送についてもより一層の活用が図られることが期待されるところである。

「緊急地震速報」については、地上デジタル放送において、視聴者へのより迅速で確実な情報伝達をできるだけ早期に実現させることが望まれている。このため、ARIB及びD p aには、「緊急地震速報」の速やかな伝送に向けた技術的手法の検討について、平成 21(2009)年 5 月中を目途に検討結果を取りまとめることが期待されるとともに、同検討結果に係る今後の早期運用に向け、所要の環境整備などに関係者が取り組むことが必要である。

第 6 章 アナログ放送終了にあたってのその他の課題

1. 悪質商法対策

(1) 現状

国の機関や放送事業者、工事業者等を装い、工事の勧誘や工事代金の請求を行うといった悪質商法の事案は、総務省が把握しているところでは、平成 16(2004)年 2 月以降、計 35 件発生（未遂を含む）している。

35 件中、高齢者に係るものは半数近い 16 件発生している。また、35 件中 6 件について被害届が出されている。典型的な手口の類型としては、①アンテナ工事業者等を装い家庭を訪問、前金を受け取り工事を実施しないもの、②公的機関等を装い、ビラやハガキなどにより地デジ対応の申込代金等を指定口座に振り込ませようとするもの、③電話で国や放送事業者等を騙り、工事の勧誘や工事代金の振込の要求等を行うものなどがあり、被害届が提出されている 6 件は、すべて①の訪問型となっている。

地上デジタル放送に関する悪質商法に関する苦情・相談は、総務省コールセンター、デジサポ、総務省総合通信局等、地方公共団体、消費者関係団体等に寄せられているところであり、総務省では、関係機関との連携を図りながら、鋭意情報の把握に努めているところである。

政府では、「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」の下に、「悪質商法

等 WG」を設置し、関係省庁が有効な情報共有を行う仕組みを構築するとともに、総務省においては、平成 20(2008)年 11 月から、全国の民生委員（約 23 万人）が高齢者等を訪問する際に悪質商法への注意喚起を促すチラシ（総務省作成）の配布を行うよう依頼するなど、被害の拡大防止に努めている。

また、地方公共団体等においても、広報誌等による注意喚起や総務省作成のチラシ配布等により、悪質商法防止に取り組んでいる。

(2) 審議会における議論

- 第 9 次行動計画では、悪質商法への対応について、民生委員の通常の活動の中で高齢者に対して注意喚起を行うとあり、大変重要なことだと思うが、実際に民生委員の仕事は大変多く、現状以上の負担をかけるのはいかがなものか。福祉の場面ではむしろ、地域であればケアマネージャーや実際に高齢者を戸別に回っているヘルパーさん等、介護福祉に従事されている方が他にも多くいる。そういう方たちにも協力を呼びかけてはどうか。
- デジタル機器、ケーブルへの不正確な説明による勧誘と同時に、アナログ機器の売り逃げにも対策が必要である。消費者への注意喚起、相談体制の充実が急務だと思う。
- 悪質商法によってただでさえ苦しい年金生活を送る高齢者をさらに追い込み、被害に遭ったことによって家族の中で肩身の狭い思い、惨めな思いをするなど、人生の終盤にテレビによって不幸にされる人がいることなどあってはならないと思う。消費者目線で地デジ移行の政策を推進してもらいたい。
- 悪質商法に関して民生委員に協力していただいていることについては、情報を持っている者たち自身が積極的に、身近な人がだまされることがないように行動することが大切であり、自分たち自身の情報伝播もすごく大切だと思う。テレビのせいではなくて悪質商法をする人が、何か新しい話が出てくると必ずいるものであり、消費者としても責任者の 1 人でもあるわけであるから、そういったものを皆でなくしていくことをどうやって考えるのかといった目線で考えていくべきであり、国民全体で悪質商法にだまされることがないようにしていこう、だれかの責任ではなくみんなでしていこうといった方向で検討していくべきではないか。
- 悪質商法は、それをする人がもちろん悪いのだが、悪質商法というのは、情報が不足していて、人々が不安を感じているところにつけ込むものである。停波しますよと不安をあおり、それでいてどうしていいかわからない、そういう状況を作り出しているのは地上デジタル移行の政策なのであり、政策を推進する側にもその責任があると思われる点である。

(3) 提言

高齢者に係る事案が半数近くを占めること、また、被害届が提出されている（実害が発生していると考えられる）事案がすべて訪問型の事案であることから、高齢者を対象とした訪問型の悪質商法を中心に、被害防止に向けた注意喚起等を行うことが適当である。

具体的には、デジサポが行う高齢者等に向けた説明会や、全世帯に対して配布するデジタル放送に関する説明文書等においては、悪質商法の事例について紹介するなど、被害防止のための注意喚起を行うべきである。

また、関係省庁間の連携に関しては、「悪質商法等 WG」等の場を活用した関係各省庁間での情報共有と、周知広報の強化に従来にも増して積極的に取り組む必要がある。

特に被害が発生した場合は、放送事業者においてもニュース等で当該事案を積極的に採り上げ、視聴者の注意を喚起することが望まれる。

2. 廃棄・リサイクル等

(1) 現状

総務省では関係者と連携して、外付けのデジタルチューナーやデジタルチューナー内蔵の録画機との接続や一定の条件を満たすケーブルテレビへの加入により、アナログ放送の終了後も、引き続きアナログテレビが使用できることについて、周知広報を行っているところであり、これにより、廃棄・リサイクル量の一時的な増加を抑制できるよう努めているところである。

また、J E I T Aの推計によれば、平成 20 (2008) 年から平成 23 (2011) 年までの間、毎年 1000 万台～1200 万台のアナログテレビが排出されると予測している。総務省が本年 3 月に実施した「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」でも、地上デジタルテレビ放送にこれまで対応していない世帯では、今後の予定として、受信機の価格低下等の状況によらず単に「アナログ放送終了までに購入する」と回答した世帯の割合が比較的高いという結果が出ており、アナログ放送終了直前に、廃棄・リサイクルが集中する懸念がある。

(2) 審議会における議論

- 普及台数、排出台数というのは移行の議論のベースの数字になる重要なものである。
- 販売店の立場で、実態問題として、1 台のテレビを買い上げたときに出てくるテレビの数というのは、ほとんど 1 台である。だから、家にある使えるアナログテレビを出すという現象は、停波の直近にならないと出てこないのではないか。
- 国の政策にもかかわらず、テレビの買い換え、リサイクル料金も国民が負担するのか。せめてリサイクル料金は何とかならないのか。
- 家電リサイクル法が施行されて既に 8 年を経過したが、当初から懸念されていた不法投棄の増加が現実のものとなり、今なお、不法投棄物の回収とリサイクルに要する費用は市町村にとっては大きな財政負担となっている。とりわけ、不法投棄された廃家電の 5 割以上はテレビが占めており、今後買換え需要の増大に伴い、不法投棄もまた増加することが予想される。
- 製造業者に引き渡されたテレビの大部分は小売業者による引取りであり、このことは、小売業者による買い替え時の引き取り慣行を利用した廃家電の回収体制が、家電リサイクル法制定時の想定どおり機能していることを示している。このようなことから、小売業者は、料金の公表と徴収、家電リサイクル券の交付や指定引取場所への引渡しなど、適正な排出を確保するための重要な役割を担っていると考えられる。したがって、今後、買い替え需要の増大に伴うアナログテレビの回収・リサイクルを円滑に進めるにあたって、排出者への説明も含め、小売業者の協力について位置づけるべき。
- アナログ停波に伴うリサイクルの円滑化について、アナログ停波に伴い大量に排出されると想定されるアナログ TV のリサイクルの円滑化については、関連する民間事業者が法律に定められた義務を果たすことを前提に、その義務、能力を超える事態が生じる場合には行政にも必要なお支援をいただき、市民の混乱、過度の負担及び不法投棄の増大をもたらさないよう連携を図っていくことが基本と考える。現行の家電リサイクル法に基づく廃家電の回収、処理体制は「拡大生産者責任」の原則の下で生産者を中心に構築されているが、その中で小売事業者は大型家電製品の宅配慣行を事由に、リサイクルの対象となる家電、すなわち、自らが過去に販売したもの及び新たに小売販売した家電と同種のものをお客様から引き取り、生産者、具体的には生産者の指定引取場所に引き渡す義務を担っている。
- 小売業の現場の意見では、家庭内に保有されている 3500 万台とも推定される膨大な数のアナログテレビは、平成 23 (2011) 年 7 月のアナログ停波の直近の時期から集中的に排出されると想定され、その物流、保管面で物理的な混乱が生じる可能性があるかと憂慮している。
こうした状況の中で、小売業者によるリサイクル家電の引取り、引渡しについては、法律に定められた義務は極力果たしていく所存である。他方、アナログ停波に伴い大量に排出されるアナログテレビの中には、販売を行った小売事業者が既に廃業しているいわゆる「義務外品」も少なからず含まれるものと想定される。これらの義務外品の引取り、引渡しに関しては、昨年 2 月の産構審・中環審合同会合報告書で指摘されたとおり、自治体が回収ルートを構築し市民に周知していただくべきであり、今後も、粗大ゴミ回収との連携を含め、市町村による「義務外品の回収体制」を一層徹底・強化していただくことが必要であると考えている。
- 家電リサイクル法の下でリサイクルを担う製造業者等は、所要の準備等を進めることにより、円滑にアナログテレビの処理を行う予定であると聞いている。家電リサイクル法は経済産業省、環境省の所管であるが、今後想定される大量アナログテレビのリサイクルに関しては、総務省、自治体においても連携を密接に行い、混乱、不法投棄等が生じないように適切な対応を講じていくべきである。

- 受信機器購入等の支援について以下を要望する。
 - ・ アナログテレビのリサイクル等に要する費用負担の軽減措置を講じることにより、デジタル受信機への買換えを促進するとともに、廃棄物処理が適切に行われるよう対策を講じること。

(3) 提言

平成 21(2009)年度補正予算案ではエコポイントを活用したアナログテレビのリサイクル促進策が盛り込まれているところであり、この施策を着実に実施することにより、アナログ放送が終了する平成 23(2011)年 7 月の直前に集中することが懸念されたアナログテレビのリサイクルが平成 21(2009)年度内に相当程度実施されるよう取り組むべきである。

また、これまで、外付けのデジタルチューナーやデジタルチューナー内蔵の録画機との接続、一定の条件を満たすケーブルテレビや I P 同時再送信によるサービスへの加入により、アナログ放送の終了後も、引き続きアナログテレビが使用できることについて、周知広報を実施してきたところであるが、さらにこの周知広報を徹底すべきである。

また、平成 19(2007)年 12 月に D p a が取りまとめた『簡易なチューナー』の仕様ガイドライン」を踏まえて、メーカーにおいて簡易で低廉なチューナーの開発に取り組んでいるところであり、このような外付けチューナーの活用を促進することも必要である。

J E I T A では、今後のアナログテレビの排出を想定し、適宜処理能力を検討し対応する予定であるが、引き続き、アナログ受信機の廃棄・リサイクルの時期・台数の予測については、J E I T A において、販売動向や調査結果を踏まえて、適宜見直しを行うべきである。見直し結果を踏まえて、各メーカーでは、処理能力のアップを含めて責任を持って処理できるように取り組むべきである。

なお、メーカーは、仮に、アナログ受信機の排出量が予測を上回る不測の事態になった場合でも、家電リサイクル法に基づく義務を果たせるよう、適切に対応できるようにすべきである。

廃棄・リサイクル問題については、循環型社会構築の観点からも重要な課題であり、政府においても「デジタル放送移行完了対策推進会議」(「第 7 章 1」参照)等に関係省庁が連携・協力して適切な取組を行うべきである。

3. アナログ放送終了手順

(1) 現状

アナログ放送終了のための具体的な計画は、視聴者がデジタル放送受信のための対応を行うために重要な情報となるものであることから、第 5 次中間答申を踏まえて、総務省と放送事業者で構成する全国地上デジタル放送推進協議会において検討を行い、本年 4 月に「アナログ放送終了計画」を改定した。同計画は、アナログ放送終了のための放送対応手順を定めており、今回の改定では、特に、平成 23(2011)年 7 月のアナログ放送終了直前の放送対応の手順を具体的に定めた(別添 3 参照)。

なお、改定前の同計画に基づき、昨年 7 月からアナログ放送に「アナログ」というマークを表示している(NHKでは昨年 7 月から常時表示。民放では昨年 7 月からゴールデン・プライム帯で番組冒頭表示、本年 1 月から原則常時表示)。

(2) 審議会における議論

- 総務省では、「平成 23(2011)年 7 月 24 日までにアナログが停波する」ということで周知をしているが、アナログの放送そのものはもう少し前に実は終了していて、何日間かは映らないということもあり得るのではないかと。正確に情報を提供すべきではないかと。
- アナログ放送終了計画では、7 月 24 日には停波するが、それ以前の段階としては、テレビ番組の内容が見えつつ、お知らせの表示が出ているような時期。それから、番組の内容は見えずにお知らせの表示が出る時期。それ以外にも、告知のページというのは早くからあって、それが徐々に増えていく、というご説明をいただいた。この停波のプロセスのイメージを持つことは複雑で大変ではあるが、周知されていくことが大事だと思う。

(3) 提言

当審議会では、本年4月に全国地上デジタル放送推進協議会が取りまとめて公表した「アナログ放送終了計画（改定版）」に基づき、検討を行った。

当審議会では、この計画は、妥当であり、放送事業者及び国は、この案に沿ってアナログ放送の終了に向けて着実に取り組むべきであると考えている。また、この計画の実施にあたっては、放送対応のスケジュールの前提となっている相談体制の拡充などの周辺環境整備が重要であり、総務省は関係者と連携して、周辺環境が十分に整備されるよう取り組むべきである。

4. アナログ放送終了リハーサル

(1) 現状

第5次中間答申では、アナログ放送終了のリハーサルについて、「リハーサルの実施に向けて、国及び放送事業者が、メーカー、工事業者、地方公共団体等の協力を得ながら、積極的に検討を行うべきである」ことを提言した。この提言を踏まえて、平成20(2008)年12月に、総務省から地方公共団体に対して、リハーサルの実施についての協力の可能性を照会したところ、5市町村から協力可能という回答があった。そこで、全国協議会において、この5市町村を中心にリハーサル実施地域や実施方法の検討を行うとともに、放送事業者、メーカー、工事業者等関係者とともにリハーサル推進委員会を設置し、同委員会においてさらに検討を行った結果、平成21(2009)年4月に、石川県珠洲市をリハーサル実施地域として選定した。

(2) 審議会における議論

- このリハーサルに参加される方々の、リハーサル実施後の感覚というのは結構重要かと思うのでアンケートなどをとる方向で進めると良いと思う。
- 停波ということだけではなくて、それに付随する様々なことのいろいろな調査などを含めたリハーサルということで、それに関するアンケート等々のレポートが大変貴重なデータになるだろう。
- アナログ放送終了リハーサルについては、出来れば都市部においても行うことが適当と考える。都市部での実施については色々難しい課題があるが、リハーサル実現に向けて引き続き検討を行うことを要望する。その際に、ケーブルテレビによるデジアナ変換サービスの暫定的導入を促進することとなった場合は、混信障害に関する検討を行うためにアナログ放送波の強電界地域などにおいてデジアナ変換の実証実験も併せて実施することが適当と考える。

(3) 提言

我が国では、アナログ放送を全国一斉に終了することから、特定の地区でアナログ放送終了のリハーサルを行い、アナログ放送終了にあたっての諸課題を抽出することは重要な意義があると考えられる。

アナログ放送終了のリハーサルに協力する地域に対しては、平成21(2009)年度補正予算案で特別なインセンティブを与えるための施策が盛り込まれているところであるが、引き続き、アナログ放送終了リハーサル推進委員会を中心に、国、放送事業者、デジサポ、メーカー、工事業者等が協力して取り組むとともに、地元地方公共団体と調整を行い当該地域の住民のご理解を得ながら、着実にリハーサルを実施すべきである。

また、リハーサルの実施にあたっては、デジサポの支所の設置を含めて体制の整備を行い、説明会や戸別訪問を先行的・重点的に行うとともに、実施地域におけるテレビ放送の視聴実態調査やデジタル化対応の課題調査等を十分に行い、平成23(2011)年7月の全国一斉終了のための対策検討に役立てられるようにすべきである。

さらに、今後、都市部におけるリハーサルの実施も含めて検討を行うべきである。

なお、リハーサル地域において完全デジタル化先行モデル地区としてモデル事業的な取組を行うことも検討すべきである。

5. BSアナログ放送の終了に係る周知広報活動等との連携

(1) 現状

平成 23(2011)年 7 月には、地上アナログ放送だけでなく、BSアナログ放送の終了も予定されている。

現在、BS放送の視聴世帯数は約 2000 万世帯とみられるところ、このうち約半分はまだBSアナログ放送を視聴しているものとみられており、かつ、国民視聴者の中には地上放送とBS放送の違い等を必ずしも十分に認識していない方々も相当数おられることから、地上・BS両アナログ放送の終了を共に円滑に実現するためには、周知広報活動等に当たって一定の注意を払う必要があると考えられる。

具体的には、例えば、BS放送の視聴を希望しない地上アナログ放送視聴者が、安価な地デジ専用チューナーの存在を知らずに、地デジ・BSデジタル等共用チューナー（いわゆる「三波共用チューナー」）を購入してしまったり、逆に、地上・BS両アナログ放送の視聴者が、地上アナログ放送の終了のみを知って地デジ専用チューナーを購入し、その後、BSアナログ放送の終了を知って三波共用チューナーを購入し直すことになるといったことが懸念される所であり、このような事態の発生を可能な限り防止する必要がある。

したがって、第 5 次中間答申においては、周知広報等に際しては、可能な限り、地上・BS両アナログ放送に係る情報を一元的・効率的に提供するとともに、視聴者が自らの視聴ニーズに合わせてデジタル化への対応を過不足なく適切に進めていくことができるよう、総務省を含む関係者が協力しつつ、分かりやすく丁寧な説明を着実に実施していく必要がある旨が指摘されたところである。

これを受け、同答申後、総務省及び関係事業者・団体等は、例えば以下のように、地上・BS両アナログ放送に係る情報を一元的・効率的に提供する取組を進めているところである。

- ① 地上放送に係る受信解説書等、各種周知広報媒体に「BSアナログ放送も同時期に終了する」旨を併記。
- ② 国民視聴者が、デジタル化対応に関する不明点について、地上放送及びBS放送の別を問わず、1つの窓口に対し総合的に相談できるよう、総務省地デジコールセンターにおいてBS放送に関する相談業務を併せて開始。

(2) 提言

視聴者が自らの視聴ニーズに合わせて地上放送及びBS放送のデジタル化への対応を過不足なく適切に進めていくことができるよう、今後とも、総務省及び関係事業者・団体等が一丸となって、分かりやすく丁寧な周知広報活動等を着実に実施していく必要がある。

第 7 章 推進体制

1. 政府の体制強化

(1) 現状

平成 19(2007)年 9 月に、内閣官房において、関係省庁を構成員とする「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」を設置し、平成 20(2008)年 7 月に「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」を取りまとめたところである。

平成 21(2009)年 4 月には、平成 23(2011)年 7 月を期限とする地上放送のアナログからデジタルへの完全移行に万全を期し、国をあげた総合的な移行完了対策を推進するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に、内閣官房長官を議長とする「デジタル放送移行完了対策推進会議」を設置し、体制を強化したところである。同本部には、関係閣僚として、総務大臣のほか、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣が構成員として参加している。

(2) 提言

政府において関係閣僚等で構成する「デジタル放送移行完了対策推進会議」を設置し、取組を強化したことについては、アナログ放送終了に向けて政府をあげた体制が整備されたと評価できる。

今後は、この「デジタル放送移行完了対策推進会議」等において、実効性のある取組が行われるよう、例えば、デジタル受信機の普及促進、公共施設のデジタル化、廃棄・リサ

イクル対策、悪質商法対策、公共分野における地デジの有効活用など様々な課題について、関係省庁が一層連携・協力し、万全の対策が講じられることが望まれる。

2. 県単位の推進組織と計画等

(1) 現状

各地域における推進体制をさらに充実するために、平成 21(2009)年 2 月に、各都道府県単位で、放送事業者、都道府県、市区町村、ケーブルテレビ事業者、工事業者、販売事業者、メーカー、不動産業者、経済団体等の関係者が参加する地上デジタル放送推進のための組織を整備した。各推進組織では、各都道府県の実情を踏まえ、当該都道府県における地上デジタル放送への完全移行に当たっての具体的な課題を整理するとともに、地上デジタル放送の推進に関する都道府県別行動計画を策定している(平成 21(2009)年 6 月までに、全都道府県で行動計画を策定予定)。また、この推進組織の活動に当たっては、都道府県単位で設置されているデジサポと連携を図って取り組んでいる。

(2) 審議会における議論

○ 都道府県単位の推進組織で策定する行動計画については、組織の中で構成員が果たす役割については第 9 次のデジタル放送推進のための行動計画の中で各主体が取り組むべきこととされている事項と矛盾のないような内容にしていきたい。また、計画策定に当たっては、基本的には国の責任において対応いただき、自治体への協力を求められる場合には十分な協議をお願いしたい。

(3) 提言

アナログ放送終了まで残りわずかな期間となり、一層地域別の取組が重要な時期になっている。このような観点から、第 5 次中間答申を踏まえて地域別の取組が開始されたことは評価できる。特に、各都道府県単位で推進組織を設置し、当該都道府県内の市区町村、販売事業者、工事業者など関係者が参加するとともに、当該推進組織において関係者が共通の認識を持って取り組むことができるよう「行動計画」を策定したことは、地域別の取組強化として大きな一歩であったと考えられる。

今後は、推進組織の構成員が自らの役割を十分に果たすとともに、横断的な課題については構成員が連携・協力が必要して取り組むことにより、行動計画を着実に実施していく必要がある。また、その進捗状況をフォローアップし、適宜計画を見直していくことも必要である。

特に地域別にデジタル受信機の普及状況に差があること(第 3 章「受信側の課題」の「1 受信機普及」(1) 参照)を踏まえて、対応が遅れている県については、全国レベルでの普及促進の取組に加えて、当該県の推進組織において一層の取組強化の検討を行うべきである。また、全国レベルでも、当該県の推進組織と連携して、普及が遅れている地域への取組強化策の検討を行うべきである。

第 8 章 アナログ放送終了後の課題

1. デジタル放送用周波数の再編(リパック)

(1) 現状

周波数のひっ迫している我が国においては、周波数のより一層の有効利用による効率的な電波の再配分が必要であり、放送のデジタル化とアナログ放送終了の意義のひとつとして、放送のデジタル化が完了し、アナログ放送を終了した後は、テレビ放送以外の用途に周波数を振り向けることが掲げられる。

現在、地上アナログテレビジョン放送用及び地上デジタルテレビジョン放送用として割り当てられている 53 チャンネルから 62 チャンネルまでの周波数(710-770MHz)については、周波数割当計画(平成 12 年郵政省告示第 746 号)において既に使用期限(平成 24(2012)年 7 月 24 日)が設定されており、将来、他の用途に使用されることが既に決まっている。

しかしながら、アナログ放送とデジタル放送を同時に行うサイマル放送の実施による周波数のひっ迫を背景として、53 チャンネル以上を一時的にやむを得ず使用することとなるデジタル中継局が一部あり、これらの中継局は、平成 23(2011)年 7 月以降、上記の使用期限までには別のチャンネルに切り替えて放送を継続する必要がある。

このため、平成 20(2008)年 6 月の第 5 次中間答申においては、全国地上デジタル放送推進協議会は、中継局ごとの切替手順や視聴者への周知広報の方法、実施体制等について検討を行い、実施計画を平成 20(2008)年度末までに策定するべきであり、また、チャンネルの再編（切り替え）に要する経費負担の在り方については、国において措置することが適当である旨の答申がなされたところである。

この答申を受け、全国地上デジタル放送推進協議会は本年 3 月、「デジタル放送用周波数再編実施計画」（以下「再編実施計画」という。）（別添 4 参照）を策定し、チャンネルの再編が行われる予定の中継局の状況や影響を受ける世帯において必要となる受信対策内容を明確化した。本計画によると、再編の対象となる地域は全国 80 地域、切替えを要するチャンネルはのべ 169 チャンネル、切替の影響を受ける世帯数は約 60 万世帯となる予定である。

さらに、総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会は、本年 4 月 3 日、チャンネルの再編の計画に基づいて一般向けに報道発表を行い、チャンネルの再編を行う理由や受信者への影響を説明するとともに、再編が予定されている中継局の情報（名称（主な市町村名）、中継局の開設時期、中継局の受信世帯数、切り替えられるチャンネル等）を公表した。

(2) 審議会における議論

- アンテナの交換について、今まで UHF アンテナを使っている、リパックによって買い換えが必要になるという意味もあるかもしれないが、その世帯が地デジ化になるに当たって、新しく立てたアンテナがリパックと同時に使えなくなる可能性もあると思う。その買い換えを自己責任で行わせるのはおかしいのではないか。
- リパックでも、それぞれの役割分担がきちんと整理されているが、字面の整理だけでなく、中身の充実ということをやっていないと、国がやっていることなのに、失礼な話、乱暴な話である、というご意見が出てくると思う。

(3) 提言

デジタルチャンネルの再編に向けた基本的計画となる再編実施計画が策定されたため、今後は再編の具体的作業に向けて着実に準備を進めることが必要である。具体的には、個別の中継局ごとの対策工程表や受信者への周知広報計画の策定、総務省テレビ受信者支援センターとの連携方策の検討等の作業を今年度中に完了する必要がある。

準備作業においては、地域での対策事業のプロジェクト管理、各種の調査業務、送信対策を実施する放送事業者や受信対策を実施する工事事業者との連絡調整等を行うことが想定されている総務省テレビ受信者支援センターも主体的に参画する必要がある。

また、再編が実施される 80 地域は既に特定されていることから、全国地上デジタル放送推進協議会及び総務省は、機会あるごとに地元の地方公共団体等に対して再編実施計画を説明し、地域住民に対しても広く周知広報に努めるべきである。

再編に要する経費負担のあり方については、国の周波数政策に基づき、平成 23(2011)年 7 月以降、陸上移動用（高度道路交通システム（ITS）や電気通信業務用）に周波数を空けるための送信側の切替工事が放送事業者に義務的に発生するものであること、受信側についてはデジタル放送に対応済みではあるがさらに受信機器の調整や共聴施設等の機器改修等が必要な場合もあることから、対策費用については、国において措置することが適当である。

なお、デジタル受信機メーカー側の対応については、平成 20(2008)年 6 月の第 5 次中間答申においても提言されたとおり、デジタルチャンネルの再編に向けて以下の取組が必要である。

① デジタル受信機の改善

再編時のチャンネル切替に視聴者が円滑に対応できるようにするため、できるかぎり視聴者に負担をかけないような受信機（例えば、自動プリセット機能の搭載など）の提供などの取組が必要である。

例えば、視聴者が手動で再スキャンをしなければならない機種についても、分かりやすい手順書や取扱説明書等を作成し、チャンネルの再編実施時に視聴者が参照できるようにすることが必要である。また、自動プリセット機能を搭載する受信機も含め、受信機のチャンネル設定がどのような条件で適正に動作するのか検証が必要である。

②視聴者からの問い合わせ対応

受信機メーカーには再編実施時に相当数の問い合わせが視聴者から寄せられると想定される。この対応のため、各社製品の再スキャン操作を一覧できるようなマニュアルや受信機操作データベースが必要であり、これらを総務省テレビ受信者支援センター等の関係方面への情報提供も必要である。また、相当数の問い合わせに対応するため、全国地上デジタル放送推進協議会等と連携しつつ、各社においては十分な体制等の準備が必要である。

2. 東京スカイツリーへの送信設備の移転

(1) 現状

関東広域圏の地上デジタル放送は平成 15(2003)年 12 月より現在の東京タワーから放送が開始され、順調に運用されてきているところであるが、NHK及び在京の民間放送事業者計 7 社は、より安定したワンセグ放送サービスの提供等の経営上の判断から、将来、東京都墨田区で建設中の東京スカイツリーに地上デジタル放送の送信設備の移転を行う予定である。

東京スカイツリーからの放送開始は平成 23(2011)年 12 月に予定されている東京スカイツリーの竣工後になる予定であるが、放送局の送信アンテナの場所や送信高等が大幅に変更されるため、受信者の受信アンテナの方向調整や他の放送事業者への電波の混信妨害、ビル等の構造物による新たな陰が生じることによる受信障害等の地上デジタル放送の受信者への影響が懸念されている。

このため、総務省は、平成 19(2007)年 12 月及び平成 20(2008)年 12 月、各放送事業者に対し、東京スカイツリーへの移転に際して新たな受信障害などについて対策が必要となる場合は責任ある取組を行うよう要請した。これに対し、放送事業者からは、①東京スカイツリーに移転した場合には、十分な送信高と電波強度が確保されるため、新たな受信障害の発生のおそれは小さいこと、②新たな受信障害などの対策が必要となった場合は、放送事業者が適切に対応する予定である、との報告を総務省は受けている。

(2) 審議会における議論

- 東京スカイツリーへの地上デジタル放送の放送局移転による影響は、停波や地デジ化とはまた別のことだということだが、政策としては別のことかもしれないが、消費者から見たら連携した問題だと思う。東京タワーから受信している方で、東京スカイツリーへの移転によって、買った機器が無駄になるという可能性があるのではないかと。
- 消費者から見たら、電波の来る方向が来年変わるかもしれないとか、ひょっとしたら条件が大きく変わる可能性もある、というようなことを教えてくれるのとくれないのでは全然違う。推進する側は、平成 23(2011)年の停波が目の前であれば、とりあえずそういうネガティブな情報は言わないでおこうと思いがちになるかもしれないが、きちんと伝えるべきである。
- スカイツリーの件は、現状では電波の強さ等を考えると、「視聴者への影響はほとんどないのではないか」という見通しになっている。技術のことは 100%ということはないが、いずれにせよ、スカイツリーへ移行することによって今まで見られていた地デジが見られなくなるという不安感が悪徳商法などに結びつくという当審議会での指摘も含め、正しい情報を提供することが重要である。
- 実際に問題になってくるのは、平成 23(2011)年に竣工して平成 24(2012)年、かなり先になると思う。そういうときに、今まで東京タワーの方へ向けていたが受からないのではないかと相談があれば、放送事業者としては、デマンドで相談を受けて「そのまま大丈夫ですよ」とか、いろいろなことを対応していきたい。その前に「方向が変わっても大丈夫ですよ」ということは周知していきたい。
- 受信不良となった場合は放送事業者が適切に対応するということがだが、例えば新たにビル陰になってしまったというような場合には、放送事業者がスカイツリーからの受信に関しては費用を持ってくれるのかということを知りたい。
- スカイツリーへの変更によって条件が不利になった場合は「放送事業者が対応するであろう」ということは予想できるが、新しく見るための費用を出してくれたからといって、その半年前に新規に立てたアンテナの費用などが全くむだになるケースがゼロでは

ないだろう。そのとき最初にかけた費用まで補償してくれるとは思わない。半年見たのだから、それはそのための費用であるというように、非常に気の毒なケースがあるのではないか。新たに見る費用をテレビ局が持ってくれたからといって、半年のためだけにかかった費用がむだになるのは納得できないだろう。なぜ平成 23(2011)年 7 月の停波に固執して、この墨田タワーは平成 23(2011)年末とか平成 24(2012)年とか言っているのか理解できない。要するに、強電界だから受かるだろうというが、基本的に最適な方向に向けないアンテナに費用をかける方がいっぱいいることになる。どうせ買うなら、最終的にスカイツリーから受けるのであれば最適な方向に向けたアンテナにお金を払って設置してもらう方がよいのではないか。

《オブザーバー等の意見》

- 新タワーの場合、新タワーと東京タワーの場所の関係が一転しても、東京都内であればかなり電波は強いので、都内であれば障害がおこる地域はかなり減ると考えており、新タワーができることによって、受信障害対策が大きく変わることではないと思う。

(3) 提言

東京スカイツリーへの地上デジタル放送の送信設備の移転は、放送対象地域内の受信改善効果が期待される一方、移転によって新たな影響が発生することも想定される。移転に係る影響に対しては視聴者の保護の観点から、放送事業者が責任を持って対応すべきものであり、また、その影響及び放送事業者による対策等について、視聴者が正確に理解できるよう早期に周知広報がなされるべきである。

なお、東京スカイツリーへの移転の周知広報にあっては、

- ・ 東京スカイツリーからの放送は、タワー完成後に試験放送等の準備期間を要するために、アナログ放送が終了した後にある程度の期間を経てから放送開始されること
- ・ そのため、アナログ放送終了までに現在の東京タワーにUHFアンテナを向けて地上デジタル放送を受信していただく必要があること
- ・ 移転による受信設備への影響はほとんどなく、デジタル対応した設備がそのまま使えること
- ・ もし影響が発生した場合には、放送事業者による対策等がなされること

を視聴者に対して直接的に早期に周知し、地上デジタル放送の受信に向けた準備の正確な情報を伝えることで、視聴者が安心して地上デジタル放送対応の準備を進めることができるよう、丁寧な周知広報に取り組むことが必要である。

受信機器購入等支援の実施方法に係る検討結果の最終報告

目次

I	基本的な考え方	
	基本的な考え方	1
	支援内容の概要・実施体制	2
	申込手順・支援決定手順／基本パターン	3
	支援実施法人の体制イメージ	5
II	課題と提言	
	WGにおける検討課題と提言	6
	1-1 支援対象世帯の範囲	7
	1-2 個人情報保護のために必要な措置	10
	2-1 申込前段階	13
	2-2 申込後（審査）段階	17
	2-3 支援実施段階	20

平成21年3月17日（火）

情報通信審議会 情報通信政策部会 地上デジタル放送推進に関する検討委員会 施策の実施方法に関する検討ワーキンググループ報告

I 基本的な考え方

〈基本的な考え方〉

「経済的な理由により、必要最小限の対応すらできずに、テレビが視聴できなくなり、災害時も含めた必要な情報をこれまで得ていたのに得られなくなる」世帯に対して、「最低限の機能のものに限定」して支援を行う。

〈支援対象〉

- 「NHK受信料全額免除世帯（公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所者）」のうち地上アナログ放送を視聴している世帯
- 自らデジタル対応テレビを購入する等により、既に地デジが見られる世帯は支援の対象外

〈支援内容〉

各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器等を「無償給付」

具体的には、① 「簡易なチューナー」を支援対象世帯に1台ずつ無償給付

② 戸建住宅でアンテナ等の改修が必要不可欠な世帯は、室内アンテナの無償給付又はアンテナ等の無償改修

③ 共同受信施設を利用している場合は、当該共同受信施設の改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付

〈支援方法〉

対象世帯からの申込みに応じて「現物給付」

〈実施時期〉

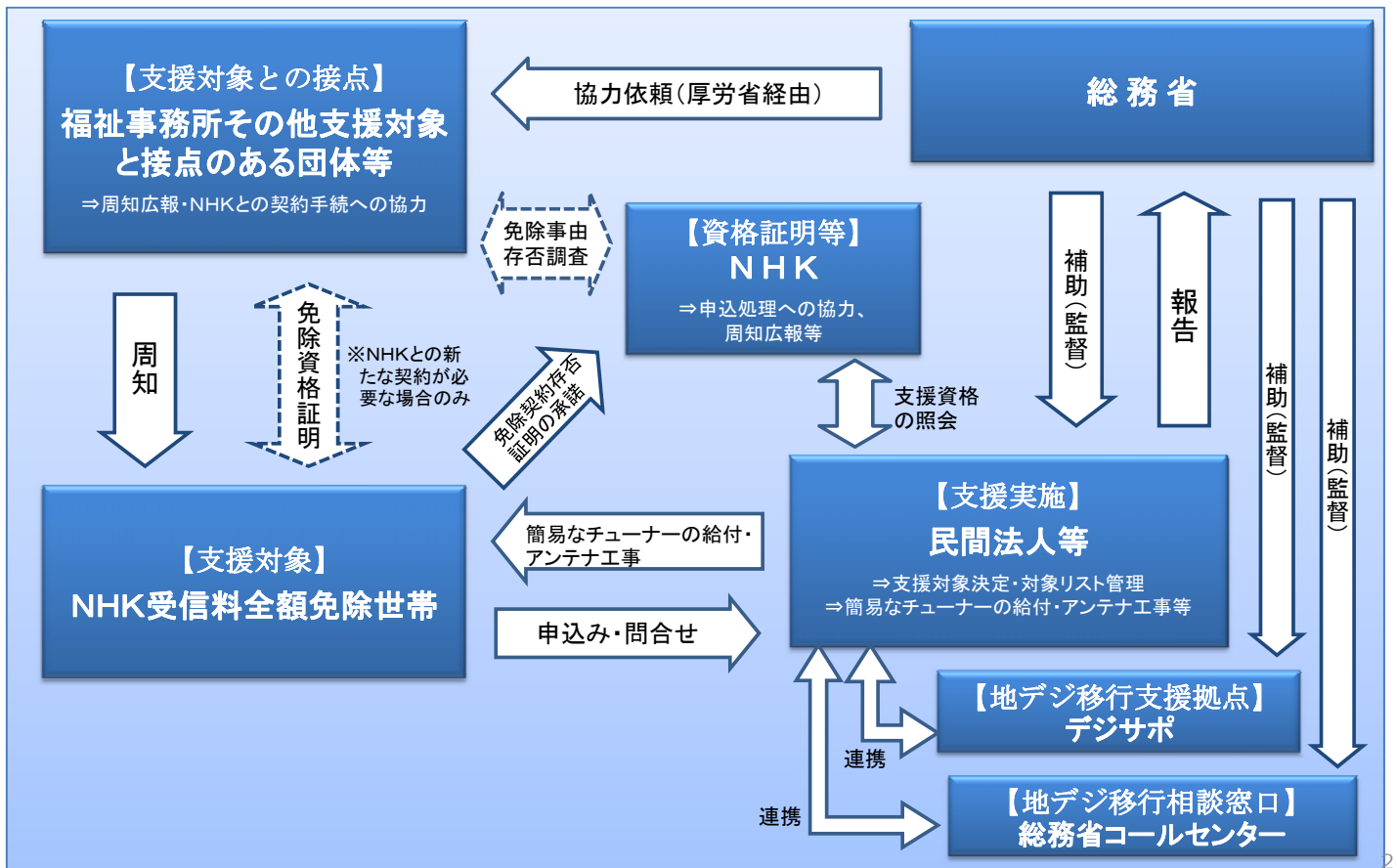
平成21年度から23年度の3年度で実施

〈支援対象の考え方〉

- ・ 『支援は「これまでアナログ放送を視聴していた」ことが前提であり、放送法に義務付けられているNHKとの受信契約の締結を確認した上で支援を行う必要性がある』。（第5次中間答申／20.6.27）
- ・ 経済的に困窮度が高い世帯に対して支援を行う場合、所得及び保有資産に厳格な基準を設けて運用されている生活保護世帯に加え、既存の放送制度との整合性を考慮すると、NHK受信料全額免除世帯を対象とすることが適当

本WGでは、以上の基本的な考え方を前提に、次ページ以降の検討を行った。

支援内容の概要・実施体制

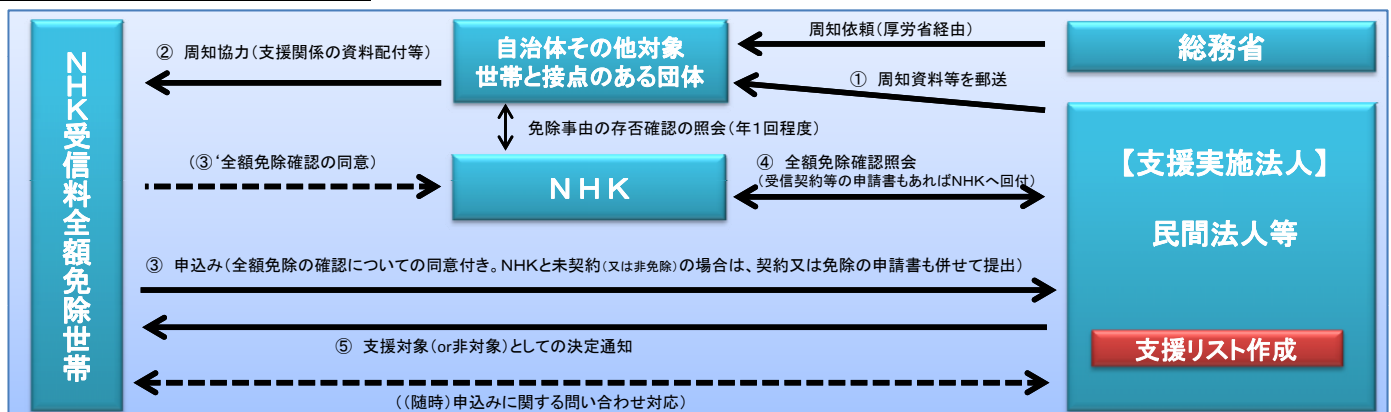


申込手順・支援決定手順／基本パターン

○ 申込手続の概要

- 自治体(福祉事務所等)その他対象世帯と接点のある団体等を通じ、本支援の周知又は資料等を配付する。対象世帯からの問合せに応じて、支援実施法人から申込書等を送付する。支援を申し込む世帯は、申込みに当たって、以下の書類等を支援実施法人へ提出していただく。
 - 1) 申込書(氏名、住所、電話番号など)
 - 2) 個人情報の提供に係る同意書(NHKへの情報提供に係る承諾、本事業を担う民間法人等に対する提供に関する承諾等)
 - 3) 誓約書(地上デジタル放送が視聴できる環境にないこと、不正行為がある場合にはペナルティを受けることに同意すること等)
 - (4) NHKの放送受信契約書(受信料全額免除申請書を含む。)
 ※ 本支援の申込みに併せてNHKと契約を結ぶ場合。
- NHKの役割
 - ・ NHKは、申込者の同意に基づき、自ら有しているリストで、受信料全額免除の該当の有無を確認、支援実施法人に回答する。
- 自治体(福祉事務所等)その他対象世帯と接点のある団体等の役割
 - ・ 支援関係の資料を配付する等、周知に協力する。
- 支援実施法人の役割
 - ・ 対象世帯の求めに応じ、申込書を送付する。
 - ・ 申込みを受け付け、NHKへの照会を経て、支援の決定等を行い、その結果を申込者に通知する。

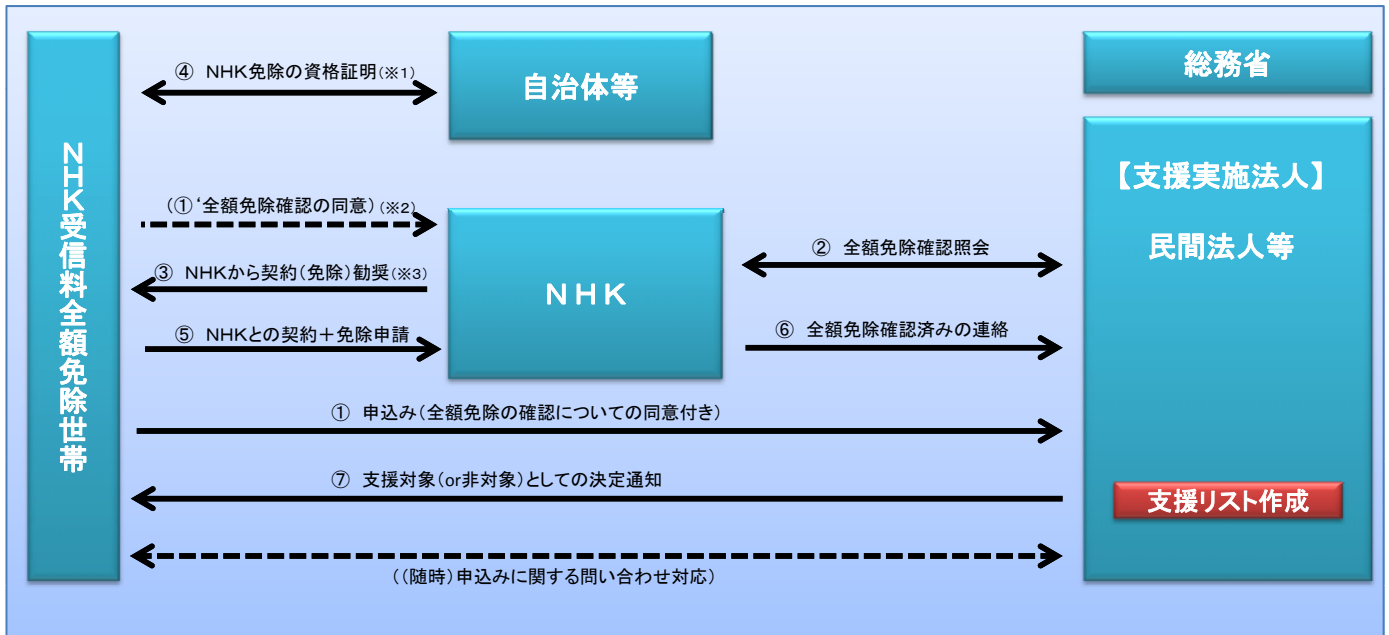
○ 申込手続のイメージ(基本パターン)



申込手順・支援決定手順／例外パターン

(例外パターン) NHKと受信契約が未締結又は受信料全額免除を受けていないで、そのことを知らずに申し込んだ場合

- (1) 支援実施法人からの受信料全額免除の確認照会(②)の結果、NHKと未契約又は非免除であることが判明した場合は、NHKから申請者に対し、契約締結又は免除申請の勧奨を行う(③)。
- (2) 申込者は、自治体等から受信料全額免除に係る資格証明を受けた上で(④)、NHKと契約及び全額免除又は全額免除の申請を行っていただく(⑤)。
- (3) NHKで申請処理を行った後、NHKから支援実施法人へ、全額免除の確認済みの連絡を行う(⑥)。



※1 受信契約書(免除申請書)の様式に、市区町村長、福祉事務所長等の署名押印をいただく。
 ※2 NHKとの契約がなかった場合、NHKから当該申請者へ契約勧奨を行うことについても、あらかじめ同意を得ておく。
 ※3 NHKと支援実施法人の連名で実施することが適当ではないかと考えられる。

支援実施法人の体制イメージ



II WGにおける検討課題と提言

1. 全般的検討課題

1-1 支援対象世帯の範囲

- (1) 支援の対象
- (2) 支援の範囲

1-2 個人情報保護のために必要な措置

- (1) [申込前] 支援実施法人に対する義務付け
- (2) [申込前後] 申込者の資格証明等について
- (3) [申込後] 対策の実施状況の確認等について

2. 段階別検討課題

2-1 申込前段階

- (1) 対象者への情報提供について
- (2) NHK放送受信契約の締結及び免除申請の促進
- (3) 申込書の提出方法

2-2 申込後（審査）段階

- (1) 地上デジタル放送に未対応の世帯であることの担保方法
- (2) 申込時にデジタル放送が開始されていない場合の対応

2-3 支援実施段階

- (1) 支援実施の前提
 - ① 支援する機器について
 - ② 住居を別にしている場合の検討
- (2) 支援実施の方法
 - ① 簡易なチューナー配布の方法
 - ② アンテナ設置等の方法
 - ③ 共同受信施設改修経費の負担分支援方法
- (3) 給付の在り方
- (4) 給付後の対応
- (5) 不正行為（転売等）への対応
 - ① 簡易なチューナーの処分制限等
 - ② 簡易なチューナーの処分制限の例外
- (6) 他の地上デジタル放送推進施策との連携について

6

1-1 支援対象世帯の範囲(1)

○第5次中間答申(H20.6.27)

支援の前提条件:

地デジ移行のための機器等は、「視聴者の自己負担により購入されることが原則」



「明らかな経済的な理由」により、2011年7月24日のアナログ放送終了までに

「一時的な経費であるデジタル化経費」が負担できず、

「必要最小限の対応すらできず」に、

「これまでアナログ放送を視聴していたにもかかわらずデジタル放送を視聴できなくなる世帯」

である

「生活保護世帯」

に対して支援すべき



○政府予算案(H20.12.24)

支援対象:「NHK受信料全額免除世帯(公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所者)」のうち地上アナログ放送を視聴している世帯



1-1 支援対象世帯の範囲(1)

《支援の対象》

○ これまで地上アナログ放送を見ていた世帯で、NHKの放送受信料の全額免除となっている世帯(災害被災者を除く)を対象とする。

- ・ 具体的には、NHKと放送受信契約を結び、その放送受信料が全額免除となっている世帯（※日本放送協会受信料免除基準（以下「免除基準」という。）に基づく。）のうち、以下の世帯（以下「NHK受信料全額免除世帯」という。）を対象とする。

◇ 公的扶助受給世帯（免除基準1（3）該当する世帯）

（生活保護受給世帯、らい予防法の廃止に関する法律による被援護者、永住帰国した中国残留邦人等の世帯）

◇ 市町村民税非課税の障害者世帯（免除基準1（4）該当する世帯）

（身体、知的、精神のいずれかの障害者を世帯構成員とし、世帯全員が市町村民税非課税の世帯）

◇ 社会福祉事業施設入所者（免除基準1（5）該当する世帯）

（社会福祉事業施設の入所者が設置するテレビ）

- ・ 災害被災者は、NHKの放送受信料の全額免除の対象となるが、経済的困窮度が高いこと等を理由に、アナログ放送からデジタル放送に移行できない世帯への支援という本支援の趣旨と異なること、比較的短期の免除であることから、本支援の対象としない。
- ・ 社会福祉施設及び学校については、NHKの放送受信料の全額免除の対象となるが、本支援が経済的困窮度が高い世帯に対する支援であり、施設を対象にした支援ではないため、本支援の対象としない。

8

1-1 支援対象世帯の範囲(2)

《支援の範囲》

- 支援期間は、平成21年度から平成23年度までの3年度とする。
- 支援は、申込時にNHK受信料全額免除世帯である世帯が対象となる。

[支援対象期間の考え方]

- ・ 支援対象世帯が、潜在的な世帯を含めると最大約260万世帯（NHKの推計による概数）になるのではないかと見込まれていることを踏まえて考えると、十分な周知を含め、円滑な事業執行ができる期間が必要であることから、地上アナログ放送の停波が予定されている平成23年度（2011年）まで支援を行うことが適当である。
- ・ 停波が予定されている平成23年7月までに支援が完了していることが望ましいが、停波が行われて初めてデジタル対応が必要であると気がつく方など、停波後に支援を必要とする世帯からの問い合わせも想定されることから、停波後一定期間(例えば1か月程度)は、申込みの受付を継続することが適当である。
- ・ なお、平成23年7月の停波まで支援を行うとした場合、申込みが停波直前に集中してしまい、結果的にアンテナ改修等が間に合わなくなる可能性がある。政府は、平成22年度までに申込みしなければ、停波時点までに工事が間に合わない可能性があることを広く呼びかける等により、平成22年度までにできるだけ多くの方に申込みしていただくよう、働きかけを行う必要がある。

[支援対象世帯の考え方]

- ・ 申込時点で、NHK受信料全額免除世帯（公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者のいる世帯、社会福祉事業施設入所者）である世帯が対象となる。
- ・ 支援対象期間以外の期間に一時的にNHK受信料全額免除世帯に該当しても、申込時に対象でなければ、支援の対象とはしない。

1-2 個人情報保護のために必要な措置(1)[申込前]

背景: 対象には生活保護受給世帯等が含まれることから、個人情報の取扱いに特段の注意が必要



(1) [申込前] 支援実施法人への(個人情報保護のための)義務付けについて

個人情報保護のため、支援実施法人(公募により選定)における管理体制について、補助金交付要綱又は公募で、以下の条件を付す必要がある。

- ① 秘密保持、安全管理のための管理体制や部内規定を整備すること
- ② 管理者を常に明確にし、定期的な部内チェック等を行うこと
- ③ 支援事業に関わる(業務委託先等の)関係者向けガイドラインの策定、啓発用パンフレットの作成を行うこと
- ④ この申込みに併せてNHKの放送受信契約業務を行う場合は、NHKと支援実施法人との間で業務委託契約を結び、当該事務におけるNHKとの守秘義務を遵守すること
- ⑤ 支援実施法人がプライバシーマークを取得しているか、それに準ずる個人情報保護体制の確保が図られていること
- ⑥ 保有する個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体(端末機器及びサーバーに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合(支援事業の終了を含む。)には、管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元及び判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うこと

(参考) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

(安全管理措置)

第20条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第21条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第22条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

10

1-2 個人情報保護のために必要な措置(2)[申込前後]

背景: ① 支援を受ける条件として、NHK受信料全額免除世帯であることの証明が必要

② 提供を受けた個人情報をどのように使うか(個人情報の用途)については、申込者本人の承諾が必要



(2) [申込前後] 申込者の資格証明等について

① 申込者の資格証明方法

支援を受ける条件の確認方法は、支援の申込みがあった時点で、NHK受信料全額免除世帯であることを確認することにより行うことが適当である。

なお、本支援に際して、申込者がNHK受信料全額免除世帯であることの証明は、その審査能力を持つ機関がNHKのみであり、NHKにその事務を依頼する必要があることから、支援実施法人が行う照会の方法を工夫するなど、できるかぎりNHKの負担の少ない方法で行えるよう配慮すべきである。

② 個人情報の提供に係る申込者本人の承諾

NHKの保有する受信契約に係る個人情報は、本来NHKの業務にのみ使う目的で、本人から提供を受けていることから、本支援事業の資格証明に使用するためには、改めて本人から同意を得る必要がある。

また、支援実施法人が本支援事業において、申込者の個人情報を使うこと及び工事業者等本支援にかかわる事業者が本支援事業遂行のため必要な範囲内で、申込者の個人情報を使うことについても、同様に本人から同意を得る必要がある。

これらの同意については、個人情報を適切に扱う観点から、申込時に申込者本人から同意を得る方法により行うべきである。

1-2 個人情報保護のために必要な措置(3)[申込後]

背景：個人情報保護に係る取組は、支援事業開始から終了までの期間、実施機関で継続的に取られていくことが必要。政府としてどのように確認(担保)するのか。



(3)[申込後] (個人情報提供に係る)対策の実施状況の確認(担保)等について

① 行政による確認

支援実施法人等の対策状況を確認するため、支援実施法人に対する補助金交付要綱又は公募における条件として、

- 1) 秘密保持、安全管理のための管理体制や部内規定を作成次第、総務省に提出すること
- 2) 部内チェックを定期的に行い、その結果を総務省に報告すること
- 3) 関係者向けガイドライン、啓発用パンフレットを作成次第、総務省に提出すること

を求めるとともに、

- 4) 上記1)～3)の提出又は報告があった場合には、適切に作成されているか等について総務省で確認を行い、不適切な場合には指導を行うこと
- 5) 報告された個人情報保護に係る対応が実際にとられているか否かについて、必要に応じて年1回程度の立入り調査を行うほか、報告等に問題がある場合には、別途調査等を行うこと

等の対応が必要である。

② 第三者機関による監査

支援実施法人の本支援事業に係る個人情報保護体制が適切なものであるか否かについて、専門的な知見のある第三者機関による監査を受けることが望ましい。

③ 支援対象世帯への配慮

簡易なチューナーの設置やアンテナ工事等で対象世帯へ訪問する際には、申込世帯のその後の日常生活に支障とならないよう、例えば、申込者から特に希望がある場合には、生活圏以外の事業者に工事を発注する方法を検討するなど、可能な範囲で配慮を行うことが望ましい。

12

2-1 申込前段階(1)

背景：支援対象世帯が、生活保護受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所等であり、幅広い対象となることから、施策に関する情報提供や申込書の配布については特段の配慮(注意)が必要



(1) 対象者への情報提供について

① 情報提供について

本支援は、申込者からの申込みを受けて行う施策であることから(申込主義)、情報提供が確実に行われる必要がある。

しかしながら、支援対象となる世帯は、潜在的な世帯を含めると最大約260万世帯になるのではないかと見込まれており(NHKの推計による概数)、全体の規模が大きいこと、そして最大約260万世帯という数が概数であり、すべての世帯が個別の世帯として把握されている数ではないことにかんがみれば、集中的な情報提供(周知広報)は難しいことから、幅広い情報提供(周知広報)を行う必要があると思われる。具体的には、

- 1) テレビ等の広報媒体を通じて行う(政府公報、放送事業者への協力依頼など)、
- 2) 各自治体の広報、福祉ガイドブックへの掲載等を通じて行う、
- 3) 各地のNHK、総合通信局に施策の説明資料等(パンフレットなど)を設置・手交する、

とともに、一部の集中的な情報提供(周知広報)が可能と思われる世帯に対しては、前広に取り組むことが必要である。

具体的には、

- 4) 既にNHK受信料全額免除を受けている世帯及び免除申請を新たに行う世帯に対しては、NHKから周知を行う、
- 5) 生活保護受給世帯に対しては、福祉事務所に説明資料等を設置、来訪者に手交するとともに、ケースワーカー(CW)の世帯訪問を通じて周知を図る、
- 6) 市町村民税非課税の障害者のいる世帯に対しては、障害者団体や就労施設等の関連する機関等を通じて周知を図る、
- 7) 社会福祉事業施設に入所している世帯に対しては、対象となる施設に、施設の団体、事業者団体等を通じて周知を図る

ことが望ましい。

なお、情報提供に関しては、説明資料等(パンフレットなど)の作成に当たっては、福祉事務所などの関係機関と十分に調整を図ること、情報提供を行う際は、可能な範囲で複数回行うことが望ましい。

2-1 申込前段階(1)

(1) 対象者への情報提供について(続き)

② 申込書(※)について

申込書については

- 1) 情報提供時に、説明資料等に申込書の入手方法や連絡先電話番号等を明示、問い合わせを受けて、支援実施法人から送付
- 2) 各自治体の担当部局、各地のNHK、総合通信局に設置し、来訪者の要求に応じて手交する、
- 3) 関係する機関、施設等からの要請に応じて、まとめて送付する、
等を通じて、確実に支援対象世帯に届くように取り組むことが必要である。

(※) 最初の段階(申込時)には、申込者の意思確認を中心に必要最低限度の事項についてのみ、書類を記入・提出してもらい、アンテナ改修等の具体的な支援は、原則として訪問時に確認・確定することを想定している(具体的には後述。21ページを参照)。本報告では最初の申込時に求める書類を、支援の「申込書」、その後、具体的な支援内容を確定する書類を、補助の「申請書」として取り扱うものとする。

③ 関係団体向けの説明資料の作成

情報提供(周知広報)や申込書の配布時には、自治体や施設等の支援対象世帯と関係のある団体の担当者が相談を受けることが想定されるため、担当者向けの分かりやすい説明資料等を用意するなどの配慮を行っていく必要がある。

④ 説明資料への配慮

本支援の対象には、市町村民税非課税の障害者の世帯を始め、生活保護受給世帯で障害者の方、外国籍の方等が想定されるため、当該世帯に対する情報提供として、

- 1) 視覚障害者等に配慮した点字のパンフレットの作成等
 - 2) 支援対象世帯のうちの外国人向けに、外国語に翻訳されたパンフレットの作成等
- 等を行っていくことが必要である。

14

2-1 申込前段階(2)

背景: 地上アナログテレビ放送をこれまで見ている者であること、すなわちNHKと放送受信契約(全額免除対象)が締結されていることが必須条件であること(第5次中間答申)

NHKの放送受信料が全額免除となる条件を備えていても、事実上、NHKと契約を結ばないまま放送を見ている世帯又は免除を受けていない世帯があり、このような世帯が本件支援を受ける場合、事前にNHKと契約を行い、免除を受ける必要があること



(2) NHK放送受信契約の締結及び免除申請の促進

- ① 対象世帯に対して、早い段階で、支援に係る条件(申込みにはNHKとの放送受信契約が必要)であること、支援対象世帯は、NHKの受信料全額免除を受けていること)に係る情報提供を行うこと
- ② 申込者から希望があった場合には、支援の申込みに併せて、NHKとの放送受信契約(受信料全額免除の申請を含む。)を申し込めるような申込書の調整、体制の整備を図ること

が必要である。

(参考) イ) 生活保護受給世帯、市町村民税非課税の障害者のいる世帯、社会福祉事業施設に入所している世帯で、
テレビを自ら設置していることが想定される世帯の合計(概数) : 約260万世帯(※1)
ロ) NHK受信料免除を受けている世帯の契約件数中で上記1イ)に該当する理由で免除を受けている数 : 約66万件(※2)
※1: NHK試算による概数
※2: NHK平成20年度予算より(平成20年10月から適用される新免除基準の対象を含めた平成20年末時点の見込み数)

2-1 申込前段階(3)

(3):(申込者の負担にならない)申込書の提出方法

○ 申込みに当たっては、申込者の記入しやすい申込書を用意するとともに、経済的な負担が可能な限り生じないように配慮することが必要である。具体的には以下のとおり。

[申込書の様式]

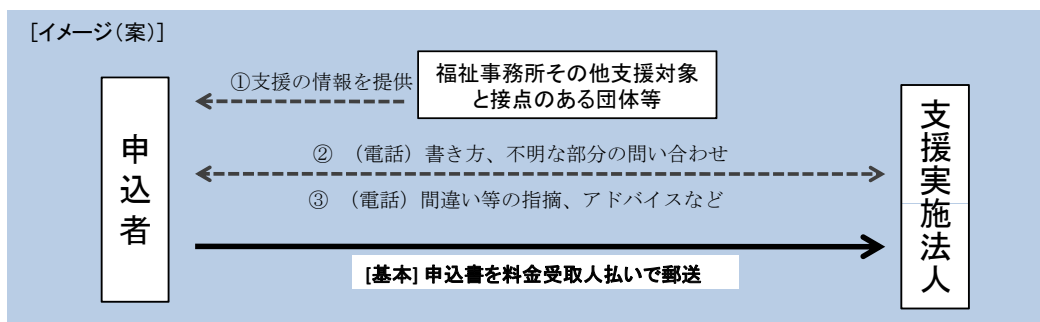
- ・ 申込時においては、申込みの意思確認を中心に考え、記載事項は、氏名及び連絡先、訪問の可否、住居環境のアンケート等の最低限の内容に限るなど申込者の記入しやすい様式となるよう、配慮すべきである。
- ・ また、申込書にはルビを振る等なるべく多くの者が記入しやすいように配慮すべきである。
- ・ なお、上記を含め、申込書の様式の作成等に当たっては、福祉事務所などの関係機関と十分に調整を図るなど、実際の使用に配慮したものとなるように取り組むことも必要である。

[支援内容の確認方法]

- ・ 簡易なチューナーの配布以外のアンテナ工事等の支援の要否は、原則として、事後的に電話等で詳しい状況を確認した上で、簡易なチューナーの設置のために作業担当者が訪問する際に、併せて判断し、支援の実施を行うべきである。

[申込書の送付方法]

- ・ 申込書は、原則として直接、支援実施法人に送付することとし、送付用の料金受取人払の封筒を申込書に添付して配布する等申込者の負担とならない配慮を行うことが必要である。



16

2-2 申込後(審査)段階(1)

背景：(現在アナログ放送を受信している人が2011年以降も)「引き続きデジタル放送を視聴できるようにするための最小限の機能のものに限定」すべきであることから、各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要最低限度の機器等を「無償給付」することが適当である。(第5次中間答申)

(1) 地上デジタル放送に未対応の世帯であることの担保方法

本支援は、地上デジタル放送に未対応である世帯に対する支援であることから、申込者が、地上デジタル放送を視聴できる環境にないことを確認する必要がある。

具体的には、① 地上デジタル放送に対応したテレビジョン受像機、チューナー、ビデオデッキ等(以下「デジタル受信機器(※)」という。)を有していない世帯 [支援は簡易なチューナーの取付及びアンテナ改修等]、

または、② デジタル受信機器を有している場合であってもアンテナ等が未対応で地上デジタル放送が視聴できる環境にない世帯 [支援はアンテナ改修等のみ]

が支援の対象となる。

確認方法としては、申込者の自己申告(誓約)を基本として、

- 1) 申込書において、地上デジタル放送が見られる環境にないことを誓約し、署名・押印を求める。
- 2) 1)に併せて、不正受給の場合には返却又は賠償することを誓約してもらい、発覚時には対応を求める。
- 3) 給付機器の製造番号や型番による管理で転売防止等を図る(詳細は36、37ページを参照)。

ことで担保することが適当である。

※: いわゆるワンセグ放送を視聴できる機器は除く。

[視点]

- ・ 原則として、各世帯を直接訪問して設置説明を行うことを想定しており、その際に既にデジタル対応をしているか否かについての確認が可能ではないか。
- ・ 送付のみも想定されるが、簡易なチューナーは5千円程度を想定しており、そのためのみに不正を働くことは考え難いのではないか。

2-2 申込後(審査)段階(2)

背景：地上デジタル放送の全国カバー率は、平成20年3月現在で、93.0%^(※1)であり、申込時点で該当する地域での地上デジタル放送が開始されていない可能性がある。

※1: NHK調べ

(2) 申込時にデジタル放送が開始されていない場合の対処

簡易なチューナーのみを給付するとしても、既存のアンテナで受信可能か不明であり、また、アンテナ改修等が必要な場合、電波が届いていなければ調整ができないため、対応することは不可能である。

本支援に際しては、地上デジタル放送が開始されている必要があるが、実際には放送が開始されていない地域からの申込みも想定されるため、申込時に申込みのあった地域におけるデジタル放送開始を確認することが必要である。

加えて、放送が開始されていない場合の対処方針を用意する必要がある。

その具体的な方法としては、

- ① 申込時に該当する地域における地上デジタル放送開始の有無をロードマップ等で確認する^(※2)。
- ② 地上デジタル放送が開始されていない場合には、ウエイティングリストに掲載し、その旨を申込者に連絡する。
- ③ 該当する地域でのデジタル放送開始後に改めて支援を行う。

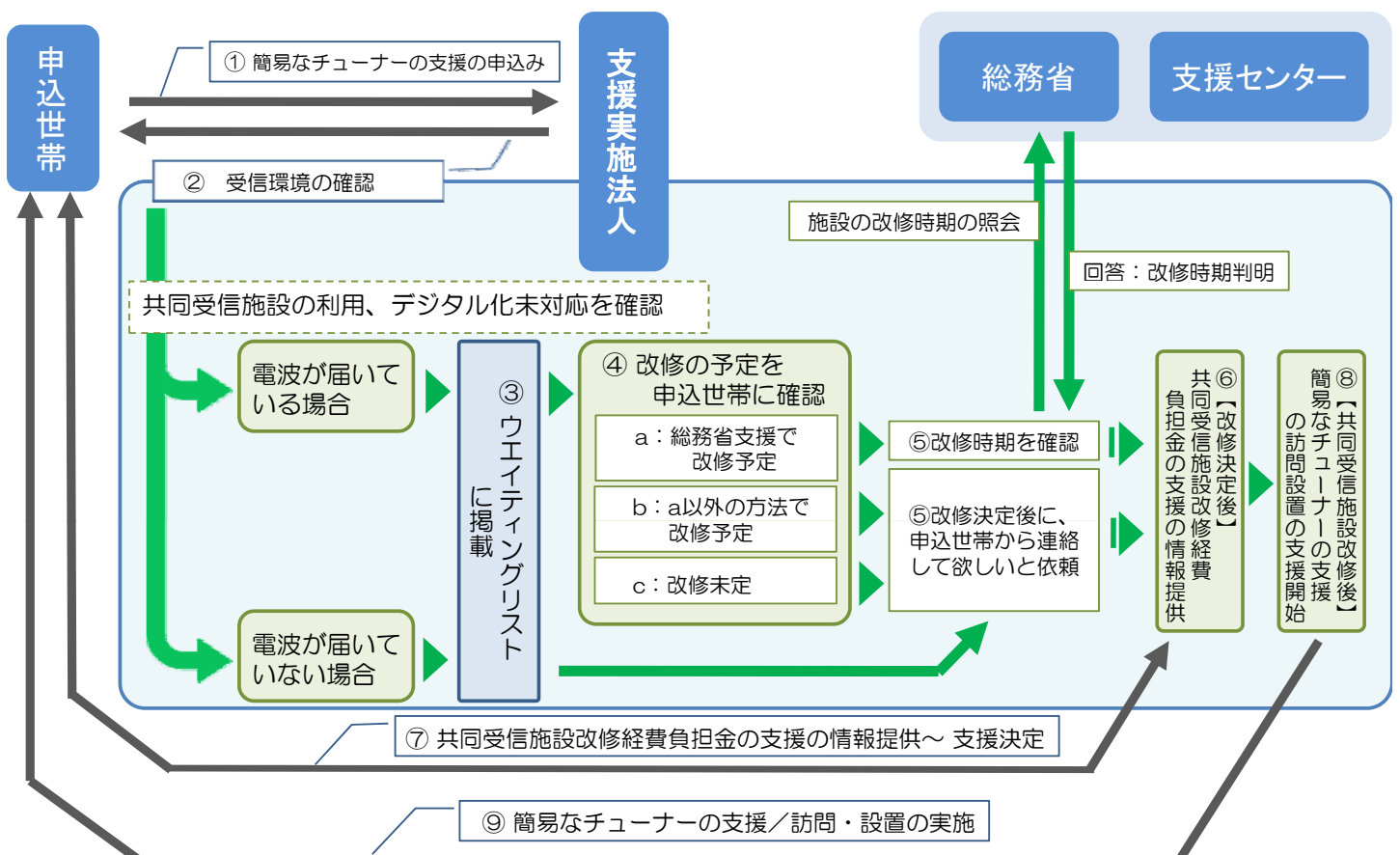
等によることが望ましい。

なお、共同受信施設等によって受信している場合であって、申込時に当該施設がデジタル化に未対応である場合等も、上記と同様の問題が発生すると考えられるため、ウエイティングリストを用意する等の対処方針を用意すべきである。(手続の流れのイメージを次ページに掲載)

※2： 社団法人デジタル放送推進協会が提供している地上デジタル放送のエリアを示すもの。同協会のサイトで公開している。
<http://www.dpa.or.jp/chideji/schedule/index.html>

18

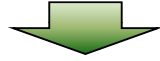
(参考) 共同受信施設で、申込時に当該施設がデジタル化に未対応である場合の流れ(イメージ)



2-3 支援実施段階(1)

(1) 支援実施の前提

背景：（現在アナログ放送を受信している人が2011年以降も）「引き続きデジタル放送を視聴できるようにするための最小限の機能のものに限定」すべきであることから、各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要な最低限度の機器等を「無償給付」することが適当である。（第5次中間答申）



① 支援する機器について

- ・ 最低限度の機器として、簡易なチューナーの給付を行う。
- ・ 簡易なチューナーに関しては、支援対象が高齢者を多く含むこと等が予想されるため、特にそのリモコンについては、ボタンの形や配置を押しやすいものとし、1台で簡易なチューナーとテレビを同時に操作できる機能を設けるなどの配慮があることが望ましい。

② 住居を別にしている場合の検討

- ・ 各世帯の実態を踏まえた上で、最低限度の機器の給付を行うべきである。
具体的には、
 - ① NHK受信料全額免除を受けた世帯において、その構成員が、社会福祉施設に入居する等の正当な理由により複数の住居に分かれている場合は、別々に簡易なチューナーを提供すること
 - ② 一時的な入院等により、希望する設置場所に現在居住していない場合は、原則、本人の希望の場所（自宅等）に設置すること（支援期間中に本人が希望する場所に戻れない場合は、別途、管理人等の立会いにより設置）
等の対応が必要である。

20

2-3 支援実施段階(2) - ①

(2) 支援実施の方法

背景：「簡易なチューナー」の支援に当たり、簡易なチューナーを送付するのみでは、その設置等で技術的に対応が困難な世帯が多いと推測される。



① 簡易なチューナー配布の方法

[設置訪問の実施]

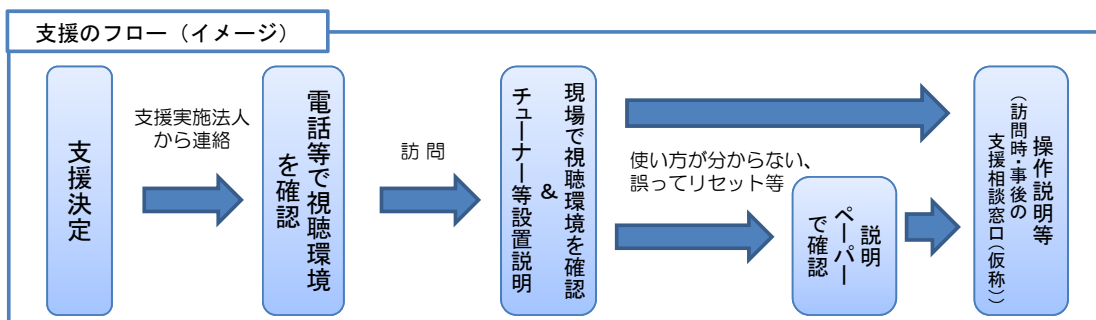
- ・ 支援対象世帯に係るデジタル放送への移行を確実にし、実行性のある支援を行う観点から、設置及びアンテナ工事の必要性まで適切に判断し、実施できる者が何うことができるよう、原則として、支援を実施する全世帯に訪問し、簡易なチューナーの設置を行うことが適当
- ・ 例外として、プライバシー等の観点から業者の訪問を希望しない世帯については、配送による対応とし、必要に応じ電話対応等を行うことが適当

[アフターフォローの実施]

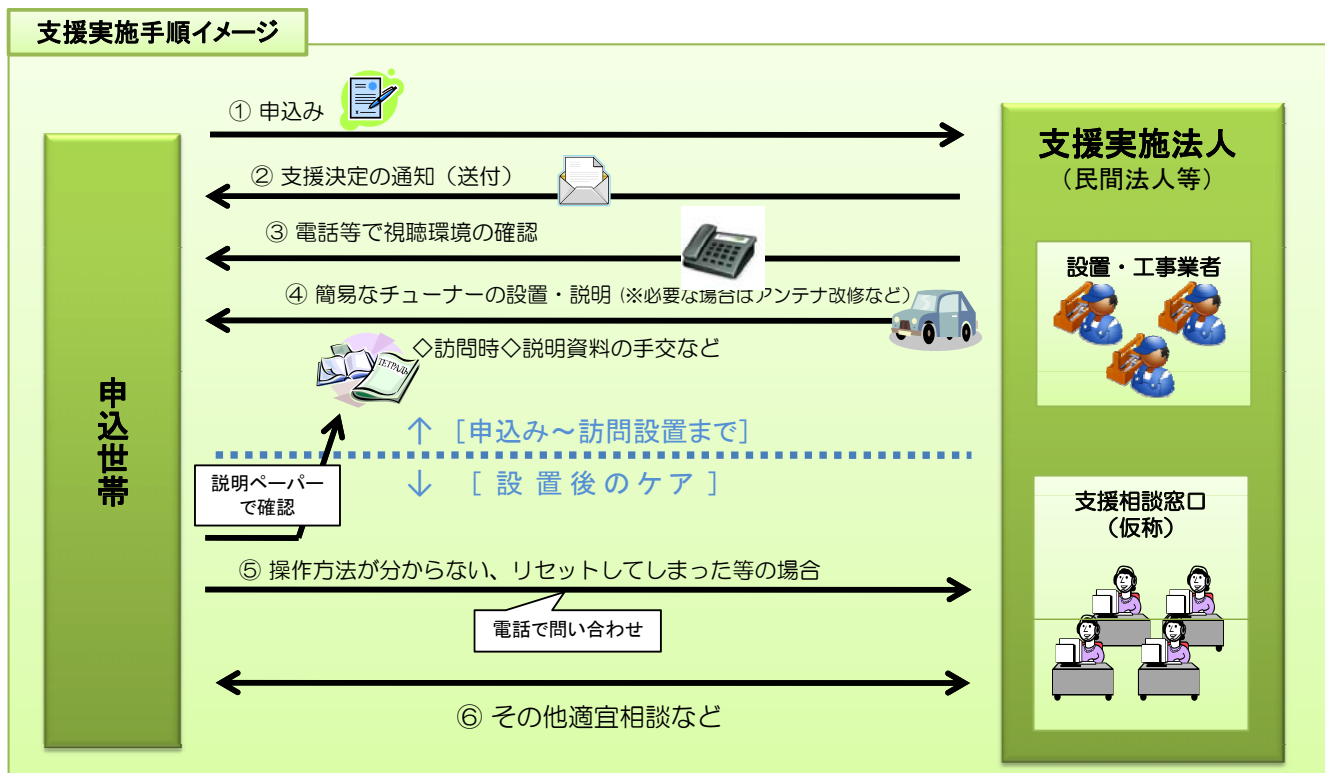
- ・ 設置後に、簡易なチューナーの使い方が分からなくなった場合に備えて、例えば、使い方を分かりやすく説明したペーパーや、設置後に設定を解除してしまった場合等に、自分で再度設定ができるような説明ペーパー等の説明資料を併せて給付するほか、一定期間は電話等で相談ができる支援相談窓口（仮称）を設置するなど、アフターフォローも考えて実施すべきである。

[研修等の取組]

- ・ なお、支援相談窓口（仮称）には、想定される支援対象を踏まえた丁寧な対応が求められることから、その点に特に配慮した研修を行う等適切な人材確保のための取組が必要である。



2-3 支援実施段階(2)-①



22

2-3 支援実施段階(2)-②

② アンテナ設置等の方法

既存のアンテナ等の受信設備では地上デジタル放送を受信できない場合には、受信環境(戸別受信、共同受信、CATV)に応じた設備の改修費の給付等が必要

具体的な改修等の経費は、以下の基準等により支援を行う必要がある。

なお、本支援は、一時的な経費であるデジタル化経費の負担の支援であることから、経常的に要される費用は対象外とすることが適当である。

1) 戸別にアンテナで受信する場合

室内アンテナの給付又は屋外アンテナの改修を行うこととなるが、電界強度、受信の安定性等を考慮した基準により戸別に判断することが必要である。

2) 共同受信施設等で受信する場合

一般の賃貸物件、公営住宅等においては、通常、その管理者が改修費を負担することとなるが、辺地共聴、受信障害対策共聴等のための共同受信施設により視聴しているケースなどでは、申込者自らがその改修に必要な応分の負担を求められる可能性がある。

その場合、申込者の求めに応じて、改修等に要した経費の中から、支援対象となる世帯の負担割合分を給付することが必要である。

3) CATVで受信する場合

地上デジタル放送への移行に当たって改修経費が必要な場合には、当該経費を給付することが必要である。しかしながら、経常的に要されるセットトップボックスのレンタル費用等は給付の対象としないことが適当である。

ただし例外的なケースとして、CATVのトランスモジュレーション方式のみでしか地上デジタルテレビジョン放送が視聴できず、かつ、セットトップボックスがレンタルのみでしか提供されない場合は、一定額を「渡しきり」によって支援することが必要である。

23

2-3 支援実施段階(2)-②

受信形態	世帯数(全体)	施設のデジタル化	費用負担の原則	標準的な負担額	支援方法
戸別受信 (戸建て住宅)	約 2000万世帯	宅内改修(アンテナ、ブースター、分配器、ケーブル等の交換)が必要な場合あり。	自己負担	3.5万円程度 (改修内容により変動)	室内アンテナ給付又はアンテナ改修を行う。
共同受信					
辺地共聴	約 135万世帯	改修方法の決定(有線共聴のデジタル化改修、無線共聴新設等の選択)が必要。既存のアナログ受信点でデジタル電波を受信できない場合は受信点移設が必要。	施設設置管理者 (自治体or共聴組合)等で負担	3.5万円程度 (改修内容により変動)	改修等にかかった経費の中から、対象世帯(視聴者)負担額を給付する。
受信障害対策共聴	約 650万世帯	改修方法の決定(デジタル化改修or戸別受信等の選択)と、障害の原因物所有者と住民との改修費用の負担調整が必要。	原因物所有者と視聴者間で協議	3~5万円程度 (改修内容により変動)	
集合住宅共聴	約 770万世帯	分譲集合住宅の場合、管理組合等においてデジタル化改修の合意が必要。	所有者負担	数千円~ 4万円程度 (改修内容により変動)	
CATV	約 2150万世帯	地上デジタルテレビ放送の再送信サービスへの加入(STBレンタル等)が必要な場合あり。	自己負担	【初期費用 ^(※) 】 2~3万円程度 【STB】 買取:4万円程度 レンタル: 0.4~0.5万円程度	改修経費が必要な場合には、当該経費を給付する。 セットトップボックスのレンタル費用等の経常経費は特定の場合を除いて給付の対象外とする。

(※) 加入金、引込工事費及び宅内工事費が含まれる。

(地上デジタル推進全国会議資料(2007年11月30日)をもとに総務省作成)

24

2-3 支援実施段階(2)-③

③ 共同受信施設改修経費の負担分支援方法

共同受信施設等の整備は、支援実施法人(もしくは同法人が委託する工事業)が直接工事を行わないことが想定されるため、工事内容に見合った適正な給付とする仕組みが必要(工事内容の適正性の確保)
本支援の原則である「現物給付」ではなく、共同受信施設の改修経費の負担分を「現金給付」により支給することから、当該改修経費とは別の用途への流用を防止するため、支給方法を工夫することが必要(給付金の流用防止)

[(原則) 請求書で申請する場合]

- 共同受信施設改修経費への支援を申請する場合、申請者は、当該経費の申請書に共同受信施設の改修経費負担分に係る(同施設設置者からの)請求書を添えて、支援実施法人に申請することを基本とする。この場合、申請者は事前に、共同受信施設の設置者から、工事関係資料の提供等の協力の同意を得る必要がある。
- 工事後の支給申請を認めないと、実務上混乱を生じる可能性があることから、共同受信施設改修に伴う「費用負担が発生した時点」で申請する方法が適当である。支給額の妥当性については、上限額の設定等により、担保する。
- 共同受信施設改修に係る負担分支給は、給付する現金が他用途へ充てられることのないよう、原則として、負担額を請求する共同受信施設設置者に対し、直接に現金給付を行うことが適当である。

[(例外的措置) 領収書等で申請する場合]

- やむを得ない事情により、申請者が既に支払を済ませており、領収書等により支援申請があった場合については、申請者の生活環境に配慮した支援方法がより望ましいとする観点から、例外的な措置として、
 - 共同受信施設の設置者が作成等した工事関係資料の提供が受けられ、その確認ができる場合には、申請者への直接給付も認める。
 - 工事関係書類の提供が受けられない場合には、領収書及び当該施設改修のお知らせその他の支援期間中の改修の実在が確認できる書類の提示がある場合に限り、領収書の額を基本に、通常のアンテナ改修工事に必要な額(一定額を想定)を上限に、申請者への直接給付も認める

等の柔軟な対応方策について、関係機関と連携を図りつつ検討する必要がある。

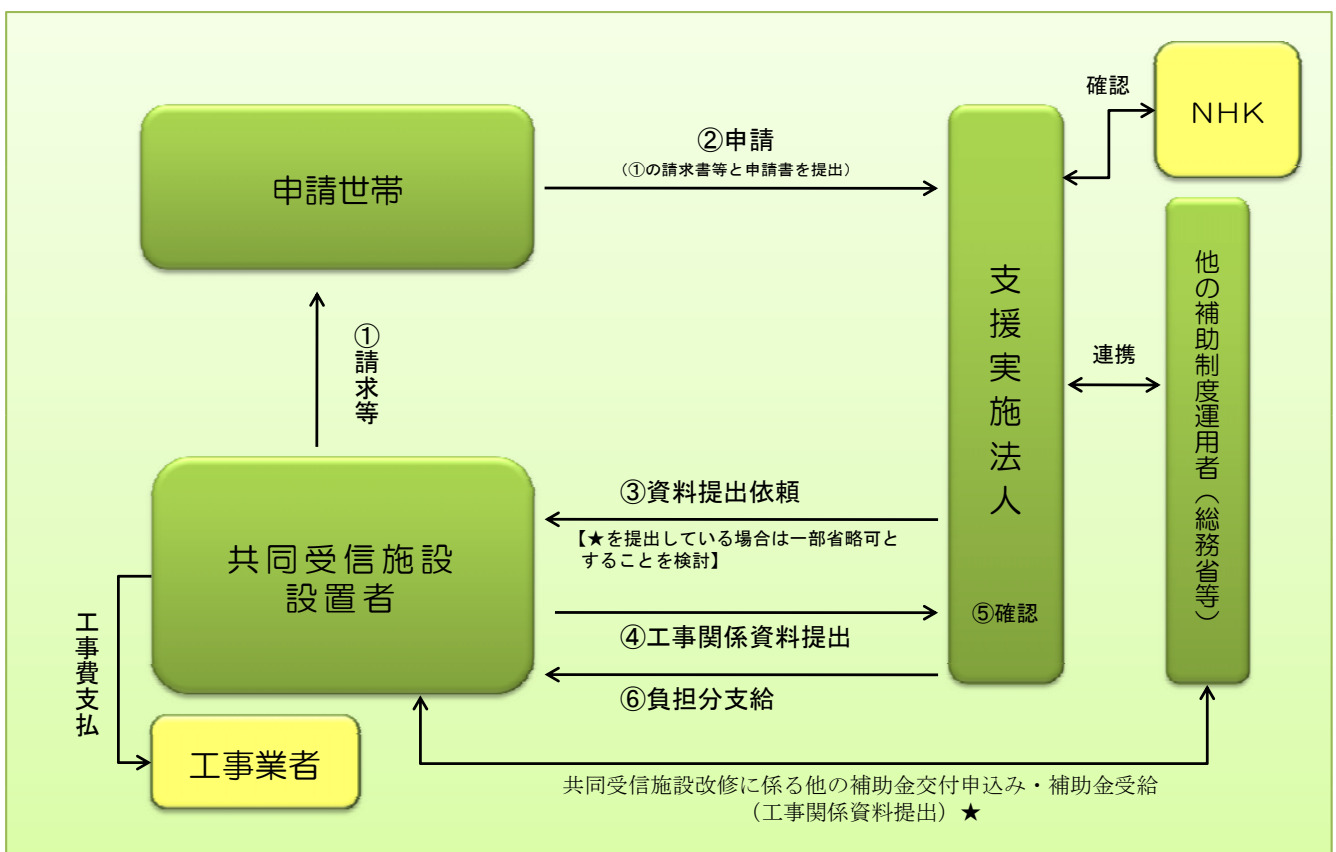
[その他検討を要すべき事項]

- 共聴施設等への支援については、他の補助制度(辺地共聴施設等改修支援、受信障害対策共聴施設改修支援)やNHK共聴施設の改修との連携が必要であり、本支援と他の補助制度を併せて申し込む際等の分かりやすい導入事例の紹介等を含め、引き続き関係者と調整していくことが必要である。
- 共同受信施設改修経費の申請にあたっては、申請者の同意がある場合は、支援実施法人から直接当該共同受信施設の設置者に積算資料等の依頼を行うなどの申請者のサポートについても取り組むことが望ましい。

(参考1) 共同受信施設改修経費の支出の整理

	原則	例外的な措置	
申請時期	(事前)請求書受領後	(事後)領収書受領後	
施設設置者の同意(協力)	必要	必要	不要
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> 施設の改修経費の申請書 負担分に係る請求書 施設改修の見積り等の工事関係書類 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の改修経費の申請書 負担分に係る領収書 施設改修の見積り等の工事関係書類 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の改修経費の申請書 負担分に係る領収書 施設改修のお知らせなど、支援期間中の改修の実在が確認できる書類
支払対象	施設設置者	申請者本人	申請者本人
支払額	<ul style="list-style-type: none"> 請求額を基本として、地デジ移行に必要な最低限度として査定した額 (世帯数や受信環境に応じて上限額を設定) 	<ul style="list-style-type: none"> 領収額を基本として、地デジ移行に必要な最低限度として査定した額 (世帯数や受信環境に応じて上限額を設定) 	<ul style="list-style-type: none"> 領収額を基本に、通常のアンテナ改修工事に必要な額(一定額)を上限とする。

(参考2) 共同受信施設改修の支援手順イメージ(案)(原則パターン)



2-3 支援実施段階(3)

背景：情通審の第5次中間答申では、『各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために新たに必要最低限度の機器等として、「簡易なチューナー」を無償給付するほか、必要があれば、室内アンテナの給付又は屋外アンテナの改修等の支援を行うことが適当。』とされている。

(3) 給付の在り方

簡易なチューナーの配布方法は、

- ① 貸与の場合、支援実施法人における修繕や管理等の継続的なサポートを行うこととなり、給付を受けない一般世帯との均衡を失うおそれがあること
- ② 所有権が移転することで、大切に使うと想定されること等から、給付(譲渡)によることを基本とするのが適当と考えられる。

【基本的性格等】

観点	【給付】	【貸与】
支援の基本的性格	給付した時点で所有権が移転、支援が完了するもの <一時的>	貸与開始から、貸与終了までの期間、支援が継続するもの <継続性あり>
故障・修繕等のコスト	ユーザーが負担(メーカー保証は通常1年)	簡易なチューナー等の所有者となる支援実施法人が負担(国費負担) (※)
給付後の事情変化に対する考え方	支援の適格性は、給付の時点で判断し、その後の事情の変化は問わない	支援が継続する性格上、貸与中は事情の変化(NHK放送受信料全額免除の当否、他の地デジ機器の購入等)が生じた時点でその都度判断し、資格を喪失した場合は返還を求める。
支援期間	給付の時点で支援は終了	貸与の期間は、簡易なチューナーの法定耐用年数が5年間、アンテナの法定耐用年数が10年であることにかんがみ、それぞれ5年、10年を限度とする(更新はなし)。

(※) 一般的な貸与(リース)の場合はユーザー負担が原則だが、本件は経済的に困窮度が高い世帯が対象であるため、貸与期間中のケアを含めて行うことが必要であると判断した。28

(参考) 給付又は貸与の具体的検討

観点		給付	貸与
配布時	国による管理	×	○
	不正受給時の対応	返還させるべき (交付要綱に明記)	返還させるべき (交付要綱に明記)
配布後	期間中の故障・修繕コストの負担	自己負担とすべき (1年間のメーカー保証後は自己負担(※1))	実施機関 (保守契約による(※2))
	期間中の転売防止効果(心理的抵抗)	小	大
	処分制限期間(利用期間の前提)	法定耐用年数期間とすべき	貸与期間 (法定耐用年数期間が目安)
	資格喪失時	返還不要とすべき	返還させるべき(※3)
	① 支援後に対象世帯ではなくなった場合(資格要件)		
	② 支援後に地デジ機器を自己購入した等の場合(環境要件)		
	処分制限期間終了後の継続使用	継続使用を認めるべき	返還させるべき (又は自己負担での買取り)
返還コストの負担主体	—	実施機関 (保守契約による(※1))	
廃棄コストの負担主体	自己負担とすべき	実施機関	

検討

コストが現実的

支援が充実する反面、相当期間に渡り、大きなコスト負担がかかる。また、支援を受けない世帯との公平性も問題となる。

※1: 支援実施法人側の責に帰すべき事由による故障等については、支援実施法人側が負担する。

※2: 通常のリースの場合は、ユーザー負担が原則であるが、保守契約により、支援実施法人が担う(国費負担)こととした。

※3: 交付要綱で例外の設定は可能

2-3 支援実施段階(4)

(4) 給付後の対応(転居、災害等で環境変化があった場合)

【本支援の前提】

地デジ移行のための機器等は、視聴者の自己負担により購入されることが原則。

明らかな経済的理由により、2011年7月のアナログ終了までに、一時的経費であるデジタル化経費が負担できず「必要最小限の対応すらできず」にデジタル放送を視聴できなくなる世帯に対して支援を行うもの。

環境の変化としては、① 転居

② 災害(地震、落雷、火事等)

等が想定される。またその他の場合として、

③ 過失による損壊

④ 故意による譲渡(転売等を含む。)、破壊

を理由とした再支援の要請が想定される。



テレビジョン受像機等は自己調達が原則であることから、本支援の対象でない一般世帯との均衡にかんがみ、支援が(再度)必要になった場合の対応については、自己負担とすべきである(支援は期間中1世帯1回の支援に限定すべき)。

したがって、転居、災害等で環境変化があった場合であっても、本施策による再度の支援は行わないこととすることが適当である。

30

2-3 支援実施段階(5)

(5) 不正行為(転売等)への対応

① 簡易なチューナーの処分制限等

簡易なチューナー(又はアンテナ)は給付(譲渡)だが、支援の趣旨から、一定期間は処分制限を行うべき

地上デジタル放送を見もらうために簡易なチューナーを給付するという制度の目的に照らし、チューナーの処分に一定期間の処分制限を設けると共に(例えば給付後5年間程度)、具体的には、以下の取組を図るべきである。

【申込時点の確認】

申込書の提出に際し、不正行為を行わない旨の誓約に併せて、不正行為発覚時には給付機器返還等のペナルティを課す旨の同意を求めることが適当である。(次ページ:体制イメージ①)

【給付機器(簡易なチューナー)の管理】

各機器(簡易なチューナー)に刻印された製造番号等を記録することにより、給付した機器と給付先について、支援実施法人で管理を行うことが必要である。

さらに、例えば、機器の型番を本支援に係る独自の番号とする、本体の色を一般的な市販品と異なる色とする、「転売禁止」等の文字を本体にプリントする等外見上明らかに「受信機器購入等支援」によるものであることがわかるように調達を行うなどの検討が必要である。

また、オークションサイト等に対しては、当該型番や色等の特徴を持つ機器が、政府の「受信機器購入等支援」に係るものであることを通知し、当該機器の取扱いには十分な注意が必要である旨の情報提供を行うべきである。(次ページ:体制イメージ②~④)

【不正行為発覚時の対応】

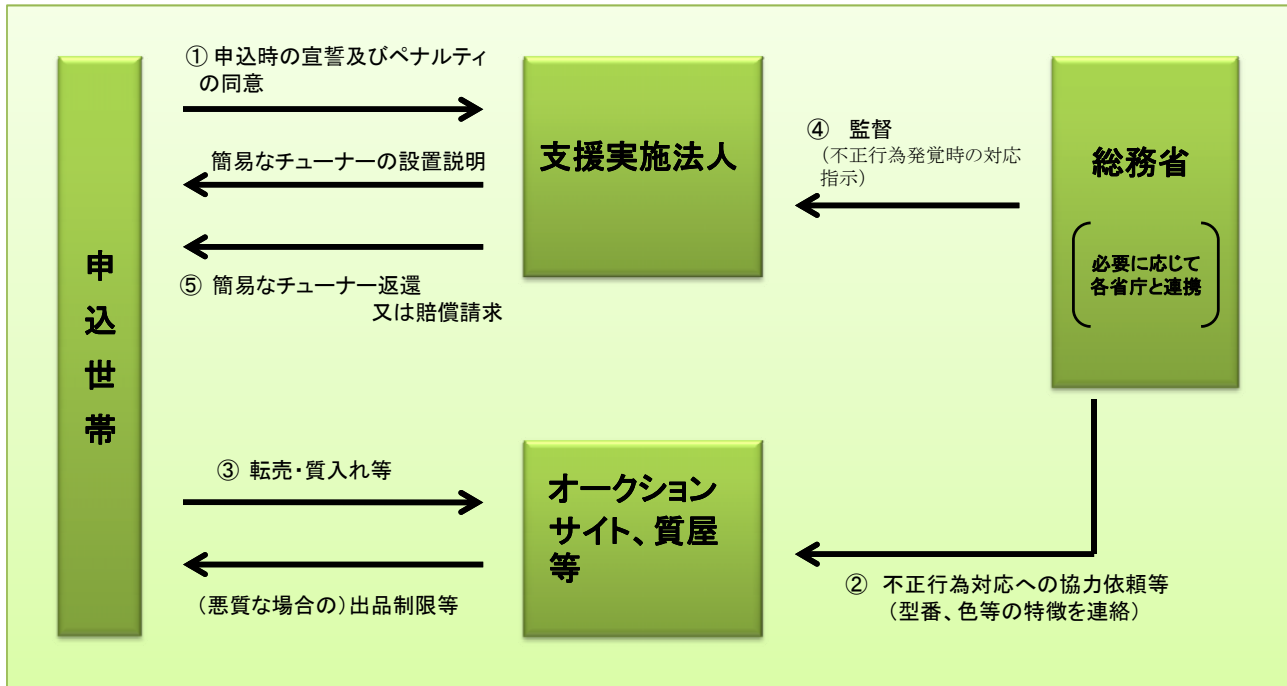
本支援の目的にかんがみ、不正行為発覚時には、給付機器等の返還、又は返還不能の場合は、実費賠償等を求める等の措置をとることが適当である。(次ページ:体制イメージ⑤)

悪質な場合は、刑法上の詐欺罪(刑法第246条)による告訴を行う等の検討を行うべきである。

② 簡易なチューナーの処分制限の例外

上記の処分制限は、給付された簡易なチューナーが地上デジタル放送の視聴という給付の目的以外への使用(転売等による不当利得を含む。)を防ぐという観点から必要となる取組であることから、例えば給付を受けた者が亡くなった場合には、通常は家族が引き継ぐことが想定されるが、給付を受けた者が身寄りのないまま亡くなった場合などは、例外的に処分制限が緩和される等について、検討すべきである。

(参考) 不正行為(転売等)への対応の体制イメージ



32

2-3 支援実施段階(6)

(6) 他の地上デジタル放送推進施策との連携について

本支援の実施に当たっては、目的が確実に遂行できるよう、他の地上デジタル放送推進施策との連携を十分に とって行うべきである。

特に、

- ・ 「支援センターの行う高齢者・障害者等への働きかけ、サポート」に関しては、支援センターと支援実施法人とがおのおのの施策を実施する際に、お互いの施策についても、併せて情報提供(周知広報)を行うこと
- ・ 「共同受信施設等の改修の支援」に関しては、共同受信施設の改修の支援と本支援の両方の申込みを行う場合の導入事例を紹介する等の分かりやすいパンフレット等を支援実施法人が作成し、支援策の周知 (30ページでも言及) に取り組むと共に、必要に応じて、支援実施法人から総務省や他の補助事業の実施法人に対して、共同受信施設の改修に係る工事等の関係情報を照会する等により、施策の円滑な遂行を図ること
- ・ 「暫定的な衛星利用による難視聴対策」の対象地域では、地上デジタル放送が当面放送されない予定であることから、本支援で提供する簡易なチューナー等では地上テレビジョン放送を視聴できないため、支援実施法人は、当該対策の実施機関から、あらかじめ当該対策対象地域の情報提供を得て、申込内容が「暫定的な衛星利用による難視聴対策」の対象地域の世帯であれば、「暫定的な衛星利用による難視聴対策」の支援に係る情報提供を行うこと

の対応を図るべきである。

なお、各施策間の情報共有も重要であるが、支援世帯の個人情報の取扱いは、特に慎重を期す必要があることから、支援実施法人は、個人情報の取扱いが、施策上必要最低限の範囲で、かつ、本人同意が得られた場合のみに限るものとなるよう取り組むべきである。

支援実施法人代表 あて

地上デジタル放送受信のための支援の申込書

地上デジタル放送を見るために必要な機器(チューナー等)について、以下の条件を承諾の上、2ページの同意書、3ページの誓約書と共に申し込みます。

(現在アナログテレビをお持ちの方で、NHKと放送受信契約を結んでおり、放送受信料が全額免除となる世帯であること(災害被災世帯を除く)が条件です)

Form with fields for name, address, phone number, and date.

枠の中を御記入下さい。

地上デジタル放送を見るための機器(チューナー)をテレビとつなぐ作業等のため、上に書かれた住所(または、取付け希望先)に作業担当者が訪問します。訪問する際には、担当者から事前に電話等で連絡をさせていただきます。もし、訪問を希望しない場合、下の欄「訪問を希望しない」の口にチェックして下さい。チューナーを配送させていただきます。(その場合、自分で取付けていただくこととなります。)

訪問を希望しない (自分で取り付けます。)

ほか記入が必要な資料 (2ページ) 個人情報 の取扱 に関する同意書 (3ページ) 誓約書 (4ページ) アンケート

(※) 収集した個人情報は、本支援の目的以外に使用されることはありません。

(次のページも記入する箇所があります)

個人情報 の取扱 に関する同意書

私は地上 デジタル放送 受信機器購入等支援 への申込みに際し、個人情報 の取扱 について、別紙「個人情報 保護に関する基本方針」に規定されている事項のほか、下に書かれている1から3の記載事項に同意します。

記

- 1 支援決定にあたり、私がNHKと放送受信契約を締結し、NHKから放送受信料の免除を受けていることを確認するため、申込書に記載した私の氏名、住所等の個人情報(今後変更があった場合には、変更後の情報を含む。)を、支援実施法人からNHKへ提供し、NHKが、支援決定に必要な範囲で、NHKから私に対して行う連絡のために当該個人情報を利用すること。
2 支援実施のために必要な範囲で、支援実施法人からの照会に応じて、NHKが保有する私の個人情報を、支援実施法人へ提供すること。
3 支援実施のために必要があるときは、私の個人情報を、支援実施法人から支援実施法人の委託先事業者または共聴施設設置者等へ提供すること。

氏名 印

支援実施法人代表 殿 NHK 殿

(次のページも記入する箇所があります)

イメージ

誓約書

私は、地上デジタル放送受信機器購入等支援への申込みの際、下記1から3の記載事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 申込者の世帯が現在地上アナログ放送の受信設備を所有しており、申込時及び申込後支援を受けるまで、地上デジタル放送が受信できるテレビ、ビデオ、チューナー一等の受信設備が1台もないか、ある場合でもアンテナが対応していない等で地上デジタル放送を視聴できる環境にないことについて、相違ないこと。
- 2 申込者 自らの世帯で使用することを目的に申込みを行っており、支援完了後5年間は交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け、担保、換金、廃棄等の処分は行わないこと。
- 3 この申込みに際して、不正行為が発覚した場合には、給付された機器及び其聴施設改修 負担金額等の返還又は相当額の実質賠償 等の責任を負うこと。

氏名 _____ 印 _____

支援実施法人代表 殿

(最後に裏面のアンケートにもご回答下さい)

【アンケート】

ご作業や工事の参考になりますので、以下のアンケートに御回答下さい。(分かるところのみで結構です。)

○チューナーを設置する住宅 について

一戸建持家 一戸建借家 分譲集合住宅
 賃貸集合住宅 (公営住宅を除く。) 公営住宅
 施設 (施設名: _____)
 病院 (病院名: _____)
 分からない
 その他 (御記入下さい。 _____)

○アンテナについて

自分の世帯専用のアンテナが屋外にある
 室内アンテナ 共同アンテナ (アパートなど)
 共聴施設 (難視対策) ケーブルテレビ
 その他 (御記入下さい。 _____)

○テレビを見ている環境について

テレビのみ見ている テレビとビデオをつないで使っている
 テレビにビデオ以外の _____ をつないで使っている
 分からない

□枠の中を御回答下さい。

□枠の中を御記入下さい。

ありがとうございました。

I 基本的事項

- ▶ デジタル移行に際し、地上系の放送基盤による対策が実施されるまでの間、衛星利用による暫定的な難視聴対策を行い、アナログ放送の視聴者がテレビを視聴できないという事態を回避し円滑なデジタル化移行に資することを目的とします。
- ▶ 放送衛星局のチャンネル番号17を利用します。
- ▶ NHK東京デジタル(総合・教育)、日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京及びフジテレビの7の地上デジタル放送を同時再送信(再放送)します。
- ▶ 画質は標準画質とし、字幕放送付与可能な放送とします(EPGは番組名のみ表示、データ放送はなし)。
- ▶ 同時再送信の実施期間は平成22年3月から平成27年3月末まで、受信設備整備支援の実施期間は原則ホワイトリスト公表からアナログ停波までとします。
- ▶ 放送番組にはスクランブルを施します。
- ▶ 受信設備整備支援を含め、固有の利用料又は対価を求めないこととします。

II 利用の指針

○ 利用対象者等

- ▶ ホワイトリスト地区内の世帯及び非世帯を対象とします。
- ▶ 利用は申込みによるものとし、受付期間は、原則ホワイトリスト公表から平成23年7月24日までとします。

[ホワイトリスト]

- ・以下の区分ごとに、利用対象地区(地図を含む)、視聴できる番組等、対策事業に必要な事項を掲載したもの
- ① デジタル放送難視聴地区リスト
- ② 改修困難共聴地区リスト
- ③ デジタル放送混信地区リスト
- ④ 特別な対策地区リスト
- ・ホワイトリストは、平成22年1月に初版を公表する予定(その後更新)

○ 視聴できる番組

- ▶ 視聴できない系列局の放送番組とすることを基本とし、地区ごとにホワイトリストに明示します。
ただし、恒久的な対策の内容等により、視聴できない系列局の放送番組以外の番組も視聴可能とすることができるものとします(NHK(総合・教育)は、すべてのホワイトリスト地区で視聴可能とします。)

「暫定的難視聴対策事業」の運用の基本的考え (2/2)

○ 視聴できる期間・受信機器の数

- ▶ 視聴可能期間は、地上系の放送基盤による恒久的な対策の完了後一定の期間(最大7か月程度)までとします。
- ▶ 視聴を可能(スクランブル解除)とする受信機は、一世帯当たり最大3台までとします。
ただし、事業所等の非世帯は実態により例外扱いとします。

III 受信設備整備支援の指針

- ▶ 利用者のうち、現にBSデジタル受信設備等を有していない世帯を対象とします。
- ▶ 支援内容は、チューナー1台(貸与)及びパラボラ等受信アンテナ工事(現物給付)とし、1回限りの支援とします。

(注) 非世帯及び特例の利用対象地区は受信設備整備支援の対象とはなりません

IV 特例

○ NHKのアナログ難視聴地区の扱い

- ▶ NHKのアナログ難視聴地区は、本事業の対象とします。

○ 民放1波地区又はこれと同様な状況にある地区の扱い

- ▶ 徳島県及び佐賀県については、区域内波の対策に加え、区域外波についても本事業の対象とします。
- ▶ 瀬戸内海の島しょ部など区域外波に依存している地区についても、区域外波を本事業の対象とします。

○ 外海離島の扱い

- ▶ 外海離島(小笠原、南北大東)については、地元自治体の恒久的対策の検討状況を見て別途扱いを決定します。
その決定に当たっては、恒久的対策が実施され、利用要請がある場合は、本事業の対象とすることを前提とします。

アナログ放送終了計画(改定版)

-アナログ放送の終了に向けた放送対応の手順について-
全国地上デジタル放送推進協議会 (平成21年4月)

アナログ放送終了の基本的な考え方

1. 終了の基本原則

アナログ放送の終了にあたっては、2011年7月に円滑に終了できるよう、視聴者の混乱防止の観点から、

- ① 地域間で終了時期に差を設けることはしないこと
- ② 放送終了に向けた取組を段階的に強化すること

を基本として、放送事業者が取り組む。
また、国も、この取組が円滑に実施されるよう環境整備に取り組む。

2. 無線局の運用終了日

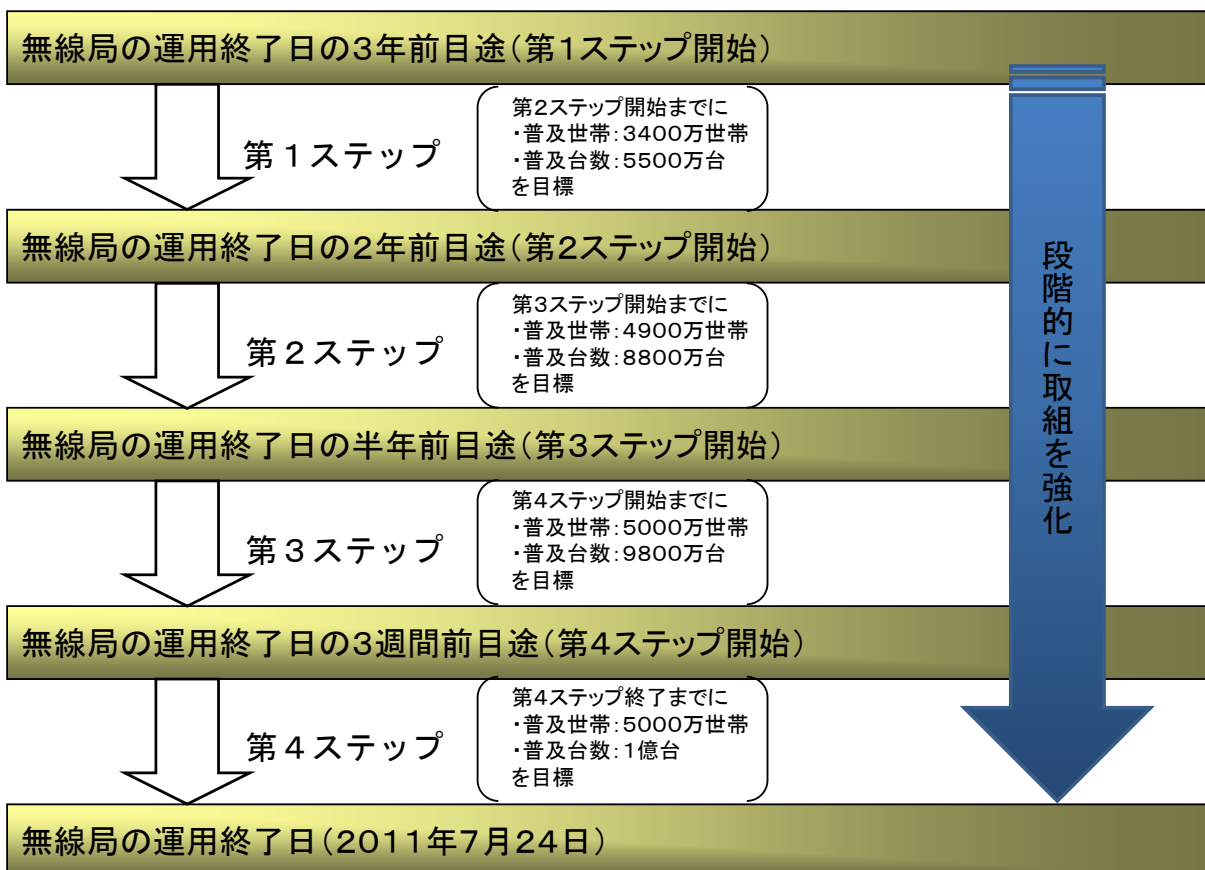
無線局の運用終了日は、2011年7月24日とする。
(参考) 法令上は、2011年7月24日までに終了することとされている。

3. 終了方法の見直し

今後のデジタル放送の世帯普及率等を踏まえて、全国地上デジタル放送推進協議会において、適宜、本計画を見直すこととし、必要に応じて、終了告知スーパーの運用時期を早める等の措置を講じる。

1

アナログ放送の段階的終了 (4つのステップ)



2

第1ステップの取組

取組1：放送番組による理解醸成

<民放>

- ・ ネット番組：各系列でPR強化月間を設定し、多様な番組で取上げ。
(2008年5月フジテレビ、6月TBS、8月日本テレビ、9月テレビ朝日、2009年2月テレビ東京)
- ・ ローカル番組：PR共通素材の活用を含め、各局が臨機応変に放送を実施。

<NHK>

- ・ 広報番組のほか定時番組、特集番組等、多様な番組で放送するとともに、地域放送においても、地域の関心に応じて継続的に取上げ。

取組2：「アナログ」ロゴマークの表示

アナログ放送画面に「アナログ」のロゴマークを表示（参考1参照）し、アナログ放送の視聴者への注意喚起を実施。

取組3：「お知らせ画面」及び「告知スーパー」の実施

2008年7月24日から、1日の放送開始時又は放送終了時に「お知らせ画面」（参考4参照）を表示。また、「告知スーパー」（参考2参照）を適宜実施。

取組4：完全移行3年前キャンペーン

完全移行3年前となる2008年7月24日に、NHK・民放ともにキャンペーンを行い、視聴者がアナログ放送終了までのスケジュールを明確に意識できるような取組を実施。特に、NHKでは、デジタル放送とアナログ放送の番組内容を変え、アナログ放送では、アナログ放送終了のお知らせ画面を30秒間表示。

3

第2ステップ及び第3ステップの取組例

第2 ステップ	<h3>アナログ放送終了告知スーパーの統一的運用等</h3> <p>第1ステップにおける取組に加えて、一部の時間帯でレターボックス化を行うとともに、アナログ放送番組の終了告知スーパーを放送事業者全社により統一的に実施する（参考2・参考3参照）。また、段階的にスーパーの運用時間を増加させる。</p> <h3>アナログ放送停止リハーサルの実施</h3> <p>住民の方々や地方自治体のご理解と全面的なご協力が得られることを前提に、アナログ放送停止のリハーサルを行う。</p>
第3 ステップ	<h3>レターボックス化と告知スーパーの常時運用等</h3> <p>アナログ放送で、常時「レターボックス」による放送を行うとともに、常時「告知スーパー」を表示する（参考3参照）。また、アナログ放送のみで、アナログ放送終了のスポットやミニ番組を集中的に放送するほか、アナログ放送の放送時間を差別化することも検討する。 なお、デジタル化の進捗状況を勘案し、第4ステップの取組を前倒しするなど、取組の強化についても検討する。</p>

第3ステップ開始までに実施する環境整備の例

第3ステップでは、放送により、アナログ放送の視聴者に対して、デジタル放送視聴への移行を強く促すことになるため、第3ステップの開始までに、以下のような環境整備を行う。

(取組例)

- 「総務省テレビ受信者支援センター」(デジサポ)を全都道府県に設置(2008年10月に全国11箇所に設置し、2009年2月に全都道府県(全国51箇所)に拡充)。
- 高齢者等にも十分に情報が届くよう、高齢者等への説明会・戸別訪問等をきめ細かに実施(2009年度からデジサポを中心に実施予定)。地方公共団体や販売店等においても取組を実施。メーカー・販売店の顧客サポート体制も充実。
- 「簡易なチューナー」の開発・市場流通(2007年12月の「仕様ガイドライン」を踏まえてメーカー等が取組中)。
- 経済的に困窮度の高い世帯への受信機購入等の支援(2009年度からNHK受信料全額免除世帯に対する支援を実施予定)。
- 共聴施設に対する早期改修の促進(関係業界の協力を得て実施中)。
- 公共施設の確実なデジタル化(2008年10月に国の施設のデジタル化計画を策定。2008年7月に総務省から地方公共団体に対してデジタル化計画を策定するよう要請)。
- 中継局ロードマップに記載されている全ての中継局の整備又は代替措置等の送信側の準備の完了(2010年末までに完了予定)。
- 衛星による難視聴地域対策を開始(2009年度内に開始予定)。

5

第4ステップの取組例

「お知らせ画面」の一部で通常番組の表示等の実施

2011年7月1日から全ての放送時間帯について、下記①～④のいずれかの表示方法による放送とする。

- ① 「お知らせ画面」の一部に通常放送を縮小表示(参考4参照)
- ② 通常番組の上に「お知らせ画面」の文字を全面スーパー表示(参考5参照)
- ③ デジタル放送への対応をお願いするミニ番組等を繰り返し放送(参考6参照)
- ④ 「お知らせ画面」(静止画)のみの表示(参考7及び参考8参照)

①～④のいずれの表示方法とするかは各放送事業者で判断する。ただし、上記①～④による放送中であっても、緊急報道の際には通常が表示方法(参考3)で放送する。

2011年4月以降を第4ステップの前段階ととらえ、必要性和デジタル受信機の普及率を踏まえて、①～④の対応を前倒し実施し、漸次時間を増加させることを検討する。

アナログ放送の完全停波

原則として、2011年7月24日正午に全ての放送を終了し停波する。正午に停波することが技術的に困難な場合には、各放送事業者の判断により、2011年7月24日24時までに停波を行う。

第4
ステップ

(参考1) アナログロゴの表示



7

(参考2) 「告知スーパー」の表示



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

8

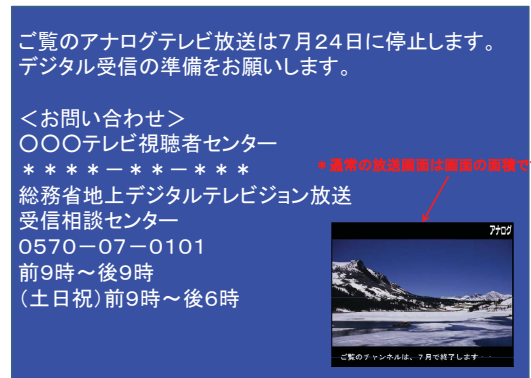
(参考3) 「レターボックス」で「告知スーパー」の表示



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

9

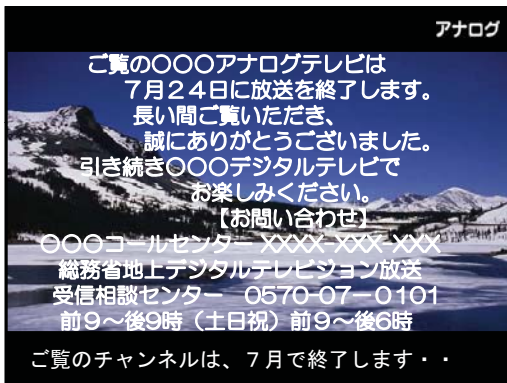
(参考4) 「お知らせ画面」の一部で通常番組の表示



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

10

(参考5) 通常の番組の上に「お知らせ画面」の表示



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

11

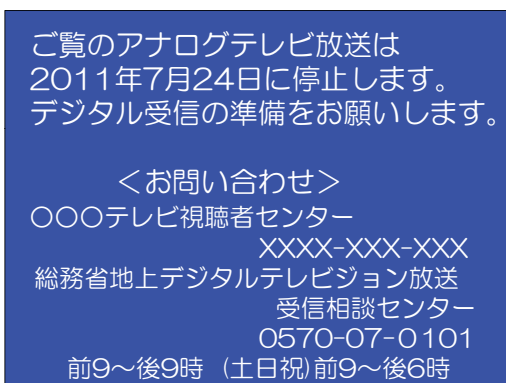
(参考6) デジタル放送への対応方法を説明する番組



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

12

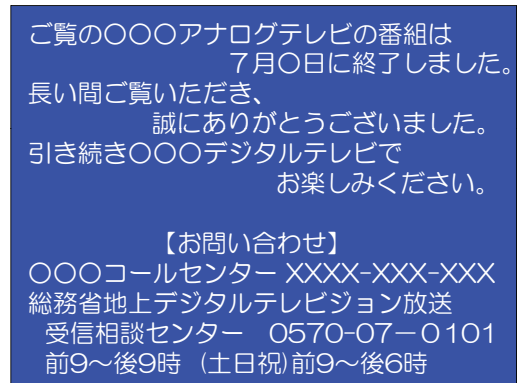
(参考7) アナログ放送終了前の「お知らせ画面」



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

13

(参考8) アナログ放送終了後の「お知らせ画面」



※表示内容、表示形式等については今後検討を行う。

14

デジタル放送用周波数再編実施計画 ーリパック実施計画ー

概要 (案)

平成21年4月
全国地上デジタル放送推進協議会

デジタル放送用周波数再編実施計画の概要①

1 実施計画の目的

情報通信審議会第5次中間答申(平成20年6月27日)を踏まえ、デジタル放送用周波数再編(リパック(別紙参照))の対象地域となっている地域協議会と連携して、デジタル放送の中継局のチャンネル切替手順等を全国地上デジタル放送推進協議会として整理。

※ 情報通信審議会第5次中間答申(抜粋)

“早期にリパックの実施計画を作成し、効率的にチャンネル切替を行うことが必要であり、全国地上デジタル放送推進協議会及び該当する地域の放送事業者は、中継局毎の切替手順や視聴者への周知広報の方法、実施体制等について検討を行い、「リパックの実施計画(仮称)」を平成20(2008)年度末までに策定することが適当”

- 2011年7月以降の再編対策事業の確実な実施
- 地域協議会及び総務省テレビ受信者支援センターによる地域への周知広報活動
(昨年3月に公表した「チャンネル再編予定表」の最新版を報道発表(4月上旬)する予定)

2 実施計画の概要

(1) チャンネル切替を行う地域等

- 対象地域(=中継局の局所数): 全国80地域(局所)
(主な地域: 秋田県能代市、長野県岡谷市・諏訪市、石川県七尾市、山口県萩市 等)
- 切り替えることとなるチャンネル数: のべ169チャンネル
- 切替と同時に改修を要する中継局の下位局数: 94局
- 切替の影響を受ける世帯数: 約60万世帯
- 切替の影響を受ける共聴施設数: 約410施設

デジタル放送用周波数再編実施計画の概要②

(2) 送信側対策の明確化

- ①中継局毎の「切替方法」の決定
 - ・チャンネルの切替方法の「種類」の確定 (一夜切替、サイマル切替、減力切替の3種類)
 - ・チャンネル切替の「設備構成」の確定 (機器交換型、二重設置型の2種類)
- ②対策の際に調達を要する「設備」の決定 (空中線・共用器・送信機・電源装置等)
- ③切替時に必要となるエンジニアリングサービス(ES)の「運用方法」の明確化 等

(3) 受信側対策の明確化

- ①影響を受ける世帯数(約60万世帯)及び必要となる受信対策内容の明確化
 - ・受信世帯への対策 チャンネル切替に伴う受信機の再スキャン対策
チャンネルの帯域が大きく変更する場合、受信アンテナの交換対策
 - ・共聴施設への対策 ヘッドエンド部が新チャンネルに対応していない場合、機器の改修対策
- ②受信対策の際に必要な支援ツールの明確化
→ワンタッチで再スキャンを行う装置の開発 等
- ③周知広報手法の決定
→チャンネル切替に際しては地域住民、地域電器店、地方公共団体等に十分な説明が必要。
(地域協議会及び総務省テレビ受信者支援センターが連携した周知広報)
(地域へのポスティング活動、コールセンターや相談窓口の設置、リーフレット類作成 等)

(4) 今後の検討課題の明確化

- ①中継局毎の対策工程表(仮称)の策定
- ②周知広報計画の策定
- ③支援ツールの要求仕様書(仮称)の策定
- ④総務省テレビ受信者支援センターとの連携、共同作業 等

(5) 今後の役割分担の整理

(6) 今後のスケジュールの明確化

次頁以降の
とおり

2

今後の役割分担の整理

①全国協議会(技術部会)の役割

- 対策事業の方針検討
- 対策事業の全体プロジェクト管理・調整
- 受信機メーカーとの連絡調整
- 支援センターの支援

②各地域協議会の役割

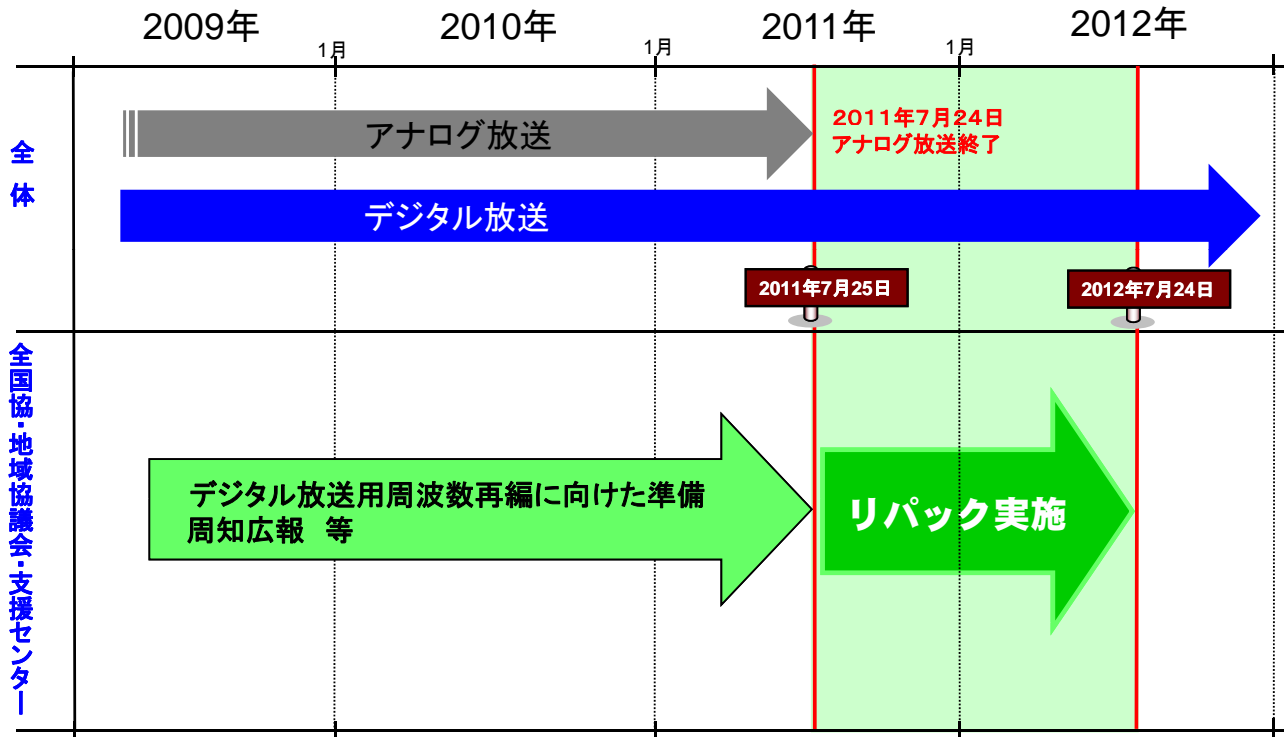
- 送信側対策の実施主体
- 地域でのプロジェクト管理
- 支援センターとの連絡調整

③総務省テレビ受信者支援センターの役割

- 地域でのプロジェクト管理
- 各種の調査業務
- 送信対策を実施する放送事業者との連絡調整
- 受信対策における工事事業者との連絡調整
- 支援ツールの調達
- 各種助成金の申請受付・審査・交付業務 等

3

今後のスケジュール

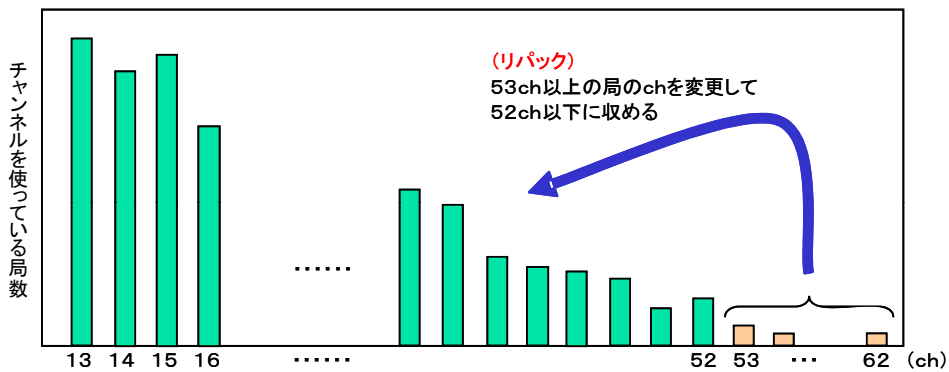


4

(参考) デジタル放送用周波数再編(リパック)について

1. 現在、アナログ放送とデジタル放送のサイマル期間中は周波数の逼迫状況にあるため、地上デジタル放送はUHF帯(13ch~62ch)を使用して放送を実施している。
2. しかし、将来の周波数資源の再配分のため、2012年7月25日以降のデジタル放送は13ch~52chのみを使用することとなっていることから、53ch~62chのチャンネルを使用するデジタル放送の中継局は、2011年7月のアナログ放送停波後、1年の間(2011年7月25日から2012年7月24日)に一齐に52ch以下にチャンネル切替を実施することとなっている。

デジタル放送用周波数再編のイメージ



5

参 考 資 料

- 1 諮問書（平成16年諮問第8号）
- 2 情報通信審議会委員名簿
- 3 情報通信政策部会委員名簿
- 4 地上デジタル放送推進に関する検討委員会委員名簿
- 5 施策の実施方法に関する検討ワーキンググループ構成員名簿
- 6 地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査
- 7 地上デジタル放送への移行に伴う経済効果
- 8 平成21年度地上デジタル放送関係予算の概要
- 9 地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008
- 10 各省庁所管の施設のデジタル化改修計画及び受信障害への対応
計画について
- 11 地方公共団体施設のデジタル化等対応計画の策定状況

諮問第 8 号

諮問第 8 号
平成 16 年 1 月 28 日

情報通信審議会
会長 秋山 喜久 殿

総務大臣 麻生 太郎

諮問書

下記について諮問する。

記

地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割

地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割

1 諮問理由

平成 15 年 12 月 1 日より、三大広域圏において地上デジタル放送が開始された。地上デジタル放送においては、既にデータ放送や双方向サービスなど新たなサービスの提供が開始されており、今後は、移動体受信機向けの放送や蓄積型の放送など、更に利便性の高い、多様なサービスが実現する可能性がある。こうした新たなサービスによって、テレビは「見るテレビ」から「使うテレビ」へと進化し、家庭の新たな IT 基盤となっていくことが期待される。

また、2011 年までのデジタル放送への完全移行に向け、全国各地における円滑な普及を推進するためには、地上デジタル放送の様々な利活用の可能性を視聴者に提示していくとともに、より効果的かつ着実な普及方策を多角的に検討することが必要である。

以上にかんがみ、幅広い分野における地上デジタル放送の今後の利活用の在り方や、その実現に向けた課題と解決方策について、情報通信審議会に諮問するものである。

2 答申を希望する事項

- (1) 教育、医療、防災等公共分野等における地上デジタル放送を活用した情報提供等の活用ニーズと期待される効果
- (2) 地上デジタル放送の新たな利活用を推進するための技術面等の課題とその解決方策
- (3) 地上デジタル放送の普及推進に向けた国及び地方公共団体等の役割

3 答申を希望する時期
平成 17 年 7 月頃

4 答申が得られた時の行政上の措置
今後の情報通信行政の推進に資する。

情報通信審議会委員名簿

(平成21年1月9日現在 敬称略・五十音順)

氏名	主要現職
会長 大歳卓麻	日本アイ・ビー・エム(株) 会長
会長代理 坂内正夫	国立情報学研究所 所長
委員 相澤彰子	国立情報学研究所 教授・東京大学大学院 教授
〃 青木節子	慶應義塾大学 総合政策学部 教授
〃 荒川薫	明治大学 理工学部 教授
〃 井手秀樹	慶應義塾大学 商学部 教授
〃 伊東晋	東京理科大学 理工学部 教授
〃 井野勢津子	SAPジャパン(株) 代表取締役最高財務責任者
〃 長村泰彦	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 副中央執行委員長
〃 清原慶子	三鷹市長
〃 斎藤聖美	ジェイ・ボンド東短証券(株) 社長
〃 酒井善則	東京工業大学大学院 理工学研究科 教授
〃 佐々木かをり	(株)イー・ウーマン 代表取締役社長
〃 佐野真理子	主婦連合会 事務局長
〃 嶋信彦	ジャーナリスト
〃 新町敏行	(財)日航財団 理事長
〃 鈴木陽一	東北大学 電気通信研究所 副所長
〃 高橋伸子	生活経済ジャーナリスト
〃 高畑文雄	早稲田大学 理工学術院 教授
〃 滝久雄	(株)ぐるなび 取締役会長
〃 竹中ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション 理事長
〃 辻正次	兵庫県立大学大学院 応用情報科学研究科 教授
〃 東海幹夫	青山学院大学 経営学部 教授
〃 徳田英幸	慶應義塾大学 環境情報学部長 兼 教授
〃 新美育文	明治大学 法科大学院 教授
〃 服部武	上智大学 理工学部 教授
〃 広崎膨太郎	日本電気(株) 副社長
〃 町田勝彦	シャープ(株) 会長
〃 村上輝康	(株)野村総合研究所 シニア・フェロー
〃 村本つとむ	成城大学 社会イノベーション学部長

参考3

情報通信審議会情報通信政策部会委員名簿

(平成21年1月9日現在 敬称略・五十音順)

氏 名	主 要 現 職
部 会 長 村 上 輝 康	株式会社 野村総合研究所 シニア・フェロー
部会長代理 高 畑 文 雄	早稲田大学 理工学術院 教授
委 員 伊 東 晋	東京理科大学 理工学部 教授
" 長 村 泰 彦	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 副中央執行委員長
" 清 原 慶 子	三鷹市長
" 佐々木 かをり	(株) イー・ウーマン 代表取締役社長
" 鳶 信 彦	ジャーナリスト
" 高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
" 滝 久 雄	(株) ぐるなび 取締役会長
" 竹 中 ナ ミ	社会福祉法人プロップ・ステーション 理事長
" 新 美 育 文	明治大学法科大学院 教授
" 町 田 勝 彦	シャープ(株) 会長
臨時委員 村 井 純	慶應義塾大学 環境情報学部 教授
" 根 岸 哲	甲南大学法科大学院 教授

地上デジタル放送推進に関する検討委員会委員名簿

(平成21年5月22日現在 敬称略・五十音順)

氏名	主要現職	備考(在任期間)
主査 村井 純	慶應義塾大学 環境情報学部 教授	
委員 大山 永昭	東京工業大学 大学院理工学研究科附属 像情報工学研究施設 教授	平成21年1月16日(第42回)まで
〃 清原 慶子	三鷹市長	
〃 竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション 理事長	
〃 土井 美和子	(株)東芝 研究開発センター 技監	平成21年1月16日(第42回)まで
専門委員 浅野 睦八	日本アイ・ピー・エム(株) 理事-エグゼクティブ・アドバイザー	
〃 有馬 彰	NTTコミュニケーションズ(株) 代表取締役副社長	
〃 石橋 庸敏	(社)日本ケーブルテレビ連盟理事長代行・専務理事	
〃 伊藤 博明	高知県 政策企画部 情報政策課長	平成20年8月29日(第40回)まで
〃 稲葉 悠	(株)TBSテレビ 執行役員・(株)TBSメディア総合研究所 代表取締役社長 全国地上デジタル放送推進協議会 総合推進部会長	
〃 今井 淨	パナソニック(株) AVCネットワークス社 副社長	平成20年12月8日(第41回)から
〃 岩浪 剛太	(株)インフォシティ 代表取締役	
〃 大内 孝典	全国電機商業組合連合会 専務理事	
〃 加藤 周二	(株)ビックカメラ 取締役CSRO	
〃 河村 真紀子	主婦連合会 常任委員	
〃 桐田 教男	岩手県 地域振興部IT推進課 総括課長	
〃 久保田 幸雄	ソニー(株) 業務執行役員SVP	平成20年12月8日(第41回)から
〃 小林 光昭	札幌市 総務局 情報化推進部長	平成21年4月23日(第46回)から
〃 近藤 則子	老テク研究会 事務局長	平成21年2月26日(第43回)から
〃 坂本 憲広	神戸大学大学院 医学系研究科 臨床ゲノム情報学 教授	
〃 関 祥行	(株)フジテレビジョン 執行役員常務 技術開発局長	
〃 高橋 悟	札幌市 市民まちづくり局 情報化推進部長	平成21年4月7日(第45回)まで
〃 田胡 修一	(株)日立製作所コンシューマ事業グループ コミュニケーション・法務部長	
〃 土屋 円	日本放送協会 総合企画室〔経営計画〕担当局長	
〃 所 眞理雄	(株)ソニーコンピュータサイエンス研究所 代表取締役社長	平成20年8月29日(第40回)まで
〃 中島 不二雄	松下電器産業(株) フェロー	平成20年8月29日(第40回)まで
〃 中村 正孝	(株)ケーブルテレビ富山 常勤顧問	
〃 長田 三紀	NPO法人東京都地域婦人団体連盟 事務局次長	
〃 羽田 能崇	岐阜県 総合企画部 情報企画課長	平成20年12月8日(第41回)から
〃 花田 慶一郎	北九州市 建設局 総務部 総務部長	
〃 福田 俊男	(株)テレビ朝日 常務取締役 (社)日本民間放送連盟 地上デジタル放送特別委員会デジタルテレビ放送 専門部会長	
〃 舟谷 文男	産業医科大学 医学部(医療科学講座)教授(併任) 同大学 情報管理部長	
〃 前川 英樹	(株)TBSメディア総合研究所 取締役相談役	
〃 松岡 勝義	(株)NTTデータマネジメントサービス 参与・エグゼクティブコンサルタント(前:豊中市)	
〃 三浦 佳子	(財)日本消費者協会 広報部長	
〃 安田 豊	KDDI(株) 執行役員 技術統括本部長	

参考5

施策の実施方法に関する検討ワーキンググループ構成員名簿

(平成21年2月27日現在 敬称略)

氏名	主要現職
座長 大山 永昭	東京工業大学 大学院理工学研究科附属 像情報工学研究施設 教授
構成員 稲葉 悠	全国地上デジタル放送推進協議会 総合推進部会長
〃 大内 孝典	全国電機商業組合連合会 常務理事
〃 河村 真紀子	主婦連合会 常任委員
〃 桐田 教男	岩手県 地域振興部IT推進課 総括課長
〃 坂本 憲広	神戸大学大学院 医学系研究科 臨床ゲノム情報学 教授
〃 土屋 円	日本放送協会 総合企画室〔経営計画〕担当局長
〃 福田 俊男	(社)日本民間放送連盟 地上デジタル放送特別委員会デジタルテレビ放送専門部会長
〃 藤原 静雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科 教授
〃 三浦 佳子	(財)日本消費者協会 広報部長
〃 宮澤 寛	(財)電波技術協会 常務理事
〃 安田 豊	KDDI(株) 執行役員 コア技術統括本部長
オブザーバー 武石 直人	社会福祉法人 千葉県福祉援護会 理事長
〃 石川 敬一	川崎市 健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課長
〃 井下 典男	新宿区 福祉部 生活福祉課長
〃 森田 充	川口市 福祉部 福祉課長
〃 山本 雅章	調布市 福祉健康部 障害福祉課長
〃 横山 清隆	横浜市 健康福祉局 保護課長
〃 堀内 宏秋	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室 室長補佐
〃 高松 利光	厚生労働省 社会・援護局 保護課 課長補佐
〃 巻口 徹	厚生労働省 社会・援護局 保護課 課長補佐
〃 小河 芳弘	厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 課長補佐
〃 天田 孝	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 課長補佐
〃 後藤 憲治	厚生労働省 老健局 計画課 課長補佐
〃 飯山 尚人	総務省 自治行政局地域政策課 理事官

地上デジタルテレビ放送に関する 浸透度調査

平成21年5月
総務省情報流通行政局

目次

	(ページ)
1 地上アナログテレビ放送停波に関する認知度	2
2 地上デジタルテレビ放送に関する認知度	3
3 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率	5
4 地上デジタルテレビ放送の受信・視聴状況	8
5 共同受信施設における対応状況	11
6 今後のデジタル化の予定	13
7 その他	15

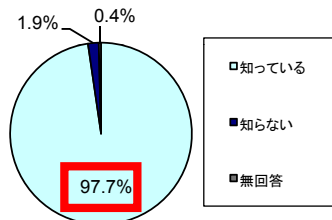
調査概要

○調査実施時期	平成21年3月
○調査対象地域	全国47都道府県の全域
○調査対象者	男女15歳以上80歳未満の個人
○調査方法	RDD法によりサンプルを抽出した後、郵送調査を実施
○有効サンプル数	12,375
○調査委託先	社団法人中央調査社

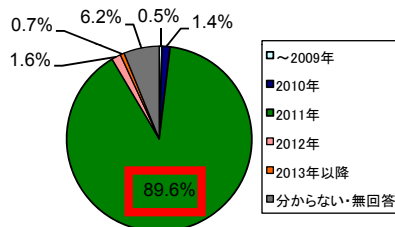
1 地上アナログテレビ放送停波に関する認知度 ー概要ー

地上アナログテレビ放送が停波することは100%に近い人が知っており、ほぼ定着した。また、2011年という正確な停波時期の認知度については89.6%※1と増加傾向にあるが、約2年後に迫る停波に向けてさらに認知度を上げることが今後の課題。 ※1 デジタルテレビ放送に関する移行状況緊急調査(平成21年1月)では77.8%

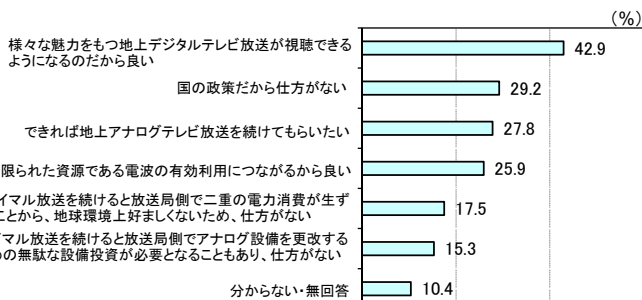
地上アナログテレビ放送停波についての認知度 (全員)※2



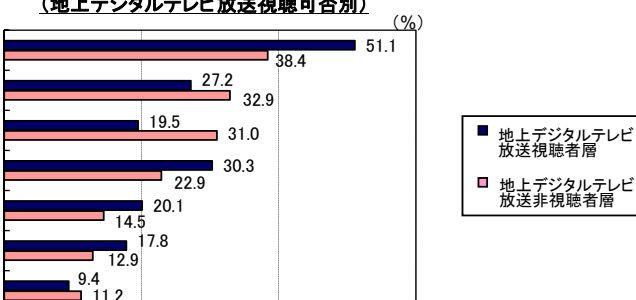
地上アナログテレビ放送停波の時期についての認知度 (全員)



地上アナログテレビ放送停波についての感想(複数回答) (全員)



(地上デジタルテレビ放送視聴可否別)

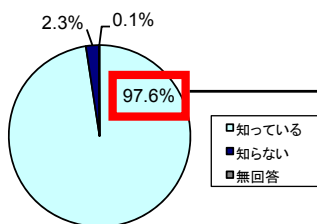


※2 ()内は各調査項目の回答者、以下同様

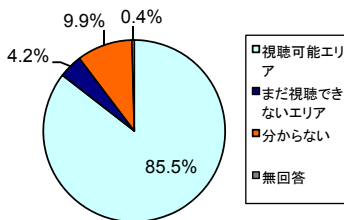
2-1 地上デジタルテレビ放送に関する認知度 ー概要ー

地上デジタルテレビ放送に関する基礎的な認知度は、ここ数年の調査※に引き続き9割を超えており、ほぼ定着したと思われる。一方、居住地域での地上デジタルテレビ放送の視聴可否が分からない人が1割程度おり、今後の周知広報が課題。 ※ 2008年3月の調査では93.0%

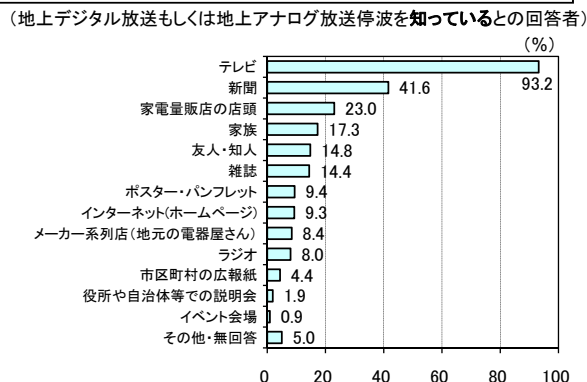
地上デジタルテレビ放送の認知度 (全員)



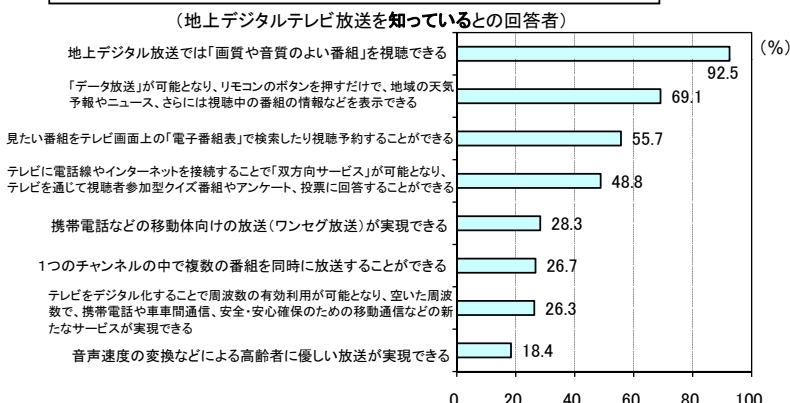
居住地域での地上デジタルテレビ放送視聴可否の認知度



地上デジタルテレビ放送等についての認知経路(複数回答)



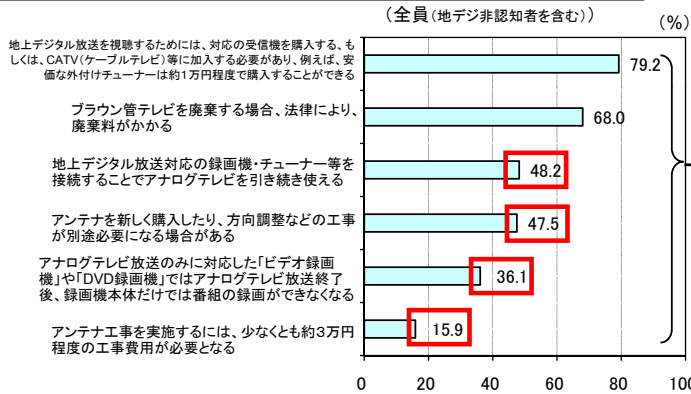
地上デジタルテレビ放送のメリットについての認知度(複数回答)



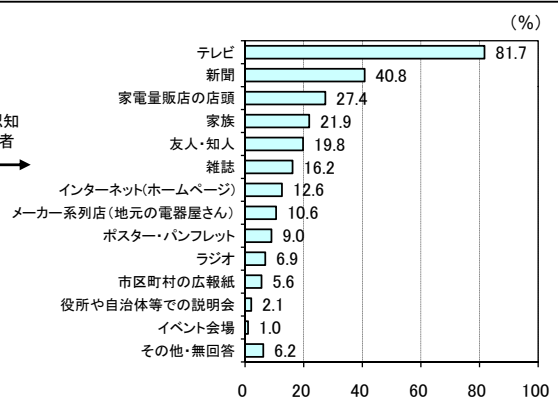
2-2 地上デジタルテレビ放送に関する認知度 -視聴するための作業や手続き-

地上デジタルテレビ放送を視聴するための作業や手続き等についての認知度は半分以下に留まっているものがあり、テレビ放送やテレビ受信者支援センター等を通じて、これらの具体的な受信・視聴方法等について、きめ細かな情報提供をしていく必要がある。

地上デジタル放送視聴のための作業・手続きの認知度(複数回答)

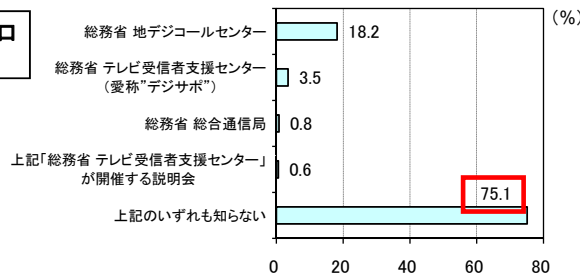


地上デジタルテレビ放送視聴のための作業・手続きの認知経路(複数回答)



地上デジタルテレビ放送に関する国の相談窓口等についての認知度(複数回答)

(全員(地デジ非認知者を含む))

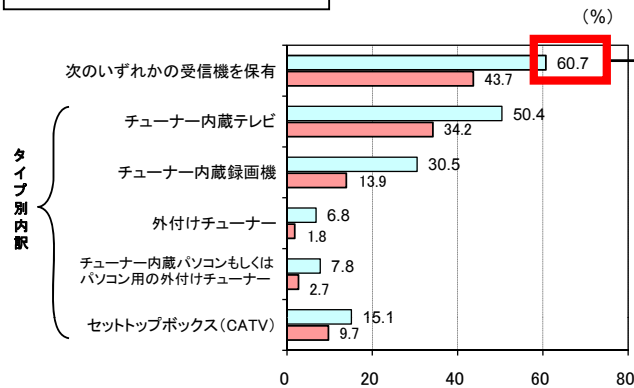


3-1 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率 -概要-

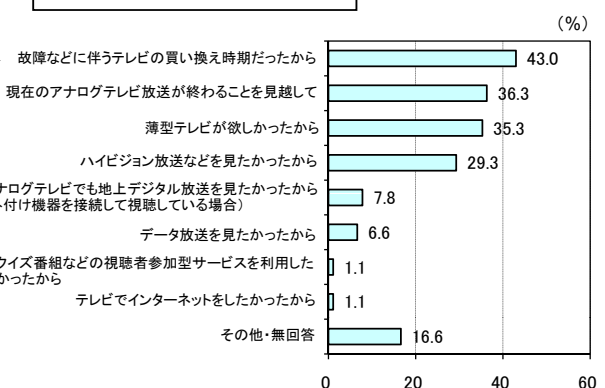
地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率は初めて6割を超える結果となったが、引き続き受信機の世帯普及率の増加のための取り組みを強化していく必要がある。

受信機の保有状況(複数回答)

(全員)



受信機の購入動機(複数回答)



□ 今回調査

■ 2008年3月調査※

※ 総務省「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」(2008年3月)

3-2 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率 —地方ブロック別の状況—

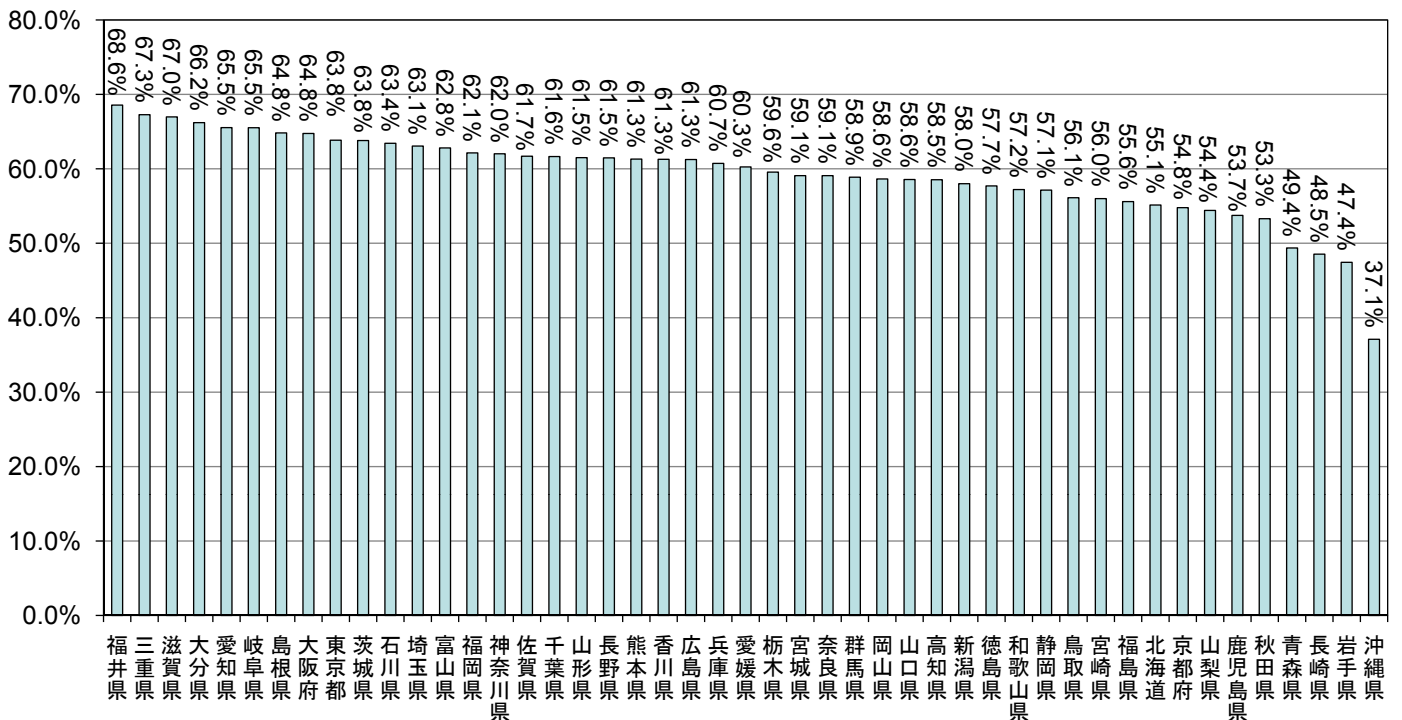
地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率の地方ブロック別及び都道府県別の結果は以下の通り。テレビ受信者支援センター等において、これらの数値を有効活用することで、地域に応じたきめ細かな周知広報活動等の展開が必要。

		サンプル数	普及率(%)				サンプル数	普及率(%)				サンプル数	普及率(%)		
北海道		370	55.1												
東北	青森県	1380	54.7	49.4	信越	新潟県	494	250	58.0	中国	鳥取県	1137	196	56.1	
	岩手県			47.4		長野県	244	61.5	島根県		199		64.8		
	宮城県			59.1		富山県	207	62.8	岡山県		249		58.6		
	秋田県			53.3		石川県	617	216	63.4		広島県		271	61.3	
	山形県			61.5		福井県	194	68.6	山口県		222		58.6		
	福島県			55.6		岐阜県	232	65.5	徳島県		201		57.7		
	茨城県			63.8		静岡県	1189	322	57.1		香川県		204	61.3	
関東	栃木県	225	59.6	東海	愛知県	415	65.5	愛媛県	229	60.3					
	群馬県	231	58.9		三重県	220	67.3	高知県	205	58.5					
	埼玉県	406	63.1		滋賀県	212	67.0	福岡県	317	62.1					
	千葉県	365	61.6	近畿	京都府	261	54.8	佐賀県	201	61.7					
	東京都	661	63.8		大阪府	454	64.8	長崎県	206	48.5					
	神奈川県	474	62.0		兵庫県	359	60.7	熊本県	230	61.3					
	山梨県	193	54.4		奈良県	220	59.1	大分県	216	66.2					
							和歌山県	215	57.2	宮崎県	200	56.0			
									九州	1584	59.2	鹿児島県	214	53.7	
									沖縄県	221	37.1				

(注)いずれも統計データであり、ある程度の誤差は想定されるもの。その目安は以下の通り。

・都道府県別：サンプル数に応じて±4～7%前後、ブロック別：サンプル数に応じて±2～6%前後

(参考) 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率 —都道府県別の状況—

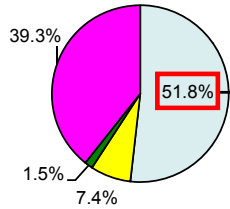
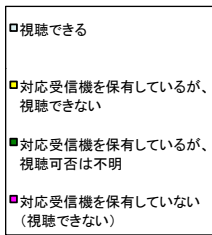


(注)いずれも統計データであり、ある程度の誤差は想定されるもの。その目安はサンプル数に応じて±4～7%前後。

4-1 地上デジタルテレビ放送の受信・視聴状況 ー概要ー

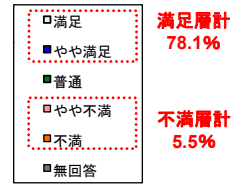
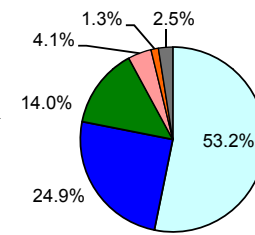
地上デジタルテレビ放送の視聴可能世帯率は51.8%と初めて半分を超えた。また、地上デジタルテレビ放送を視聴した際の感想として、8割近い人が満足もしくはやや満足と回答しており、その理由として多くの人が画質の良さを挙げている。

地上デジタルテレビ放送の視聴可否 (全員)



「視聴できる」との回答者

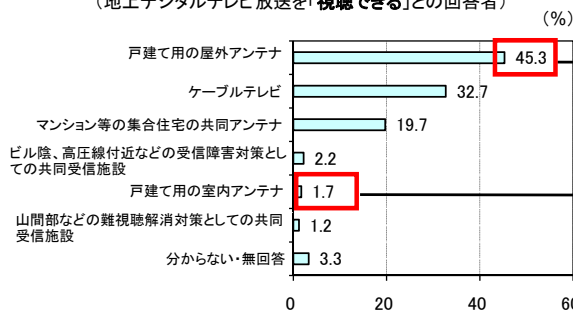
地上デジタルテレビ放送の満足度



(参考)
・満足層の理由として約94%が「画質の良さ」を挙げている(複数回答)
・また、不満層の理由として約46%が「リモコン操作が複雑」を挙げている(複数回答)

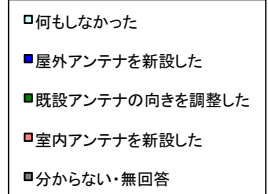
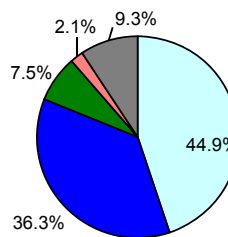
地上デジタルテレビ放送の受信方法(複数回答)

(地上デジタルテレビ放送を「視聴できる」との回答者)



地上デジタルテレビ放送受信のためのアンテナ対応実施の有無

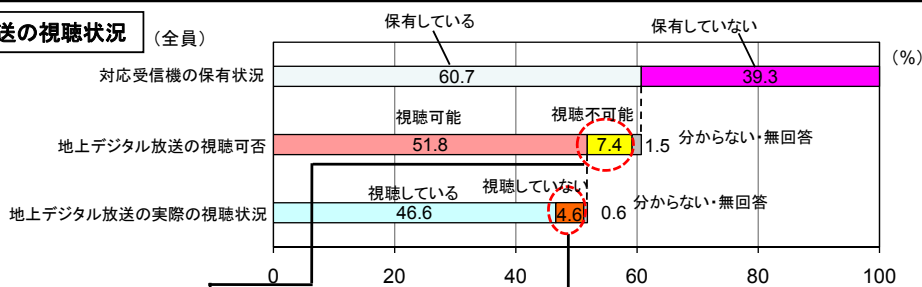
「戸建て用アンテナ」との回答者



4-2 地上デジタルテレビ放送の受信・視聴状況 ー視聴可否ー

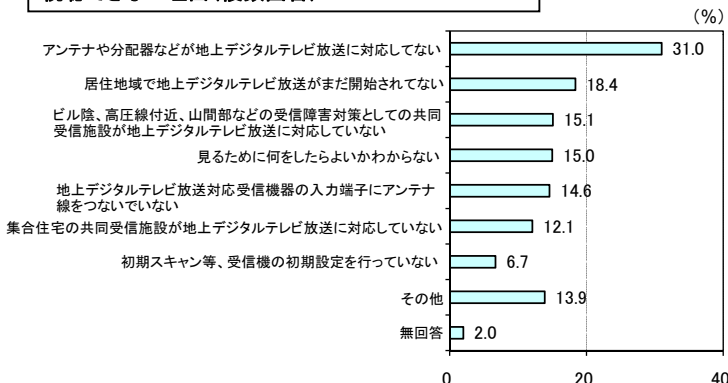
受信機を保有しながら地上デジタルテレビ放送を視聴できない世帯が7.4%存在することから、これらの方々に対して視聴するための具体的な受信方法等を周知広報活動するなど、所要の取り組みを実施していく必要がある。

地上デジタルテレビ放送の視聴状況 (全員)

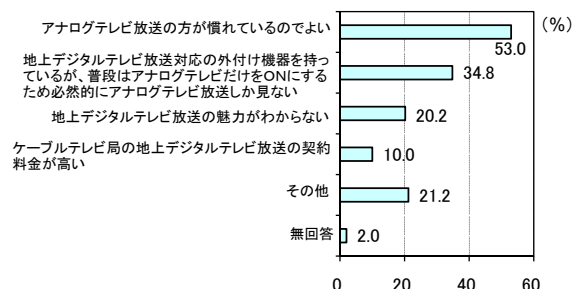


(地上デジタルテレビ放送を視聴可能、かつ、視聴していないとの回答者)

地上デジタル放送対応の受信機を保有しているが視聴できない理由(複数回答)



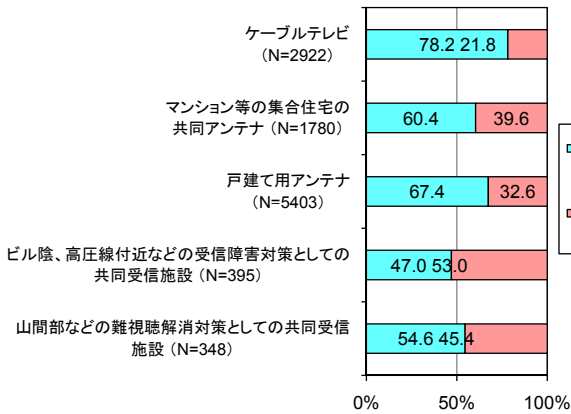
地上デジタルテレビ放送を視聴できる環境にあるが、視聴していない理由(複数回答)



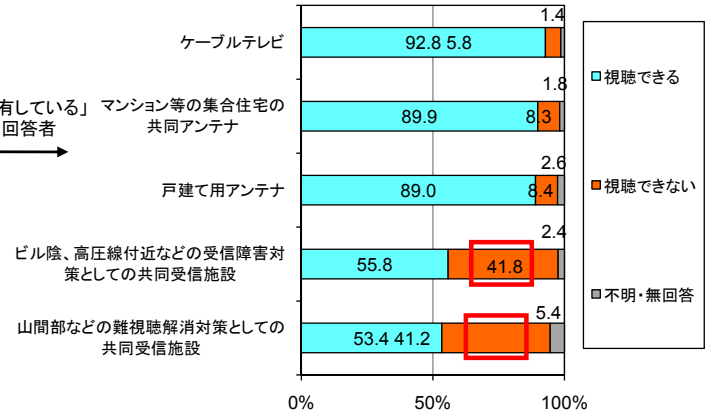
4-3 地上デジタルテレビ放送の受信・視聴状況 —受信方法別等—

ビル陰、高圧線付近などの受信障害対策や山間部などの難視聴解消対策としての共同受信施設では、対応受信機を保有しているも、地上デジタル放送を視聴できない世帯が相当程度上ることから、これら施設の改修を推進する取り組みやきめ細かな周知広報活動を展開していく必要がある。

受信方法別の地上デジタルテレビ放送対応受信機の保有状況



受信方法別の地上デジタルテレビ放送の視聴可否



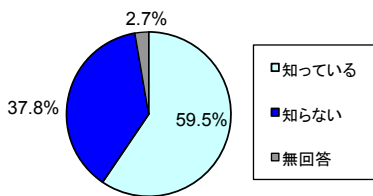
※ 本項での受信方法は地上アナログ放送又は地上デジタル放送の受信方法を示す。なお、両方が視聴可能な場合は地上デジタル放送の視聴方法で分類した。

5-1 共同受信施設における対応状況 —集合住宅—

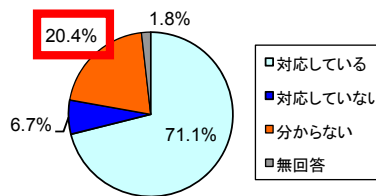
分譲集合住宅にお住まいとの回答者のうちの約2割、賃借集合住宅にお住まいとの回答者のうちの約3割の人が利用している共同受信施設の地上デジタル放送への対応状況について「分からない」と答えていることから、これらの視聴者や管理組合に対して具体的受信方法等を提示するなど周知広報を強化していく必要がある。

視聴するための手続き等についての認知度

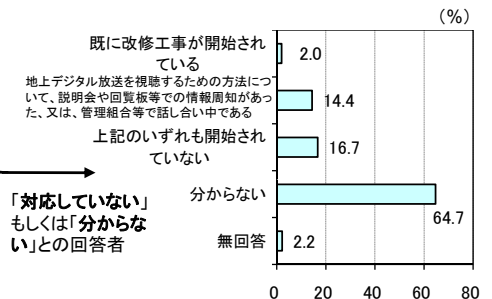
Q. 一般的に、集合住宅で地上デジタル放送を視聴するためには、必要に応じて、共同受信施設を改修することについて「管理組合等で話し合い」を行い承認が得られたのちに「共同受信施設の改修工事」が必要になる場合があることをご存知ですか。



共同受信施設の地デジ放送への対応状況



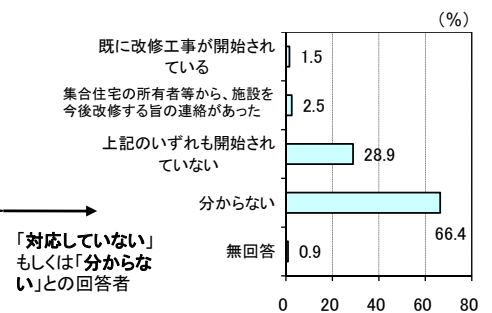
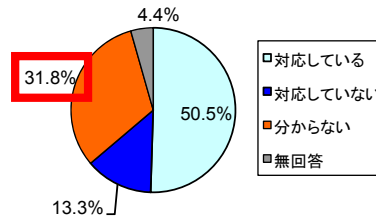
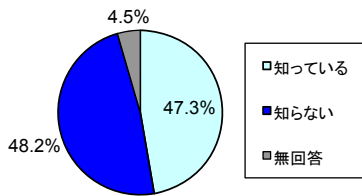
共同受信施設の工事の進捗状況



分譲集合住宅にお住まいの方 (N=966)

視聴するための手続き等についての認知度

Q. 一般的に、賃借集合住宅(社宅・官公舎を含む)で地上デジタル放送を視聴するためには、必要に応じて、集合住宅の所有者が「共同受信施設の改修工事」を進めていく必要があることをご存知ですか。



賃借集合住宅にお住まいの方 (N=1755)

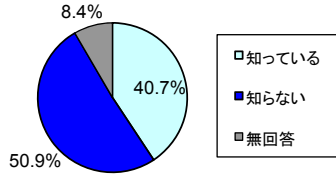
5-2 共同受信施設における対応状況 -ビル陰、高圧線付近などの受信障害対策-

利用している共同受信施設の地上デジタル放送への対応状況について、6割以上の方が視聴できないもしくは分からないと答えていることから、施設管理者に対するデジタル化対応方法に関する具体的な説明・助言などを通じ、これら視聴者(施設利用者)の理解増進及び施設のデジタル化の促進を図っていく必要がある。

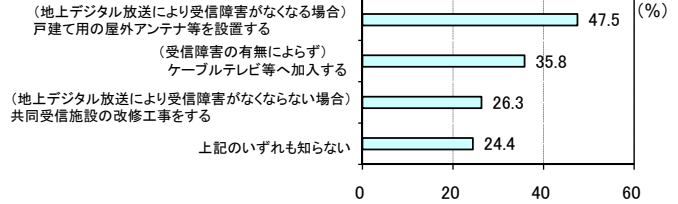
地上アナログ放送をビル陰、高圧線付近などの受信障害対策としての共同受信施設で視聴している方(N=441)

地上デジタル放送の特性や視聴するための方法についての認知度

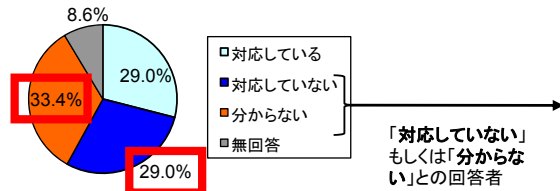
Q1. 地上デジタルテレビ放送は、アナログ放送に比べて受信障害に強い方式を採用しているため、受信障害が生じる地域が小さくなり、戸建て用の屋外アンテナ等を設置するなどして、直接、デジタル放送を視聴できる可能性が高まることをご存知ですか。



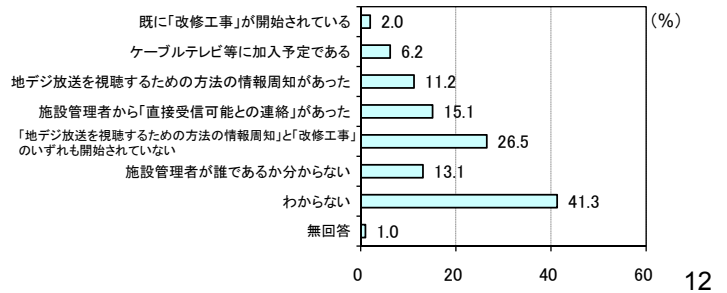
Q2. 現在、地上アナログテレビ放送用の共同受信施設を利用している方が、今後、地上デジタルテレビ放送を視聴するための方法について、あなたのご存じのことを、次の中からいくつかもお知らせください。(複数回答可)



共同受信施設の地上デジタル放送への対応状況



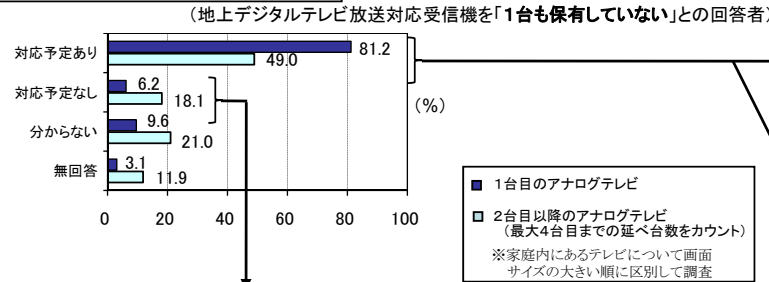
共同受信施設の工事の進捗状況(複数回答)



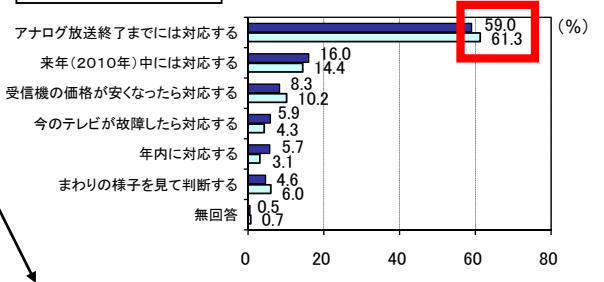
6-1 今後のデジタル化の予定 -対応受信機を1台も保有していない世帯-

地上デジタルテレビ放送にこれまで対応していない世帯では、今後の予定として、受信機の価格低下等の状況によらず単に「アナログ放送終了までに対応する」と回答した世帯の割合が高い。

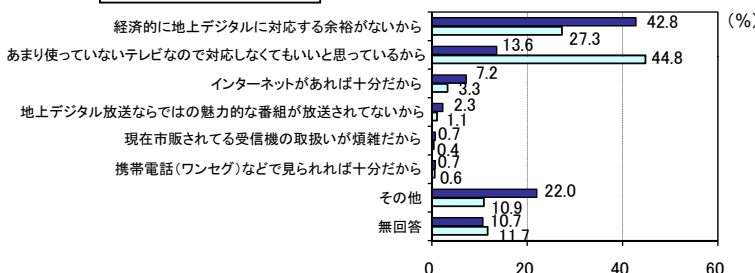
アナログ放送停波までの対応予定



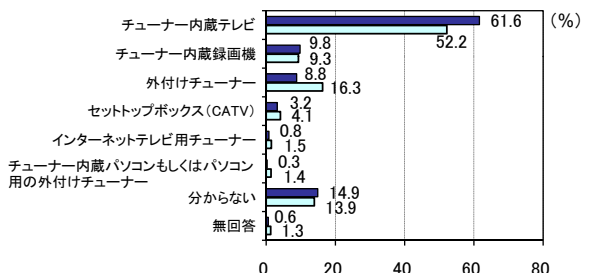
対応時期等の目安



対応予定なしの理由



購入したい受信機のタイプ



保有しているアナログテレビのうち少なくとも1台は、アナログ放送の終了までに「対応予定あり」と回答した世帯は 82.2% (→ 全世帯の31.9%に相当。既に地デジ受信機を1台は保有している60.7%と合わせれば、全世帯の92.6%がアナログ終了時までに対応することに)

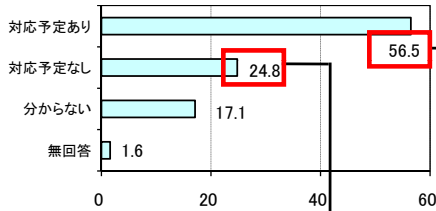
【参考】その他の世帯 ・一部又は全部の保有アナログテレビについて「わからない」と回答した世帯は、12.5% (→ 全世帯の4.8%に相当)
・全てのアナログテレビについて「対応予定なし」と回答した世帯は、5.3% (→ 全世帯の2.1%に相当)

6-2 今後のデジタル化の予定 - 既に対応受信機を1台は保有している世帯 -

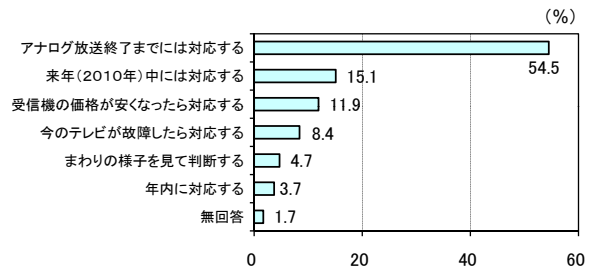
既に受信機の1台は地上デジタルテレビ放送に対応済みの世帯では、未対応のアナログ受信機について、「対応予定はない」などとする傾向がより高い。

アナログ放送停波までの対応予定

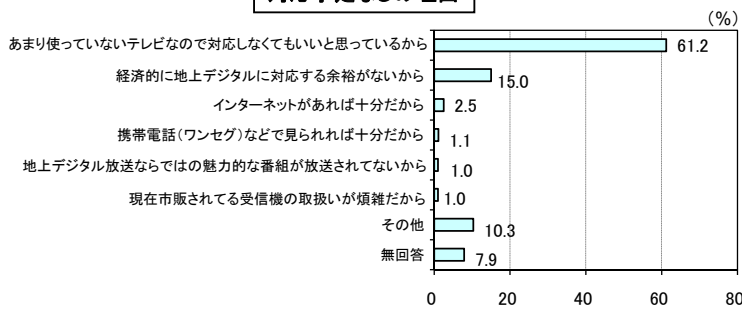
(地上デジタルテレビ放送対応受信機を「いずれか保有している」との回答者)
(%)



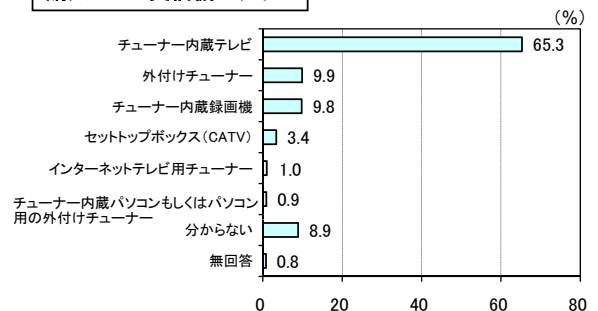
対応時期等の目安



対応予定なしの理由



購入したい受信機のタイプ



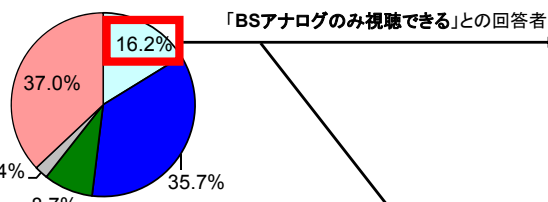
※家庭内にあるデジタル化未対応のテレビについて最大4台までの延べ台数をカウント

7 その他 - BSアナログテレビ放送停波に関する認知度 -

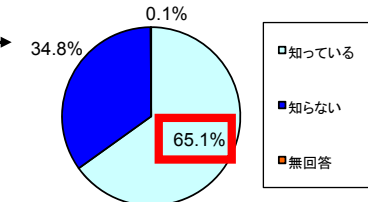
BSアナログテレビ放送のみ視聴可能と回答した世帯のうち、BSアナログテレビ放送が停波することについては65%程度、2011年という正確な停波時期については58%程度が認知。約2年後に迫る停波時期についての認識を更に高め、BSデジタル放送への移行を喚起していくことが今後の課題。

BS放送の視聴可否 (全員)

- BSアナログのみ視聴できる
- BSアナログ・デジタル両方視聴できる
- BSデジタルのみ視聴できる
- BSアナログ放送を視聴できるがBSデジタルの視聴可否は不明
- 視聴できない・分からない・無回答

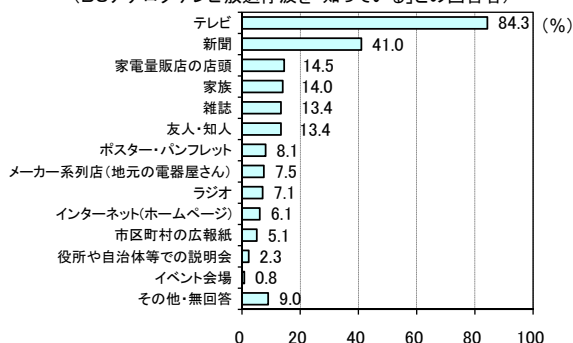


BSアナログテレビ放送停波についての認知

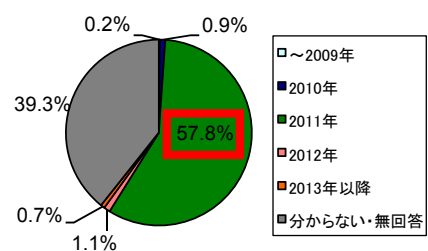


BSアナログテレビ放送停波の認知経路(複数回答)

(BSアナログテレビ放送停波を「知っている」との回答者)



BSアナログテレビ放送停波の時期についての認知



地上デジタル放送への移行に伴う経済効果の推計の際の前提条件

試算対象となる『効果』の定義

- 地上デジタル放送への移行に伴い発生するサービス・事業による収入・設備投資を直接効果として捉えた。
- 直接効果は、既発生分に加えて将来発生分も含めた。
- 直接効果に加えて、他産業への波及も加味した。(経済波及効果)
- アナログ放送時代から発生しているサービスや事業による収入(広告収入・TVなど)とデジタル放送により新たに生まれる収入(ワンセグ、跡地利用サービスなど)を分けて考えた。

効果と見なす対象

- 大きく下記の3つの項目に分けて推計した。
 - ①地上デジタル放送を“あまねく”視聴できるようにするための効果
 - ②地上デジタル放送のサービス・事業
 - 1.放送事業収入、NHK受信料収入
 - 2.地上放送がデジタル化されたことにより生まれる新規サービス・事業
 - ③地上アナログ放送跡地で展開されるサービス・事業

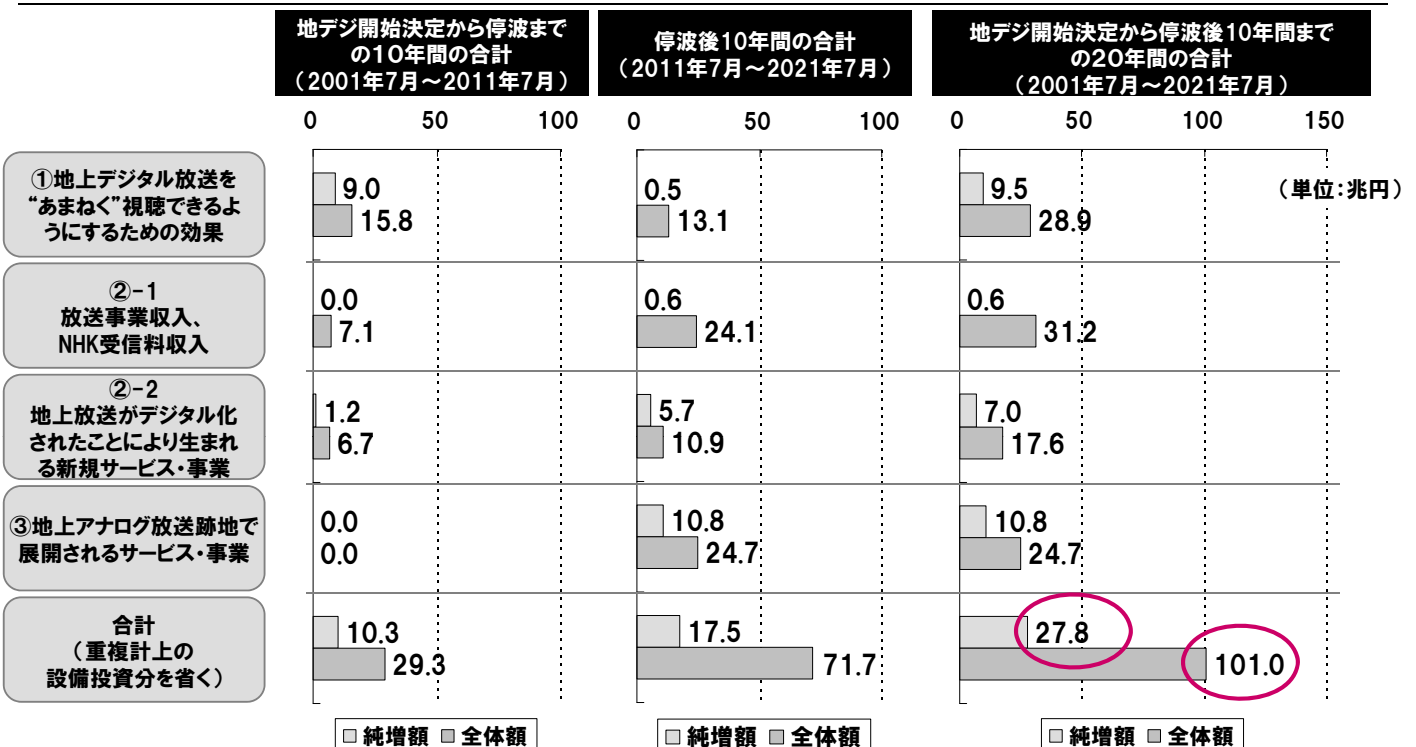
効果の計測期間

- 地上デジタル放送開始決定の2001年7月から、停波10年後の2021年7月までを計測期間とした。
 - 放送局の設備については、地デジ開始決定から投資を行っており、2001年7月から計測する必要がある。
 - 跡地サービスについては、サービスが普及するまでに期間が掛かるためサービス開始後10年後の2021年7月までを対象とした。

その他前提条件

- GDP成長率は加味していない
- 経済波及効果は、総務省「産業連関表(2005年)」を元に、算出した。
→2008年の経済環境の悪化の影響は加味していない。

【STEP②】地上デジタル放送の移行に伴う(直接的な)経済効果推計 推計結果サマリ<直接効果> 地デジ開始決定から停波後10年間までの20年間の経済効果(直接効果)は 純増額が27.8兆円、全体額が101兆円



【STEP③】地上デジタル放送の移行に伴う経済波及効果推計・雇用誘発効果推計 経済波及効果
**地デジ開始決定から停波後10年間までの20年間の経済波及効果は
 純増額ベースで69.2兆円、全体額ベースで249.0兆円**

◆生産誘発額

	地デジ開始決定から停波までの 10年間の合計 (2001年7月～2011年7月)		停波後10年間の合計 (2011年7月～2021年7月)		地デジ開始決定から 停波後10年間までの20年間の合計 (2001年7月～2021年7月)	
	①純増額	②全体額	①純増額	②全体額	①純増額	②全体額
直接効果						
i (地デジ移行に伴い発生するサービス・事業による収入・設備投資)	10.3	29.3	17.5	71.7	27.8	101.0
1次波及効果						
ii (直接効果が発現されることにより他産業に発生する売上)	11.9	31.3	16.5	70.0	28.4	101.3
2次波及効果						
iii (直接+1次効果による所得増に伴う消費増※)	4.8	13.6	8.2	33.2	13.0	46.7
iv 経済波及効果合計 (= i + ii + iii)	27.0	74.1	42.2	174.9	69.2	249.0
v 乗数 (= iv ÷ i)	2.6	2.5	2.4	2.4	2.5	2.5

※厳密には消費増に伴い他産業に発生する売上も含む

【留意点】

- 経済波及効果は、総務省「産業連関表(2005年)」を元に算出したため、**現在の経済環境の悪化の影響は加味していない。**

地上デジタル放送への移行に伴う経済効果等に関する研究会名簿(敬称略、五十音順)

稲葉 悠	株式会社東京放送 執行役員
岡村 憲優	社団法人電子情報技術産業協会 デジタル放送PG主査
土屋 円	日本放送協会 総合企画室(経営計画)担当局長
中山 裕香子	株式会社野村総合研究所 情報・通信コンサルティング部上級コンサルタント
福田 俊男	株式会社テレビ朝日 常務取締役
座長 三友 仁志	早稲田大学国際学院 大学院アジア太平洋研究科教授
和田 仁	株式会社電通 電通総研所長

1. 技術的・経済的サポート

※ 平成21年度国庫債務負担行為限度額にかかる平成22年度以降の歳出化額を含む

- **デジタル受信相談体制の充実・強化** 【拡充 80.3億円】
 - ・10月1日に全国11箇所で開催した支援センターを全都道府県レベルに拡充設置(2月に前倒し実施)
 - ・個別専門的な受信相談、受信状況調査(混信等調査1.7万回)、共聴施設への働きかけ実施(11万件)
 - ・コールセンターの運営(支援センターと一体的・効率的運営)
- **高齢者・障害者への働きかけ、サポート** 【新規 88.2億円】
 - ・町内会・自治会を通じたきめ細やかな説明会、福祉施設等への訪問説明
 - ・独居高齢者宅等への戸別訪問
- **受信機器購入等の支援** 【新規170.1億円】
 - ・NHK受信料全額免除世帯を対象に、チューナ無償給付、アンテナ工事等を実施(3年最大260万世帯)

2. 送受信環境の整備

- **辺地共聴施設の改修等支援** 【拡充 52.1億円】
 - ・デジタル化により新たに難視聴になる地域における共聴施設の新設に限り、補助率を拡充(1/2→2/3)
- **都市受信障害施設の改修支援** 【新規 53.9億円】
 - ・必要に応じ受信障害調査を実施、デジタル化改修を行う場合に国が費用の1/2を上限に補助
- **暫定的な衛星利用による難視聴対策** 【新規 7.8億円】
 - ・デジタル難視聴地域に対して、東京の番組を衛星により再送信するために必要な経費を補助(送信側(衛星運用経費等)2/3、受信側(パラボラアンテナ等の給付等)10/10)
- **デジタル中継局の整備の支援** 【継続 16.9億円】
- **デジタル混信対策** 【拡充 5.3億円】
- **ケーブルテレビ施設の整備** 【ICT交付金予定額(78.7億円)の内数】

3. その他

- **アナログ放送終了リハーサル** 【新規 0.4億円】 等 3.3億円
 - ・一部地域においてアナログ放送を一次終了し、デジタル放送への移行に係る諸課題を検討

平成21年度(補正予算案) 地上デジタル放送関係予算の概要

1. デジタルテレビ購入支援【約1,950億円】

- 省エネ家電の購入支援としてのエコポイントの付与に加え、デジタルテレビの普及促進のため、その普及により放送のデジタル化が確実に進められるよう、追加で5%の「エコポイントプラス」を付与。

(注) エコポイント

- ・省エネ効果の高い家電製品を購入した際に付与され、一定の商品と交換可能なポイント
- ・製品購入の5%相当+リサイクル料金相当(テレビについては平均3%)

2. 公共施設のテレビの買替【1,500億円程度】

全体でテレビ約120万台

- 所管省庁において要求(学校、社会福祉施設等)
- 「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」で対応可能(消防署、公立病院、庁舎等)

3. 送受信対策【150億円】

- (1) 受信障害対策共聴施設《拡充》
 - ・受信調査の追加、施設の新設メニュー等の追加 等
- (2) 小規模・老朽化等のアパート・マンションのデジタル化《新規》
- (3) デジタル難視聴解消対策《拡充》
 - ・難視聴対策デジタル新局 等



平成 20 年 7 月 10 日
デジタル放送への移行完了の
ための関係省庁連絡会議 決定

地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008

第 1 はじめに

アナログ放送がカバーしていた地域にあまねくデジタル放送を提供し、全ての世帯でデジタル放送を良好に受信・視聴できる環境を整えとともに、電波法令に定められた移行期限である平成 23 年（2011 年）7 月 24 日までに、大きな社会的な混乱を招くことなく円滑にアナログ放送を終了するためには、国と関係者が一体となって総合的な取組を推進することが必要である。

これまでは、総務省に設置された情報通信審議会や地上デジタル放送総合対策本部における各種施策の検討や取組が中心であったが、国民に親しまれ、生活に最も身近な存在であるテレビが有する社会的影響力の大きさにかんがみ、これらの取組に加えて、関係省庁が相互に連携し政府を挙げた取組を推進するなど万全の体制を確保することが必要となる。また、関係省庁においては、総務省の取組を踏まえつつ、移行完了の必要性、移行に向けた課題について認識を共有化し、互いに一層連携した取組を強化する必要がある。

このため、昨年 9 月に「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」を内閣官房に設置し、これまで関係者からのヒアリング等を含む計 6 回の会合を開催し、課題の洗い出し及びそれに対する施策の検討を進めてきた。本年 5 月には、アクションプランの骨子を明らかにし、パブリックコメントに付することによって、政府全体の取組に対し広く国民各層の理解を深め、忌憚のない意見を求めることとした。パブリックコメントに寄せられた意見等も踏まえて検討を行い、本アクションプランを取りまとめたこととした。

第 2 具体的な取組

第 1 章 公共施設のデジタル化

公共施設のデジタル化については、①設置されているテレビが利用者にとって緊急時の連絡手段として重要な役割を果たすような施設については早期かつ確実にデジタル化される必要があること及び②国又は地方公共団体の施設については各地域における工事の平等化等の観点から早期にデジタル化改修されることが望ましいこと等から、平成 22 年 12 月未までに全ての公共施設におけるデジタル化改修が完了することを目標として取り組む。

(1) 国民生活と密接に関連する公共的な施設のデジタル化【関係省庁】

国民が利用する公共的な施設のうち、その利用者にとってテレビが災害等の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすもの（特に、学校、公民館、病院、高齢者や障害者の入所する社会福祉施設。以下「重要公共施設」という。）について、各施設のデジタル化改修が完了するよう、各重要公共施設の所管省庁から、本年 9 月中旬に注意喚起を行う。また、各重要公共施設の所管省庁においては、重要公共施設のデジタル化改修状況について把握するよう努める。

なお、重要公共施設のうち、国又は地方公共団体が自ら所有するものについては、(2)又は(3)の取組として実施することとし、(2)又は(3)に該当する施設に優先してデジタル化対応を行うこととする。

(2) 国の施設のデジタル化【全省庁】

各省庁は、所管の施設（所管の独立行政法人の施設を含む。）について、速やかにデジタル化の改修状況及びデジタル受信機への置換状況を把握し、本年 8 月末まで（ただし、所管の独立行政法人については平成 21 年 3 月末まで）に改修計画を策定することとし、内閣官房において各省庁の計画をとりまとめの上、公表する。

また、各省庁は、毎年度 9 月末及び 3 月末時点における同計画の達成状況を確認し、内閣官房が政府全体としての達成状況を取りまとめの上、公表する。同計画については、各省庁において必要な見直しを行う。

(3) 地方公共団体の施設のデジタル化【総務省・関係省庁】

地方公共団体の施設（住宅供給公社及び都市整備公社の施設を含む。）について、総務省及び関係省庁は、地方公共団体に対して、各地方公共団体の施設のデジタル化改修状況を速やかに把握し、デジタル化改修の計画策定を行うよう要請する。また、併せて、各地方公共団体において毎年度末（ただし平成 22 年度は 9 月末及び 3 月末）時点における同計画の達成状況を確認し公表することを要請する。

第 2 章 公共施設等による受信障害への対応

公共施設等の原因とする受信障害については、受信障害対策共同受信施設（共聴施設）の設置等により対策が講じられており、デジタル放送においても受信障害が継続する場合には当該共聴施設のデジタル化対応が必要である。

公共施設等により受信障害が生じている場合には、国民のデジタル放送視聴を阻害することのないよう、平成 22 年 12 月未までに全ての公共施設等による受信障害へのデジタル化対応が終了することを目標として、共聴施設のデジタル化対応に率先して取り組む。

(1) 国の施設等による受信障害への対応【全省庁】

各省庁において、所管の施設（所管の独立行政法人の施設を含む。）による受信障害の現状等を速やかに把握し、本年 8 月末まで（ただし、所管の独立行政法人については平

成 21 年 3 月末まで) にデジタル化対応に向けた具体的計画を策定することとし、内閣官房において各省庁の計画をとりまとめ公表を行う。その後、各省庁において、当該計画を踏まえ、受信障害範囲の調査、共聴施設による視聴者等への適切な周知説明と対応方法、費用等に係る話し合い等を進め、共聴施設のデジタル化対応を推進する。

また、各省庁において、毎年度 9 月末及び 3 月末時点における同計画の達成状況を確認し、内閣官房が政府全体としての達成状況を取りまとめ公表する。同計画については、各省庁において必要な見直しを行う。

(2) 航空機による受信障害への対応【国土交通省・防衛省】

民間航空機による受信障害の有無について、国土交通省は、その現状を把握し、空港周辺のデジタル放送の中継局が整備された段階において調査を行い、地域住民のデジタル放送の受信障害防止のために必要な措置を講じる。

自衛隊等の航空機による受信障害の有無について、防衛省は、自衛隊等の飛行場周辺のデジタル放送の中継局が整備された段階において調査を行い、地域住民のデジタル放送の受信障害防止のために必要な措置を講じる。

(3) 地方公共団体の施設等による受信障害への対応【総務省・関係省庁】

総務省及び関係省庁において、各地方公共団体に対して、地方公共団体の施設(住宅供給公社及び都市整備公社の施設を含む。)による受信障害の現状等を速やかに把握するとともにデジタル化対応に向けた具体的計画を策定し、その後、当該計画を踏まえ、受信障害範囲の調査、共聴施設による視聴者等への適切な周知説明と対応方法、費用等に係る話し合い等を進め、共聴施設のデジタル化対応を推進するよう要請する。

併せて、各地方公共団体において毎年度末(ただし平成 22 年度は 9 月末及び 3 月末)時点における同計画の達成状況を確認し公表することを要請する。

(4) 公益事業者による受信障害への対応【総務省・関係省庁】

総務省は、関係省庁の協力を得て、所管の電力、鉄道等大規模な施設を用いて公益性の高い事業を行う者(以下「公益事業者」という。)に対して、そうした公益事業固有の施設に関する共聴施設や受信障害の現状等の把握、適切な周知広報等、デジタル化に向けた視聴者への早期の対応を働きかけ、定期的に対応の進捗状況を確認し、他の受信障害対策共聴施設の状態と併せて公表等を行う。

また、総務省は、情報通信審議会における受信障害対策を含むデジタル放送への完全移行に向けた様々な課題についての提言を踏まえ、関係省庁とも連携しつつ、必要となる施策を検討し、本年末までに結論を得る。

第 3 章 廃棄・リサイクル対策

- (1) アナログ受信機の継続使用が可能なことを周知する取組【総務省・経済産業省】
外付けのデジタルチューナーやデジタルチューナー内蔵の録画機との接続や一定の条

件を満たすケーブルテレビへの加入により、アナログ放送の終了後も、引き続きアナログテレビが使用できることについて、周知広報を徹底する。

また、昨年 12 月に(社)デジタル放送推進協会(Dpa)がとりまとめた『「簡易なチューナー』の仕様ガイドライン』を踏まえて、簡易で低廉なチューナーの開発をメーカーに働きかけることにより、このような外付けチューナーの活用を促進する。

- (2) アナログ受信機の廃棄・リサイクルの時期・台数の予測の見直し【総務省・経済産業省・環境省】

アナログ受信機の廃棄・リサイクルの時期・台数の予測については、(社)電子情報技術産業協会(JEITA)において試算しているところであるが、直近の販売動向や調査結果を踏まえて、毎年度見直しを行うよう、関係省庁が共同で要請する。

(3) アナログ受信機の排出に適切に対応できる体制の整備【経済産業省・環境省】

経済産業省及び環境省は、メーカーに対して、仮に、アナログ受信機の排出量が予測を上回る不測の事態になった場合でも、家電リサイクル法に基づく義務を果たせるよう、適切に対応することを指導する。

環境省において、アナログ放送停止へ向けたアナログテレビの円滑な廃棄の促進のための調査を本年度に実施する。

第 4 章 悪質商法等対策

(1) 関係省庁間の連絡体制の強化【内閣府・警察庁・総務省・経済産業省】

関係省庁は、本年 7 月末までに、関係省庁間の連絡体制を強化し、悪質商法等による被害が発生した際には、その情報を速やかに共有し、報道機関にも提供できる仕組みを構築する。

悪質商法等対策を進めるために、関係省庁が独自に情報収集を行うほか、全国消費者生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)の「消費生活相談情報データベース」等を活用して、悪質商法等に関する情報を収集・共有し、これらの情報を踏まえて、関係省庁が連携して対策を講じる。

その他、関係省庁において、(2)から(5)に挙げた取組を進める。

(2) 悪徳商法関係省庁連絡会議等を通じた関係者への周知等の要請【内閣府】

内閣府は、「悪徳商法関係省庁連絡会議」(本年 3 月設置)、高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会、都道府県等消費者行政担当課長会議等の場を通じて、消費者トラブルの事例を議題とし、関係者への周知・被害事例の監視を要請する。

(3) 警察庁ホームページにおける注意喚起・広報啓発及び取締りの推進【警察庁】

警察庁は、関係機関と連携し、振り込み詐欺や悪質商法について、警察庁ホームページ

ジ内にページを掲載し、注意喚起、広報啓発を行う。また、振り込み詐欺や悪質商法の取締りを推進する。

(4) リーフレット等を通じた注意喚起の実施【総務省】

総務省は、リーフレット、ホームページ、説明会等を通じて注意喚起を実施するとともに、実際に事例が発生した場合は、関係機関と連携して、情報提供・注意喚起を実施し、再発防止に努める。実際に事例が発生した場合は、放送事業者への協力要請等により、被害の発生・拡大の防止に努める。また、地方公共団体に対しても注意喚起等の依頼を行う。

(5) 訪問販売規制やクーリング・オフの方法等についての周知・広報の実施【経済産業省】

経済産業省は、経済産業省による広報サイト「消費生活安心ガイド」等の手段を利用して、特定商取引法のルール（訪問販売等の規制）やクーリング・オフの方法等についての周知・広報を行う。

第5章 国民視聴者に対する周知広報の充実

(1) 放送事業者のスポンサー・番組による周知広報【総務省】

総務省は、これまで行われている放送事業者による地上デジタル放送への移行を促進するためのスポンサー放送や、「アナログ放送終了計画案」に示された取組を着実に実施するよう、放送事業者に働きかけるとともに、全国地上デジタル放送推進協議会等の場において、放送事業者とともに更なる取組の強化を検討する。

(2) 説明会等の開催【総務省】

総務省は、(社)デジタル放送推進協会(Dpa)、放送事業者、ケーブルテレビ事業者等と協力し、市町村、共聴組合、一般国民、販売店等に対して、説明会等を開催する。本年度には、合計500回以上、のべ5万人以上への説明等を目指して取り組む。地域住民を対象とした説明会等の開催に際しては、地方公共団体からの開催要望を十分に踏まえる。

(3) 地域の相談・支援体制の強化【総務省】

総務省は、本年秋季を目的に、全国10箇所程度に、現地対応のための「テレビ受信者支援センター(仮称)」を設置するとともに、平成21年度にその設置箇所及び相談・支援内容が拡充されるよう取り組む。特に、テレビが日常生活の一部となっている高齢者に対しては、デジタル移行に必要な機器や工事に、きめ細かく相談に応じ、助言できる体制を整える。

(4) 地方公共団体を通じた周知広報【総務省】

総務省は、昨年11月に地方公共団体に対して、広報物等への掲載、総務省ポスター・

パンフレットの窓口への提示・据置き、地域イベントの機会を捉えた周知等について、協力を依頼したところであるが、さらに、周知広報活動のボランティア募集や説明会の開催への協力などの取組について、速やかに協力を依頼を行う。協力依頼に際しては、国と地方公共団体の役割分担等について、十分に配慮する。

(5) 所管団体による周知広報【全庁】

各省庁は、所管団体(業界団体の他、高齢者団体、障害者団体、障害者団体の団体を含む。)に対して、本年9月に、当該団体の参加者へのアナログ放送の終了に関する周知を速やかに行うことを協力依頼する。また、工事業界、建築物保守管理業界、不動産業界、家電流通業界等、デジタル放送の視聴に関する工事やテレビの販売を行う業界等に対しては、一般視聴者や共聴施設管理者等へのデジタル放送に関する情報提供・注意喚起を協力依頼する。さらに、通常の業務において一般視聴者と接する機会が多い業界に対しては、地上デジタル放送に関するポスターの掲出やリーフレット等の据置きなど、一般視聴者への周知広報に関する協力を依頼する。

なお、要請を行う団体は、公益法人、独立行政法人及び特殊会社をはじめとする全ての所管団体とすることを原則とし、個々の団体の性質等に応じて各省庁において判断を行う。

第6章 デジタル受信機の普及

(1) 低廉で簡易なチューナーの開発・流通の促進【総務省・経済産業省】

総務省及び経済産業省は、連携して、アナログ受信機に接続してデジタル放送が視聴できるチューナーが低価格で適切に提供されるよう、昨年12月に社団法人デジタル放送推進協会がとりまとめた「『簡易なチューナー』の仕様ガイドライン」を踏まえつつ、引き続き、簡易で低廉かつ、安全や省エネルギー等にも配慮したチューナーの開発・供給をメーカーに働きかける。

(2) デジタル受信機の供給【総務省・経済産業省】

総務省は、「地上デジタルテレビジョン放送に関する浸透度調査」(毎年3月実施)を毎年実施し、引き続きデジタル化対応状況の現状把握と進捗管理に努めるとともに、併せて未対応のアナログテレビの今後のデジタル化意向の有無についても把握に努める。これら結果の公表により、メーカー等への情報提供を図り、確実な対応を促進する。経済産業省は、テレビメーカーに対し、製品安全等には万全を期しつつ、より低廉で多様な、そしてより使いやすいデジタルテレビ・デジタルチューナーの開発・供給を推進すること、家電流通業界に対しては、国民視聴者の多様な選択を可能とするデジタルテレビ・デジタルチューナーの流通を促進すること等を様々な機会を活用して継続的に要請する。

(3) デジタル受信機器購入等への支援等【総務省・厚生労働省】

デジタル受信機の購入等のデジタル化対応は、視聴者の自己負担を原則としつつ、明らかな経済的理由により、これまでアナログ放送を視聴していたにもかかわらずデジタル放送が視聴できなくなると考えられる生活保護受給世帯に対しては、総務省情報通信審議会の第5次中間答申も踏まえて、総務省において支援方法を具体化し、簡易なチューナー等の支援を行う。実施方法の具体化の検討にあたっては、厚生労働省等の関係省庁や地方公共団体等とも連携して取り組む。

なお、聴覚障害者が利用している「情報受信装置」については、「日常生活用具」として地方公共団体からの給付対象に含まれるものであることから、厚生労働省から地方公共団体に対して、地上デジタル放送対応型の「情報受信装置」の開発状況の情報提供等を行う。

第7章 放送基盤の整備

(1) 中継局の整備促進【総務省】

総務省は、デジタル中継局について、「中継局ロードマップ（第3版）」（平成20年3月公表）に沿って平成22年12月末までに着実に整備されるよう取り組む。また、「デジタルテレビ中継局整備事業」により、条件不利地域へのデジタル中継局整備に対する支援を行う。

(2) 辺地共聴施設の改修・整備促進【総務省】

総務省は、平成22年12月末までに辺地共聴施設の改修を完了すべく、目標設定を行い、進捗状況を把握する。また、地方公共団体に対して周知広報や現状把握等についての協力を要請するとともに、都道府県、放送事業者、関連団体で構成する連絡・連携体制を整備し総合的かつ一体的に推進していく。さらに、「共聴施設整備事業」等により、辺地共聴施設に対する支援を行う。

(3) 受信障害対策共聴施設の改修促進【総務省・関係省庁】

総務省は、公益事業者等に対して、受信障害の現状等の把握や視聴者等への適切な周知広報などデジタル化に向けた早期の対応を働きかける。また、総務省は、平成22年度末までに受信障害対策共聴施設の改修等を完了すべく、共聴施設のデジタル化の現状等を本年度末までに把握し、それをもとに計画的な周知広報と進捗状況のフォローアップを図るとともに、複数建物の影響等による複合的な受信障害について、本年度までに課題を整理・類型化し、デジタル化の推進方策を策定する。

(4) デジタル混信による受信障害の解消に向けた対応【総務省】

総務省は、デジタル混信障害について、混信予測のシミュレーションを本年度前期に実施し、それに基づく現地での実測調査を本年度中に行う。

(5) 集合住宅共聴施設の改修促進【総務省】

総務省は、本年8月末までに集合住宅共聴施設のデジタル化改修に要する標準的経費等を取りまとめ、その後、実例の蓄積等によりその充実を図る。さらに、平成22年度末までに集合住宅共聴施設の改修等を完了すべく、不動産会社・管理会社・保守業者等の協力も得て、施設管理者等の情報やデジタル化対応の状況等を継続的に把握し、それに基づき、計画的な周知広報、早期の改修の働きかけと進捗状況のフォローアップ等の取組を行う。また、不動産取引関係業界等に対し、賃貸の際に地上デジタル放送の視聴の可否を把握している場合は情報提供を行うように働きかけを行う。

(6) ケーブルテレビの整備・デジタル化促進【総務省・農林水産省】

総務省は、「地域情報通信基盤整備推進交付金」等の活用により、デジタル放送が難視聴となる地域（共聴施設のデジタル化改修が困難な場合を含む）におけるケーブルテレビの整備をはじめ、市町村や第3セクターが既に整備したケーブルテレビのデジタル化対応を促進し、平成23年初頭までにケーブルテレビの全加入世帯においてデジタル放送の視聴が可能となるよう取り組む。

農林水産省は、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を活用し、農山漁村地域におけるケーブルテレビ等の整備を推進する。

(7) 公設型光ファイバの活用【総務省・国土交通省・農林水産省】

条件不利地域等の電波による地上デジタル放送の受信が困難な地域において、地上デジタル放送の再送信を行うことを可能とするため、光ファイバ回線を活用することを検討する。

総務省は、「地域情報通信基盤整備推進交付金」等の活用により、農山村等の条件不利地域における光ファイバ網等の整備を推進する。

総務省は、公共施設管理用光ファイバの活用に対する具体的なニーズを全国的に把握し、国土交通省は、そのニーズに基づき、国の管理する河川・道路管理用光ファイバの活用について検討する。

農林水産省は、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を活用し、農山漁村地域における光ファイバ等の整備を推進する。

(8) 離島等特殊な地域への対応【内閣府・総務省・農林水産省・国土交通省】

総務省は、本年度には離島地域を含めた条件不利地域を対象とした「デジタルテレビ中継局整備事業」について事業主体、補助率を拡充する。また、離島地域において、内閣府や国土交通省と連携を行いつつ、デジタル中継局の整備を推進する。

内閣府及び総務省は、平成19～20年度に、沖縄振興の一環として、沖縄の先島地区（宮古島以西の離島）へ地上デジタルテレビ放送を伝送するために、その前提として必要となる沖縄本島～宮古島間の海底光ケーブルに係る機器等を整備する。

農林水産省は、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を活用し、離島地域の農山漁村においてもケーブルテレビの整備により地上デジタル放送を視聴できる環境整備を

進める。

東京都小笠原村及び沖縄県南大東村、北大東村におけるデジタル移行については、今後、地元地方公共団体等と関係省庁間で検討する。

(9) 衛星によるセーフティネット【総務省】

総務省は、平成 23 年までに地上系の放送基盤で地上デジタル放送を送り届けることができない地域において、アナログ放送終了により地上テレビ放送が視聴できなくなる世帯が生じないよう、暫定的・緊急避難的措置として、衛星を活用して地上デジタル放送を送り届ける仕組みを、放送事業者とともに早急に構築する。

第 8 章 地上デジタル放送の有効活用

(1) 各分野における有効活用の促進【関係省庁】

防災分野（総務省・国土交通省）、教育分野（文部科学省）、医療分野（厚生労働省）、電子政府・電子自治体（全省庁）において、有効活用に向けた取組みを推進する。

(2) 字幕・サラウンド放送等の普及促進【総務省・経済産業省】

総務省は、平成 19 年 10 月に策定・公表した「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を踏まえ、引き続き、字幕放送等の普及促進に取り組む。

また、総務省と経済産業省は、サラウンド放送の推進や、サラウンド放送対応機器の普及に取り組む。

(3) 活用事例の集積・公表【関係省庁】

(1) の地上デジタル放送の有効活用事例について、内閣官房において毎年度とりまとめを行い、公表する。

第 9 章 その他

(1) デジタル関連工事の供給【総務省・経済産業省】

総務省は、デジタル関連工事の供給については、工事集中回避の観点から、周知広報、説明会の開催等を通じて、視聴者の地上デジタル放送対応の前倒しを働きかけるとともに、「地上デジタルテレビジョン放送に関する浸透度調査」の調査結果を踏まえ、工事業者等に対し、需要に対応した供給体制を構築するよう働きかける。

経済産業省は、一般家庭のデジタル関連工事を請け負うことの多い地域の町の電気機器販売店の全国団体に対して、今後も継続して関連する情報提供を実施する。

(2) 簡易なリモコン等の開発・流通【総務省・経済産業省】

総務省及び経済産業省は、(社)電子情報技術産業協会（JEITA）に対して、本年 2 月に関係各メーカーにおける簡易なリモコンの開発と普及推進について協力を依頼しており、このような高齢者が地上デジタル放送に移行することを容易にするような取組の促進に、今後とも引き続き取り組む。

(3) 環境に配慮したデジタル受信機の推奨【経済産業省】

経済産業省は、テレビメーカーに対し、省エネルギー、環境等に配慮した機器を推奨する取組を進めており、今後も引き続き実施する。

(4) デジタル放送の受信実態把握及び将来予測【総務省・経済産業省】

総務省の「地上デジタルテレビジョン放送に関する浸透度調査」の中で、新たに実施した 2 台目以降の各アナログテレビのデジタル化意向に関する調査結果を有効に活用するとともに、他の民間調査との協力・連携等の可能性を検討しつつ、引き続き、国民視聴者のデジタル化対応状況の把握に努める。

経済産業省は、デジタル受信機等の出荷や販売の動向を正確に把握するため、受信機メーカーや販売店からの、出荷・販売等情報の収集に努め、精度の高い地上デジタル放送受信実態のモニタリングに協力する。

(5) アナログ放送終了手順の告知及びリハーサル実施の検討【総務省】

総務省は、平成 23 年 7 月までにアナログ放送を終了させる具体的な手順、手法について、全国地上デジタル放送推進協議会の場で、放送事業者とともに検討を行い、本年 4 月に「アナログ放送終了計画案」としてとりまとめたところであり、今後、同計画案の内容を国民に対して広く周知するとともに、同計画案を着実に推進する。その際、アナログ放送終了時に無用の社会的混乱が生じないようにするため、特定の地域においてアナログ放送を一時的に停止するなどのリハーサルを実施することの可否についても検討する。

第 3 移行に向けた連携体制の強化とアクションプランの見直し

関係省庁連絡会議での取組状況等を踏まえ、関係省庁間の連携を深め、デジタル移行を確実なものとする上でふさわしい取組体制の強化について、引き続き検討する。

また、関係省庁において、地上デジタル放送への完全移行に向けた検討を行うこととし、来年 6 月を目途に、このアクションプランを見直すこととする。

各省庁所管の施設のデジタル化改修計画及び受信障害への対応計画について

平成20年10月20日
内閣官房副長官補室

省庁名	デジタル化改修計画						受信障害対応計画						
	対象施設数		改修未了施設数		対応完了予定年度		対象施設数	対応未了施設数		対応予定年度			
	施設数	割合(%)	H20	H21	H22	施設数		割合(%)	H20	H21	H22	未定その他	
内閣官房	6	1	16.7%	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
内閣府	14	6	42.9%	0	0	6	0	0	0	0	0	0	
公正取引委員会	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
警察庁	283	142	50.2%	1	87	54	7	3	42.9%	0	0	3	
金融庁	1	0	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	
総務省	43	7	16.3%	0	7	0	3	3	100.0%	0	3	0	
法務省	1,616	1,146	70.9%	10	561	289	146	136	93.2%	1	0	131	4
外務省	11	10	90.9%	0	8	2	2	2	100.0%	2	0	0	0
財務省	2,231	1,400	62.8%	6	561	832	253	231	91.3%	0	152	62	17
文部科学省	14	5	35.7%	0	0	5	2	1	50.0%	0	0	1	0
厚生労働省	2,016	1,686	83.6%	11	55	1,620	60	49	81.7%	1	6	42	0
農林水産省	1,592	241	15.1%	29	44	154	3	3	100.0%	1	0	1	1
経済産業省	38	18	47.4%	4	4	4	2	2	100.0%	0	0	2	0
国土交通省	2,908	1,550	53.3%	49	202	1,155	136	71	52.2%	1	3	58	9
環境省	120	94	78.3%	3	22	20	0	0	0.0%	0	0	0	0
防衛省	8,520	4,443	52.1%	62	242	4,139	213	213	100.0%	0	34	179	0
合計	19,413	10,749	55.4%	175	1,793	8,281	827	714	86.3%	6	198	476	34

地方公共団体施設のデジタル化等対応計画の策定状況

(H21. 3. 31現在)

都道府県	都道府県			市区町村			
	策定済み	策定中	その他 (検討中等)	市区町村数	策定済み	策定中	その他 (検討中等)
北海道	1			180	18	23	139
青森	1			40	9	2	29
岩手	1			35	12	6	17
宮城	1			36	5	11	20
秋田		1		25	2	6	17
山形		1		35	6	3	26
福島	1			59	5	10	44
茨城			1	44	6	5	33
栃木		1		30	8	9	13
群馬		1		38	2	12	24
埼玉	1			70	10	21	39
千葉	1			56	13	16	27
東京			1	62	11	8	43
神奈川	1			33	8	7	18
山梨	1			28	2	7	19
新潟	1			31	6	5	20
長野	1			80	41	15	24
富山	1			15	8	-	7
石川		1		19	7	6	6
福井	1			17	5	5	7
岐阜			1	42	9	9	24
静岡	1			37	2	31	4
愛知		1		61	14	7	40
三重		1		29	5	6	18
滋賀			1	26	-	3	23
京都	1			26	7	7	12
大阪		1		43	3	6	34
兵庫	1			41	17	22	2
奈良	1			39	23	9	7
和歌山	1			30	13	5	12
鳥取	1			19	8	3	8
島根	1			21	6	8	7
岡山	1			27	6	8	13
広島			1	23	3	4	16
山口			1	20	1	3	16
徳島	1			24	4	6	14
香川	1			17	5	3	9
愛媛	1			20	11	2	7
高知	1			34	5	5	24
福岡		1		66	8	14	44
佐賀		1		20	1	4	15
長崎	1			23	6	7	10
熊本	1			47	5	9	33
大分		1		18	2	5	11
宮崎	1			28	4	10	14
鹿児島		1		45	4	12	29
沖縄		1		41	3	18	20
合計	28	13	6	1,800	359	403	1038
	59.6%	27.7%	12.8%	100.0%	19.9%	22.4%	57.7%